

## 平成14年度 第3回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成14年8月27日(火) 10時00分～18時30分

2 場 所 アスト津3Fみえ県民交流センター(イベントコーナー)

3 出席者

(1) 委員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、林委員、福島委員

(2) 事務局

県土整備部

理事、公共事業総合調整分野総括M、都市政策分野総括M、事業評価・システム開発TM、都市基盤TM、下水道TM 他

環境部

環境共生分野総括M、森林保全TM 他

鈴鹿市都市計画部都市整備課長 他

長島町建設部上下水道課長 他

伊勢市下水道建設課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合調整分野総括M)

ただ今から今年度第3回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、7名の委員中6名の委員のご出席をたまり、条例第6条の2に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは議事に入ります前に、本日の委員会の公開について委員長にお諮りしたいと存じます。本日の審査案件につきましては、事務局といたしましては、特段、非公開とする事案はございませんが、いかがいたしましょうか。

(委員長)

非公開の議事はないと判断いたします。傍聴希望者の方が見えましたら、入室していただきたいと思っております。おられますでしょうか。どうぞ。

(傍聴者入室)

傍聴の方々、お待たせいたしました。

お願いがございますけれども、入室される前に事務局から配布されました「傍聴要領」でございますが、再度ご確認いただきまして、注意事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、再評価対象事業の審議に入ります。まず、本日の議事進行について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事業評価・システム開発 T M)

第 1 回、第 2 回の委員会において、ご熱心なご審議いただきましてありがとうございます。本日もどうかよろしくをお願いいたします。それでは、本日の議事進行につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますが、赤いインデックスを貼っております 3 番のものを開いていただきたいと思っております。ここに再評価の予定表がございます。このうち本日は資料で丸印を付けさせていただいた箇所につきまして、説明をさせていただきます、ご審議をたまりたいと存じます。それで概ね午前中につきましては、林道開設事業の 3 件、そして都市公園事業の 1 件、お昼休みを挟みまして午後からは、市町村が事業主体でございます街路事業の 1 件、下水道事業の 2 件という順序で合計 7 件でございますが、ご審議をたまりたいと思っております。

なお、本日ご審議をいただきます市町村事業でございますが、それぞれの市町村長から知事に対しまして審議依頼が提出されておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。ただ今の事務局からのご説明につきまして、いかがでございますでしょうか。委員の方々、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、再評価対象事業の審議に入ります。本日は今事務局からご説明がありましたように 7 案件の審査を行います。事務局から申されましたように、まず 22 番の林道開設事業から説明をいただきます。なお、22 番から 24 番につきましては、同種の事業でございますので、一括して審議を行います。また、審査進行状況によりまして、午前中は 1 番の都市公園事業の審議にも入りたいと考えます。さらに、午後には市町村事業の 3 件をそれぞれ審議いたしたいと存じます。

委員各位をお願いいたします。本日の終了予定時刻は概ね午後 4 時とし、その中で 7 案件の説明、審議を行います。途中休憩を挟みまして、できうる限り本日中に、当委員会の意見書をまとめ上げたいと存じます。円滑な議事運営に対して、皆様の、委員方々のご協力よろしくをお願いいたします。

また、説明者の方々にもお願い申し上げます。限られた時間の中でありますので、密度の濃い審査をしたいと思っております。できるだけ簡潔に、要旨を的確に、1 案件 10 分程度にてご説明ください。

それでは、事務局からご呈示のありました順に、本日は 22 番からでございますが、林道開設事業につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

2 2 林道開設事業（西出菅合線）大台町、大宮町

2 3 林道開設事業（新藤越線）度会町

2 4 林道開設事業（杉線）美杉村

（森林保全 T M）

環境部森林保全チームのマネージャーでございます。よろしくお願いたします。お手元の説明資料 22 番の県営林道開設事業西出菅合線、それから 23 番の新藤越線、それと 24 の杉線の 3 件について、連続して説明させていただきます。

まず、資料番号 22 の県営林道開設事業西出菅合線をご覧ください。スクリーンの位置図をご覧ください。県営林道西出菅合線は、位置図上方の赤丸がございますが、大台町菅合地内の県道大宮宮川線側を起点とし、下方大宮町西出地内の赤丸の町道を終点としております。次にスクリーンにお示した図が、利用区域のゾーニング区分図でございます。緑色の部分が資源循環林で、青色部分が水土保持林でございます。全体の約 66% が資源循環林になっております。また黄色で囲みました部分が公有林で、面積は 247ha でございます。

次に事業の目的でございますが、この林道は地域の路網形成の骨格となります。基幹道路と位置付けてまして、既設の林道を起点として、今後新設する予定の作業道と一体的な路網を形成することによりまして、事業の効率化や木材搬出コストの削減を図りまして、林業活動の活性化、あるいは森林の適正な管理を促進することを目的としております。

次に全体計画ですが、総延長 13,462m、幅員 4 m の林道で、全体事業費 22 億 7,100 万円、事業期間は平成 9 年度から平成 26 年度までの 18 年間を予定しております。またメートルあたりの開設単価は約 17 万円となっております。なお、路線計画にあたりまして、森林施業や環境への配慮、あるいはコスト削減を図るために、特に地形、等高線に応じた路線計画を採用しております。

次に事業の進捗状況ですが、平成 13 年度末における開設延長は 5,899m、事業費は 7 億 4,320 万円でございます。

次に利用区域の状況ですが、資料の 1 ページのほうに書いてございます。森林面積は 1,022ha、そのうち人工林は 765ha、約 75% を占めております。

次に森林整備の状況ですが、この表は平成 9 年に計画当初の森林作業量と現時点で調査した実績と計画を比較したものでございます。林業生産活動が停滞している中で、森林管理に大切な間伐につきましては、現時点の調査でもほぼ計画どおりの作業量となっております。

次に当林道に対する地元の意向でございますが、受益者、大台町、大宮町とも事業継続を強く望んでおります。

また、コスト削減につきましては補強土壁工法、スクリーンに載っておりますが、この工法を積極的に活用しまして、切取量の削減を図りながらコスト削減を行っております。スクリーンの写真が施工中の状況でございますが、完成後は下の部分、緑に覆われておりますが、このように全体が緑化される予定となっております。補強土壁工法を積極的に活用する方針で試算しましたところ、当初の全体事業費に比べまして約 5,800 万円の削減が可能となっております。また起・終点からの工区に加えまして、既設林道を利用して現在

5工区で施工しまして、早期完成を目指しております。

環境配慮につきましては、切取法土面に木柵工やスクリーンにあります丸太伏工を施工しまして、間伐材を積極的に利用していきます。水質の汚濁防止につきましては、沈砂池あるいは木製フトン籠、これは今木製フトン籠の状況ですが、設置しまして汚濁水等の流下を防止していきます。

それから費用対効果は1.37で、計算方法につきましては、この3路線の説明が終わったあとで、一括してご説明させていただきます。

今後の対応方針ですが、西出菅合線はこの地域の非常に恵まれた人工林資源を背景にして、森林施業の効率化、あるいは木材搬出コストの低下によりまして林業の活性化を図り、また森林の持つ広域的機能の発展を図るために非常に重要と位置付けておりまして、コスト縮減と環境配慮に努めながら、事業を継続していきたいと考えております。

次に、資料番号23の県営林道開設事業新藤越線について説明申し上げます。位置図をご覧ください。県営林道新藤越線は、位置図上方の赤丸、度会町小萩地内の林道麻加江小萩線側を起点としまして、県道度会大宮線の大宮町境の藤峠付近の赤丸を終点としております。スクリーンにお示した図が森林ゾーニング図でございます。青色の部分が水土保持林で大部分92%を占めております。黄色で囲いました部分が公有林で、面積は202haでございます。資料とこのスクリーンを見比べながらお願いします。

次に事業の目的でございますが、獅子ヶ岳及び七洞岳の山腹の広大な森林におきまして、既設の基幹林道麻加江小萩線や林道川上線、あるいは栗ノ木俣線と路網ネットワークを形成しまして、森林施業の効率化や木材搬出コストの削減と森林の適正な管理を促進することを目的としております。また、この地域の木材は主に松阪方面への木材市場に搬出しておりますが、終点側の県道度会大宮線は大型トラックの通行が困難なことから、開通後は利用区域内及び県道度会大宮線の南側から生産される木材は、当林道から麻加江小萩線を経由しまして、松阪方面に輸送されると考えておりまして、木材輸送ルートとしても非常に重要と位置付けております。

お手元をご覧ください。次に全体計画は、総延長7,350m、幅員4m、全体事業費14億円で、事業期間は平成9年度から平成17年度までの9年間を予定しております。開設単価はメートルあたり約19万円となっております。

事業の進捗状況ですが、平成9年度に小萩側の起点から開設工事に着手しまして、平成13年度末における開設延長は2,365m、事業費は8億5,100万円でございます。なお、当該地域は地質状況の悪い部分もありまして、切取法面の安定工法に事業費を要しております。

次に利用区域内の状況ですが、森林面積は567ha、そのうち人工林は402ha、率にして71%を占めております。

次に森林整備の状況について、ご説明いたします。森林作業量は林道開設を見越しまして、森林消費者が主伐を先送りしたことから、主伐にともなう植栽及び下刈り作業が減少したことによりまして、全体としては減少しておりますが、将来の主伐に備えるための間伐につきましては、ほぼ当初計画どおりの整備面積となっております。

次に当林道に関する地元の意向ですが、地元受益者、度会町は、引き続き事業継続を強く要望しております。

次にコスト縮減ですが、この地域では地質が脆弱な部分もありまして、平成 11 年度までの開設区間で切取法面の崩壊が発生しております。現在開設工事と合わせまして、その区間の法面復旧工事を行っているところでございます。今後の開設につきましては、路線計画の見直しを行いまして、補強土壁工法を積極的に採用しながら、道路を谷側に移動しまして、切取法面の発生を最小限に抑えることによりまして、法面崩壊の発生を回避すると同時にコストの縮減を図っていきます。また平成 13 年度に未開設部分について再度地質調査を行いまして、地質状況の把握に努めたところでございます。今後危険箇所につきましては、慎重に工法を検討しながら実施することとしております。また切取法面の長い所では、路肩付近の縮減を行う予定でございます。今後の残事業を見直して、全体事業費を算出したところ、当初事業費に比べまして約 1,600 万円コストが縮減できるとの結果が得られております。

次に環境配慮につきましては、切取法土面に木柵工や丸太伏工を施工しまして、間伐材を積極的に利用しております。水質の汚濁防止につきましても、終点の藤峠に水道の水源がありますので、工事中の土砂の流出を防ぐため、簡易木柵工の設置や早期緑化によります土砂の流出防止を図っております。なお、費用対効果は 1.14 となっております。

今後の対応方針ですが、この林道は林業の健全な発展を図り、森林の持つ公益的機能の発展のために重要と位置付けておりまして、環境配慮に努めながら事業を継続していきたいと考えております。

次に、資料番号 24 の県営ふるさと林道開設事業杉線について説明申し上げます。ふるさと林道開設事業は山村振興と定住環境の改善を図るために、集落と集落を結ぶ林道の整備に対しまして、総務省と林野庁が連携して財政支援を行う制度でございます。

位置図をご覧ください。林道杉線は美杉村丹生俣地内の赤丸、南北に走ります国道 422 号線に接続します村道を起点としまして杉峠を経て、川上地内の赤丸が終点でございます。

手元資料 1 ページをご覧ください。事業の目的ですが、この林道はふるさと林道が目的としております丹生俣地区と川上地区の定住条件を改善するために、集落間を結ぶ集落道との位置付けで実施しております。合わせまして、森林資源の有効利用と森林の適正な管理を促進することも目的としております。

次に、全体計画は総延長 4,255m、幅員 5m の林道で、全体事業費 21 億 6,000 万円、事業期間は平成 9 年度から平成 19 年度までの 11 年間を予定しております。また、ふるさと林道の規格は林道規定の自動車道 1 級であることから、幅員 5m を採用しております。また、計画にあたりましては、既設林道を活用する方針としましたが、峠部分につきましては非常にカーブが連続することから、生活道路の利用に配慮しまして、スクリーンにありますようにトンネルを採用しております。

次に事業の進捗状況ですが、平成 13 年度末実績は開設延長が 2,073m、うちトンネル 414m、実施事業費は 16 億 6,100 万円でございます。

次に関連する公道等の整備状況ですが、当林道の起点から国道 422 号線を経まして飯南町へ抜ける国道 368 号線の 2 車線化工事が実施されております。また平成 10、11 年度の林業構造改善事業によりまして、「林産物等販売施設」と「木材加工施設」が整備されております。これらの整備による林道の利用見通しとしましては、川上地内の県道奥津飯高線が狭いことから、国道 368 号線の改良工事が完了しますと、川上地内の住民が飯南町方面

へ行く場合に林道杉線を利用すると予想します。また、川上地区の製材業者が先ほどの木材加工施設を利用する場合の木材輸送ルートとしての利用も見込まれます。

次に関連集落の状況ですが、丹生俣地区を通る国道、川上地区を通る県道は共に行き止まりで、交通の利便性も悪いことから、両地区は美杉村の中でも過疎化、高齢化が進んでおります。

次に地元の意向ですが、両地区を結ぶ旧の街道があったことから、両地区には住民の交流がありまして、親戚縁者も多いことから、この事業継続を強く要望しております。また先ほど申し上げましたが、それぞれの地区の基幹的な道路であります国道と県道が行き止まりであることもありまして、災害時の迂回路としても大きな期待が寄せられております。

コスト縮減につきましては、安全性に配慮しながら、幅員の削減等を行っていく予定でございます。

また間伐材等の利用につきましては、スクリーンをご覧ください。このように県内で初めて木製の横断開渠を設置しております。その他木製の法枠工、木製品を積極的に採用しております。水質の汚濁防止につきましては、工事による影響が予想されます水源については、既に取水口を移動しております。

費用対効果は 1.16 となっております。

この林道杉線開設事業につきましては説明させていただきましたとおり、既設の道路が行き止まりで、災害などで通行止めになった場合には迂回路がない。川上・丹生俣両地区の集落間を結ぶ生活基盤道路として重要であります。また、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るためには山を守る人たちが山村地域で生活できる環境整備が重要でありまして、林道杉線は担い手を含めた地域の定住促進を図るためにも、非常に重要と位置付けております。今後もコスト縮減と環境配慮に努めながら事業継続したいと考えております。続きまして、費用対効果の計算方法について、担当の方から説明させていただきます。

#### (森林保全 T)

費用対効果の説明に移らせていただきます。基本的な考え方も含めて 3 路線を代表して新藤越線の資料に基づきながら説明させていただきたいと思っております。新藤越線の資料 5 ページをお開きください。まず便益計算の基礎データとなります主伐面積、間伐面積の算出方法について説明させていただきます。評価期間については林道事業は残りの工事期間に路体の耐用年数 40 年を加えた期間に定められております。新藤越線では 44 年が評価期間となります。(2) 林齢区分別面積構成ですが、これは林道新藤越線の利用区域内のスギ・ヒノキの人工林の資源構成を示したものです。現時点の年齢を 5 年ごとに区分した面積が表の一番上、網掛けの行でございます。この年齢構成は 5 年経過すると年齢が高くなりますので、1 行下の 5 年次では 1 つずつ右の欄に移動しております。1 行目の 16~20 年生の面積 28.07ha を見ていただきますと、5 年次には 21~25 年生の欄に移動しております。

次に更新、これは木材を伐採収穫してその後に植栽し世代交代をすることですが、その考え方について説明させていただきます。現在、木材価格の低迷等から伐り控えられ、長伐期している状況から、県内の長伐期施業の標準的な伐採年齢 71~80 年で想定し、71~75 年で面積の 50%、76~80 年では 100%伐採されるものとして、更新面積を算出しております。0 年次の 71 年生以上の面積が 0 ha になっておりますので、2 行下 10 年次の行

で説明させていただきます。10年次の71～75年生の欄をご覧くださいますと、面積が6.59 ha になっています。この半分が切られ半分残りますので、残る面積 3.29 ha が斜め下の76～80年生に移行し、切られる面積は上向きの矢印に掲げてございます3.3 ha になります。それに76～80年生の面積1.07 ha を加えた面積4.37 ha が、10年次5ヵ年間に主伐として伐採される面積になります。伐採後につきましてはすべてが植栽されると想定しておりますので、曲線で右方向に伸びている矢印を追っていただくと、次の15年次の1～5年生の面積4.37 ha になっております。

このような考え方に基きまして、評価期間内の各年齢区分ごとの平均面積を算出しております。主伐につきましては先ほど説明したとおり、71～80年生を伐採年齢としておりますが、間伐、これは人工林の育成過程で過密となる木の間引きのことですが、その対象となる年齢は標準的な間伐対象の年齢であります16～40年生に、現在森林資源が高齢化しつつある状況の中で、県独自で41～50年生までの間伐補助を実施していることから、16～50年生を間伐対象の面積としております。

次に6ページ(3)伐採面積について説明させていただきます。ア)の主伐面積は、先ほどの5ページ表1の林齢区分別面積構成の主伐面積計から182haになります。イ)の間伐面積につきましては、間伐対象年齢の森林面積のうち30%の森林で間伐が実施され、その1haあたりの間伐率を20%と想定し、表1で算定した平均面積をもとに間伐面積を419haと算出しております。

次に(4)林道整備前後の距離別面積変化についてご説明申し上げます。前方スクリーンをご覧ください。利用区域内を200m単位で区分したものです。今お見せしているのが整備前の区分です。200m以内を赤、200mから400mが青、400mから600mが黄色、600mから800mまでが茶色、800m以上が水色となっております。次に整備後の区分をお見せします。400m以内の赤、青の部分が增加しているのがお分かりいただけると思います。400m以内の面積が230ha、率で41%増加しております。この面積変化を表したのがお手元の表3でございます。

それでは7ページをお開きください。費用対効果について説明させていただきます。今回の林道事業の費用対効果につきましては、林野庁が学識経験者等による検討委員会の意見を踏まえて作成した「林野公共事業における事前評価マニュアル(B/Cの算定マニュアル)」に基き計算を行っております。

まず2の(1)現在価値換算係数について説明します。便益の計算にあたり、長い評価期間の効果について現在価値化する必要がありますが、計算方法が複雑なため、予め係数化しております。それぞれ効果の発現時点や発現方法の違いによって、マニュアルに基き適用をしております。

次に個別の便益の説明に入らせていただきますが、細かく分かれておりますので、効果額の高い機能について説明させていただきます。まず(2)の流域貯水便益ですが、これは林道整備にとともなう森林整備の実施により貯留率が改善されて増加する利用区域内の貯留量を、利水ダムで代替する場合に必要な経費を、利水ダムの減価償却費で換算しております。整備前後の貯留率の差D0.05、先ほどの方法で求めた間伐面積A419ha、降水量P1,714mmから貯留量を計算し、利水ダム減価償却費U1 16億2,800万円を乗じて算出し、便益を3億3,000万円としております。

8ページをご覧ください。(3)水質浄化便益ですが、森林の水質浄化機能について流域貯水便益で算出した貯留量増加分に雨水浄化費用U2 68.73円を乗じて算出し、便益を4億4,000万円としております。

(4)土砂流出防止便益は、森林整備の実施により減少する土砂流出量を抑止するために必要となる砂防ダム建設コストで換算し、便益を1億8,000万円としております。

(5)炭素固定便益は、森林整備の実施により成長量が上がり、増加する蓄積量を二酸化炭素換算し、化学的吸着法による回収コストで換算し、便益を1億8,000万円としております。

次、9ページをご覧ください。続きまして木材生産便益について説明させていただきます。まず最初に木材生産便益の算定に必要な主伐、間伐の木材利用増加量を算出しております。先ほど計算した主伐面積・間伐面積に、主伐につきましては先ほど説明した400m以内の面積増進率41%を、間伐については200m以内の面積増進率30%を乗じて、それぞれ主伐材積2万1,000、間伐材積5,475を出しております。

木材生産等経費縮減便益ですが、これは林道整備により縮減される木材の搬出経費を便益とし、整備前後の伐採搬出等に要する経費の差C746円/m<sup>3</sup>に、主伐と間伐の材積計26,475を乗じて算出し、便益を900万円としております。

次に、10ページをご覧ください。の木材利用増進便益は、これまで切り捨てられていた間伐材が、林道整備による搬出コスト縮減等により新たに利用される便益で、先ほど算出した間伐材積5,475に木材単価を乗じて算出し、便益を6,300万円としております。

木材生産増進便益は、林道整備にともない増加する主伐の促進効果で、先ほどの主伐量2万1,000に木材価格を乗じて算出し、便益を3億3,000万円としております。

時間の関係もごさいますので、(7)以下については省略をさせていただきますが、14ページ以降、項目ごとにその内容等を記載した資料を添付しておりますので、参考にしてください。

新藤越線の便益合計について説明させていただきます。スクリーンのグラフを参考にしながら、お手元の資料4ページにお戻りください。流域貯水便益等の公益的機能の便益と仮に呼ばせていただいておりますが、それが11億3,400万円、林業活動の便益が4億1,300万円、一般公共等の便益が700万円。便益合計で15億5,500万円に対し費用が13億6,400万円、B/Cは1.14となっております。

続きまして、西出菅合線について説明させていただきます。西出菅合線の4ページをご覧ください。個別についての説明は省略させていただきますが、西出菅合線につきましても利用区域内の森林資源の構成に基づき、新藤越線と同様の手法で算出しております。内訳でございますが、公益的機能の便益が19億7,700万円、林業活動の便益が7億3,200万円、一般公共等の便益が800万円。便益合計27億1,600万円に対し、費用が19億8,700万円。B/Cは1.37となります。

最後になりますが、杉線の便益について説明させていただきます。杉線の資料4ページをご覧ください。林道杉線の公益的機能の便益は7億9,000万円、林業活動の便益は2億4,000万円、一般公共等の便益が14億2,000万円。便益合計24億5,000万円に対し費用が21億1,000万円。B/Cは1.16となります。

事業概要でも説明させていただいたとおり、林道杉線は集落道として位置付けており、



スクリーンのグラフでもおわかりいただけると思いますが、便益につきましても西出菅合線、新藤越線と異なり一般公共等の便益が高くなっております。先の2路線と異なる部分について、簡単に説明させていただきたいと思いますので、11ページをお開きください。

まず(9)の一般交通便益でございますが、これは林道整備によって日常の通勤等の時間及び経費が縮減される便益です。算定には車種ごとに通行台数を想定していますが、通行台数については美杉村からの報告に基づき、日あたりの通勤等に利用される普通自動車が77台、通学送迎等のバス3台を交通量とし、走行時間短縮便益7億2,000万円、走行経費縮減便益4,300万円としております。

続きまして12ページをお開きください。(10)の森林の総合利用便益のうちのアクセス短縮等便益でございます。これは林道利用により周辺施設等へのアクセス時間経費が短縮される便益です。川上地区に若宮八幡宮があり、参拝者を含め多くの方が訪れますが、先ほど申し上げましたように県道奥津飯高線が狭いこともあり、主に南方面からの来訪者となりますが、現状の2割は杉線を利用すると想定し、通行台数を12万台と計算し、便益を5億8,000万円としております。

以上で費用対効果について説明を終わらせていただきます。

(森林保全T M)

以上、3件の林道開設事業につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。林道3路線について、ご説明をいただきました。そして最後の杉線は、集落間連絡道の意味合いもありますので、補足説明もございました。ただ今のご説明に対しまして委員の方々、ご意見、ご質問がありましたならば頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

いろいろ便益について、細かい資料を用意していただいてありがとうございました。先ほど杉線のほうの集落の交通アクセスをいろいろ説明していただきましたが、集落に人口はどのくらいいますか、何軒くらいいますか、年齢層も教えてください。

(森林保全T)

世帯数が丹生俣が89世帯で、川上が178世帯でございます。年齢につきましては、丹生俣と川上の把握はしてございません。

(委員)

先ほど説明の中で、かなり年齢層が高くなってきているとおっしゃっているので、だいたいのところ結構なんです。

(森林保全T)

年齢が61歳以上の高齢化率ですが、丹生俣と川上が54%、美杉村平均が47%でござい

ます。

(委員)

そうすると将来的にはかなり高齢化が進んでいるので、人口は先細りになるということですか。

(森林保全T)

そうですね。そういった意味でこの杉線が両地域の生活基盤として、逆に山村地域の定住化によって高齢化なりがおさまれば、それが効果といえるのではないかと思います。

(委員)

先ほど神社か何かがありまして、そこにアクセスする方がたくさんいらっしゃるよというご説明がありましたですね。これは現在でもたくさんの方が参拝していらっしゃるのでしょうか。

(森林保全T)

91万3,000人が、一年間で参拝等で訪れるということです。

(委員)

かなりの方が参拝していらっしゃるんですね。はい、わかりました。

(委員)

新藤越線ですが1ページの下に森林整備の状況というのがあって、当初計画が881ha。現在調査すると564ha整備されている。そのうち利用面積がを見ると567haというふうに読み取るのでしょうか。そうするとこの差がどうやって出てくるのか教えてください。それが質問の1点です。

関連しまして、5ページに林齢区分別面積表というのがあって、その右端を見ると合計の欄で398haに人工林の合計面積がなっています。そうすると森林整備の目標が881ha、現状は564ha。そのうち利用区域面積は567ha、人工林率は402haですね。先ほどの5ページを見ると、約400haが人工林になっているので、人工林は対応していると思うんですが、現状の利用面積と人工林の差560haがどういうふう、なぜ林業の対象にならないのかというのが2点目。

もう一回整理しますと、当初881ha、多分これ林業、森林整備して一部先ほどの言葉を使うと自然関与をする部分も入っているかと思うんですが、現状の面積と比べると約30%の差額があるんですね。その30%の差は林業主体が使いこなせない面積なのか、どうなのかというのが分かりません。もし積極的に林業を展開するんだとすれば、5ページの人工林が現状で約400haですが、これはもう少し増えるというふうに見なしてもいいのでしょうか。

(森林保全T)

そうですね。まずご説明を順番にさせていただきますと、作業面積の881haという中には、下刈りが438ha含まれております。下刈り施業につきましては、植栽後1年から6年程度まで続けて同じ所で行われますので、延べ面積になりますのでかなり膨らんでおりますが、基本的にはこの881haというのは人工林内で行われる施業でございます。

(委員)

延べ面積というふうに見るんですか。

(森林保全T)

下刈りだけは5年間なら5年間下刈り作業があると、連続して行われますので、この881haのうち、新藤越線でいいますと下刈りが当初計画で438ha含まれております。

(委員)

そうすると森林資源を生産する面積は、いくらというふうに見るんですか。

(森林保全T)

それはこの5ページの398haでございます。

(委員)

そうすると、ほぼ人工林が主伐の対象になる。

(森林保全T)

そうでございます。

(委員)

そうすると差の165haというのは、水源涵養だとか国土保全のためのものですか。

(森林保全T)

そうです。天然林だとか、そういった森林でございます。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

2番目に説明していただいた新藤越線です。新藤越線の5ページの表でちょっと質問させていただきたいんですが、主伐実施範囲というのを70年生以上というふうにご考えてみて、表を作っておられたと。先ほどの表の作り方の話が、とてもよく分かりやすい説明をしていただいたんですけれども、この主伐の実施範囲の所の数字をずっと見ておきますと、今現在70年生以上で主伐をしているというのは0%ですね。ずっと数字を追ってみますと、30年くらいから以降いきなり主伐面積がとても多くなっていますね。1年に43ha

だとか 78ha だとかという数字になってきて、今の 0ha だとか 5年後の 2.何 ha という数字から考えると、30 年後以降に大変大規模な主伐が行われるというふうに、表からは読み取れますよね。これは表の作り方のご説明を先ほど細かく教えていただいたんで、一番上の 0 年次の数字の所を見ますと、要するに今の人工林の区分分けを考えると、今 30 年生から 40 年生くらいが大変数字が大きいんですね。要するに戦後の植林をした部分だと思いますけれども。ですからこれが先ほどのご説明で、順番に 5 年ごとに斜めに下に下がっていくものですから、どうしても 30 年後以降に大きな数字がこのちょうど 70 年生以上となって、その時に主伐の実施範囲という数字が大きくなるという。

それは表を作るメカニズムをお聞きすると非常に納得できる話ではあるんですけども。先ほどの高齢化で主伐をする人がいないだとかという話と含めて考えますと、果たして今現在 60 歳代以上が半分を占めるような村にあるような人工林が、30 年後に 100ha 近い主伐がガンガンできるのかっていうこと自体が疑問に感じられてくるんですよ。例えば 30 年後に主伐がガンガン出るよという道をお付けになるのであれば、その時点で 30 年後に主力となる、戦力となるような林業に携わる人たちを逆に言うと今から育成しなきゃいけないくらいの話なのかなというふうな、そういう印象を持ったんですけども。そのへんの人材に関する、だから 30 年後に無人で伐採ができるシステムができるんだったら別ですけども、一応人が林道入って行って伐採する、その時にはいいスギ材が出るということ想定しての計画だとしたら、そのへんの人材の計画とか、何かそういう基本的なものをお持ちなのかなというあたりをご質問します。

#### (森林保全 T)

確かに林業家の方々は木材価格の低迷等もありまして、高齢化とか作業離れということが進んでおりますが、県ではそれぞれ地域の中核的な事業体として森林組合等の広域化を進めておりまして。これにつきましては全国に先駆ける形で、ほぼ県内全域にわたって広域合併しておりまして。それぞれの森林組合の新規の就業者ですね、それについても高齢化で辞める方もみえますけど、順次補充するような形で作業員が増加している所もございます。

そういった形とあと、それぞれそういった林業事業体、森林組合とか地域の中核となる事業体の機械化等も検討して、支援しておりまして。そういった素材生産性の向上みたいな形で、こういった今後の主伐等に対応できるというふうに考えております。

#### (委員)

30 年後に主力として林業を背負っていただく方というのは、今おそらく小学生くらいの年代だと思うんですよ。60 歳代以上の人口が半分以上ある村に、今小学生が何人みえるのか。美杉は小学校の統廃合でだいぶ廃校になりましたので、特にそこらへんはほとんど子供を見かけない村だという印象を私は持っております。もちろん今の美杉村にいる子供たちだけがその後継者になるというふうに考えるのは、狭い考え方だと思いますけれども、林業とか農業とか、そういう長いスパンのものを考える時に、特に道みたいに将来設計を含めて考えないといけない。無人の山に将来いい道だけが残ったという話にならないように、やはり担う人たちをどうしていくかという話は、かなり含めて考えていかないと、

何億の道が山の中に通って、結局廃村になりましたという話になるのが一番恐いなというふうに思いますけれども。意見です。以上です。

(委員)

最初の2つですかね、森林整備の状況なんですけど。既に平成9年から13年まで終わった部分がありますよね。例えば新藤越線の場合は供用している部分というのは、あまりないですね。その前の西出菅合線の場合、入り口部分少し供用してますよね。そこでの森林整備の計画と実行量の、つまり計画がどれだけ年度内に、9年度、10年度、11年度、12年度と今まで付いていった部分に対して、どのくらい実行されてきているかというのはあるんですか。

(森林保全T)

そういうデータはちょっと持っておりません。申し訳ないです。

(委員)

そうすると、他の林道もそうなんですけれども、今林業の場合、計画がどこまで実行されるかというのが、いつも問題になっているんですけど。県で捉えてらっしゃる計画量と実行量のかい離みたいなのは、どのくらいのデータとして持ってらっしゃいますか。例えば下刈りはやるでしょう、それはだいたいわかります。例えば今間伐がされないというふうな形になってますよね。そうすると間伐の計画量をここに当然挙げてありますよね。それが常に計画量より実行量が下回る可能性がある、今の林業の状況は常にあるわけです。そのデータというのはこの道、今までできた部分で出せというのはちょっと厳しいかなと思うんですけど。例えばこの地域であれば、大台町だったら大台町の森林計画の中の計画量と実行量というのは当然分かってますよね。そういう数字があると、この計算の中の実際今後動いていくであろう数字の予想というのはつくような気がするんですけども。

(森林保全T)

現在のところはそういったデータ、確かにございませんが、市町村森林整備計画の実行計画みたいなのが、平成14年度から林道と造林事業が一体化されまして森林整備事業という形で再編されております。その事業計画が平成15年度から動くわけですが、市町村森林整備事業計画というのが市町村ごとに立てられることになっておりまして、それには施業面積等が数字として挙がってきますので、当然県としても今後はそういった形の実績の把握が必要になってくると思っております。

(委員)

例えば今までですと間伐なんかには補助計画みたいなのがあって、実行計画と補助を出してますよね。そうするとそこである程度つかめますよね。県はこれほど要間伐林があって、実行量はこれほどなんだという発表をされているわけですから、その数字というのは何かの形で積算してるわけでしょう。

( 森林保全 T M )

県全体の間伐につきましては、緊急間伐5ヵ年対策でやっておるんですが。その中で平成14年度に県で間伐を実施する森林、これはいろいろ造林事業とか治山事業とかデカッティング事業とか、そういったものを合わせますと、約7,500haくらいは間伐がされると見込んでおります。

( 委員 )

その計画を立てて、その計画が実行されているか、されてないかという事後のチェックというのは、当然どこかでやっているはずですよ。

( 森林保全 T )

今マネージャーが言った7,500haという数字は、平成13年度にもほぼ同量確保されております。

( 委員 )

実行されているわけですね。その今7,500haという数字なんかが、結果的には、今この数字に地域別に面積別に割り振られてきているというふうに理解すればいいわけですか。長い経過を経ながらここに。そうすると今のところここに出ている数字というのは、それなりに実体のある数字として理解すればいいわけですか。このくらいは間違いなく実行されていくだろうというふうに捉えればいいわけですね。対象面積ですよというのではなくて、もう実際に計画で、ある意味では予算も含めてこれは動きますよというふうな捉え方をすればいいわけですか。

( 森林保全 T )

はい。

( 委員 )

大変ありがとうございます。

それとちょっとさっきの主伐の表、どの表でしたかね、新藤越線の。これの説明よくわかったんですけども、ただ1つ言葉の使い方として、さっきのまとめて伐られますよという話も含めて主伐というふうに使ってしまいます。昔でいうと主伐イコール皆伐、すべて伐りという全伐りという話になってきますけど。今では主伐の中に何割か択伐みたいな形が入ってきています。そういう意味では例えば76年生以上とか70年生以上の主伐というものの中には、将来的には択伐、つまり主伐でありながら、その林分にかなり木が残っていくだろうというふうな予想ができていくわけですね。

それはその時の労働力の問題だとか、その時の経営状態の問題があるから、一概にすっぱり出しようがないとは思いますが。僕の捉え方としては、ここは計算上こう出さざるを得ないんですけど、分かる範囲ですから。実際の林業経営の中ではこういう樹齢構成が出来上がった段階では、より一層森林に木材が残っていく状態。だから主伐と言えども全部伐っちゃうんじゃないですよという捉え方を。この場合には全部伐っちゃう、つまり

主伐イコール皆伐という捉え方をしていますけど、実際には多分残っていく可能性はかなりあるだろう。それが2割になるか3割になるのかは、わからないというふうな捉え方をしていればいいのではないかと。かなり先の話ですから、そう思っています。最後は意見です。

(委員)

ここにも指摘されているように、林業というのは過疎高齢化が進んでいる。さらに価格も長期低迷をしており、森林を取り巻く情勢が非常に厳しいということが書いてあるわけですが、林道をつくって材木の生産がそれに伴ってどんどんと利用増加されると、木材生産便益もかなり増加される。

そういったところから判断をされるべきじゃないかな。あまりにも画一的な手法で便益が出されているんじゃないかなと。もっと市場価格とか実勢といいますか、実情を加味したもので修正されてもいいんじゃないかなというふうに考えるんですけども。そういった点はやはり画一的な一定のルールに従って算出をすべきものなのかどうか、ちょっと理解に苦しんでいるんですが、こういう点はいかがなんでしょう。

(森林保全T)

確かに市況に影響されて、木材の伐出量が左右されることがあるんですが、県としても平成14年4月に林業木材産業構造改革プログラムというのを立てまして、県の主要な産業であります木材とか素材生産業の振興を図って、素材生産量を現在平成12年度で39万m<sup>3</sup>なんですが、それを42万m<sup>3</sup>まで伸ばしていこうという計画を持っておりまして、そのために林道等を含めまして、高性能の林業機械とか、そういった形でいるんな基盤整備をしながらその目標を達成したいというふうに考えておりますので、県としてもこういった数字で想定をさせていただいています。

(森林保全TM)

それと森林林業というのは、50年から100年の非常に長い期間を相手にしております。現在確かに経済の不況の中で、木材価格も低迷していますが、これは例えば30年、40年前は為替相場が1ドル360円していましたが、それが今110円、120円になっています。例えばこれが日本の景気が落ち込んでいって、為替相場が変わってきた場合に円ドル相場が200円ぐらいになれば、外材の単価も随分上がってくる。そうなった場合国産材の需要も出てくる。それから今海外で、例えば東南アジアなどで違法伐採が禁止されている地域からの木材が日本に入って来なくなれば、今木材自給率80%ですが、それが60~70%になる可能性もある。それとか今地球温暖化防止に関して森林の効果というのが非常に認められております。そういったことも関連して、今経済情勢が悪いというだけで捉えるんじゃないくて、あと10年、20年、30年先の三重県の森林を守っていくために、そのための基盤として林道があると。林道をつくるにしても10年、15年かかる場合もございます。だから将来を見て、三重県の山を守っていくと、そういう立場で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

確かに 18 年間の事業予定っていうのは非常に長うございます。そういった中で、例えば B / C が一本でぼんと出てくるだけでいいのかなというちょっと疑問がありましたので、ご質問させていただいたんですが、ある程度実勢に応じて、もっと柔軟に考えても、そのほうがわかりやすいんじゃないかなと、このように感じました。

(委員)

個々の事業についてお聞きしたいんじゃないんですが、だいたい B / C を算定された理念というのか、それについてちょっと伺いたいところがありまして。先ほど来、産業振興の意味ということで林道ができてきたということをおっしゃっておりまして。ずっと B / C の集計表見ておりますと、例えば新藤越線でいいますと、結果としては利水効果とか水質浄化便益というのを算定している所のほうが 72.9% だったでしょうか、円グラフでいうと。そして林業活動の場合はほぼ 26.91%。そういうことで、結果としてはそういう林業活動の便益は、全体の便益種の中でほぼ 3 割弱ということになるわけですね。

そこで例えば今林業活動が非常に不活発であって便益効果が出ないので、公益的機能の便益をかなり大きく評価して行って、悪く言いますと便益のほうを大きな数字にしていこうという、そういうような発想があるのかなというふうな考えと。それと逆に、全体として B / C の算定基準、先ほどおっしゃったように、環境の面での大きな見直しというのがある、全体的にそういう流れに変わってきているんだよということがあるのかどうか。そのへんをお聞きしたいと思いますし、もう 1 つ疑問に思ったのは、例えば利水効果を利水ダムで代替する場合に必要な経費ということで、B / C を算定されているんですが、非常に素朴な疑問として公共事業をそういう別の公共事業で代用して、金額をその B / C の金額に当てはめていくというのが本当はどうなのかなというふうな、素朴な疑問を持ったということがあります。だから B / C の算定についての大まかな理念というの、それについて補足説明をしていただきたいと思います。

(森林保全 T)

確かに公益的機能が非常に高く、それについては森林林業基本法の改正等でも森林の公益的機能、多面的機能の発揮ということが言われておりますが。この公益的機能の発揮も我々としては林業生産活動のひとつであります間伐促進による公益的機能の発揮ということで、あくまで林業生産活動がそういった公益的機能を生揮するというところで、それも 1 つの林業の生産便益という考え方もできるかと思うんです。そのように考えております。

もう 1 点利水ダム、確かに公共事業で、公共事業を代替するというような印象にも捉えられますが、平成 13 年に日本学術学会が農林水産大臣の諮問を受けまして答申を出しております。それに付随して三菱総合研究所が森林の公益的機能を試算しておりますが、それにつきましても同様の利水ダム等で代替しておりまして、現時点ではそれが妥当な手法ではないかというふうに考えております。

(委員)

林業についての効果を算定する方法で、過去ずっと昔からされていると。全体にそうい



う環境負荷のほうにシフトしてきているという考えの変化というのが実際にあるわけですね。

( 森林保全 T )

そうです。公益的機能についてはずっと以前から言われておりますので、そういったのを B / C の算定に反映している。林野庁自体はこういった手法を取り出したのは平成 11 年くらいからですので、大幅に変わったということはありません。

( 委員 )

農村事業とかに比べると、そういう公益的機能のベネフィットの割合が、かなり大幅なという印象を受けるんですけど、そういうことは特にないでしょうか。

( 森林保全 T )

他事業と比較はできませんが、全国でも 74 兆円とか、そういった森林の公益的機能と言われておりますので。農村地帯のいわゆる公益的機能が 3 兆とかそういうレベルに比べますと、森林の 74 兆円という評価、それがどうかという部分もありますけれども、それくらいの公益的機能の評価をされておりますので、そういった形で高く出るのはないかというふうに予想もされます。

( 委員 )

農村事業とかにシフトすると、例えば田園が持っている環境効果とか利水効果とか、またいろいろあると思うんですね。逆にそういうふうな面でももう 1 回そちらのほうでも見直しをしたらどうかというような波及というのか、そういう印象も受けて。今度逆に別事業にもこういうような算定方法というのが可能なのかなというような印象を受けました。

( 委員 )

僕が補足説明を。今度、森林林業基本法というのが変わりました、僕、国でその森林林業基本法を変えるほうの委員をやっているんですけど。せっかく今そういうご質問が出たので。基本的に近年国民の持つ森林に対する要求というのが、木材生産の部門に対しての要求というのが急激に下落しているんですよ。全部で今いくつか、9つの項目を出してあると、木材生産というのは9番目と極めて低い形になっていると。他はほとんど水源涵養だとか、野外教育だとか、保健休養だとかという機能が高まってくる。実際に経済価値を今のような形を出してみますと、さっき出した数字と同じように、ほとんど森林の機能というのは、そっち側の数字のほうが大きくなっていくわけですね、木材生産の機能よりも。それは世界的に、日本だけではなくてどの国に行っても森林の公益的機能と俗に言うんですけど非常に高いというふうなことです。

農業ですと農業生産の部門が非常に高いので、農業の多面的機能というふうにいいますと、農業生産を分けて、これは比率が高いので、多面的機能の部分を別個に、農業生産以外に計算するわけです。それは農業生産が非常に比率が高いからです。森林の持つ機能の場合、多面的機能といえますと、木材生産も多面的機能に入ってしまうんです。多様な機

能の中の多様な1つとして木材生産が入っているわけです、政府の認識としては、それはなぜかという、その比率が農業生産に比べて、残念ながら木材生産の比率が低い。残念ながらというのは、私が木材生産者だからですけどね。

しかし国民側からいうと森林というのは、木材生産の比率が低くても、それだけの機能を有しているというふうなところがあるわけです。ただしその機能の発揮に関して、森林が存在するだけで発揮する機能と、森林を管理して初めて発揮される機能と2つ機能があるわけです。その森林を管理して初めて発揮する機能の部分に関しては、林道を付けることが非常に有効であるというふうな理論構成になって、その管理して発揮する部門がここによってカウントされているというふうに捉えることなんだろうと理解しています。

(委員)

今の議論の延長なんです。委員がおっしゃったように、管理されないと公益的機能は発揮されませんね。水源涵養は間伐の効果が見込まれて、そういう意味では生産活動が維持されないと公益的機能も担保されないという論理になっていきますね。質問なんです、先ほど林業組合に対する広域化とか新規就業者の補てんとか、そういう努力をされているとおっしゃいました。緑の雇用事業というのを聞いたことがあります。印象としては短期的な雇用対策のように思えるんですが、それを含めて農業林業者とかあるいは経営体質に対する展望のようなものを、ちょっと補足してもらえますか。

(森林保全TM)

昨年三重県で、森林を大きく生産林と環境林と分けて。生産林の中では、林業経営活動で森林を守っていく。今、間伐などの手入れ不足で荒廃しかかっている人工林がございませぬ。その部分についてはもう経済活動では守っていけないということで、昨年新しく県の単独事業で森林環境創造事業という事業を作ったわけがございませぬ。これは要するに手のかけてない、もう手遅れの林分をこれから手入れしていかないと、非常にいろんな公益的機能がだめになります。そういうことで県の単独事業を作りました。その中でやはり山村で山が適切に管理されていくためには、やはり山村に人が住んでいないと絶対にできません。それで間伐を行っていただく方々、森林組合の方とか事業者の方とか、そういう方が山で生活してそれで生計が立てられる。それで山の管理もしていただく。そういうことで、非常に荒廃した環境林対策として新しい事業を作っております。

その中で緑の雇用事業という名称で、これは労働省の雇用対策でなされた事業ですけど、森林環境創造事業に入ってくる、今の森林組合とか事業者の作業員の方ではとても労働力が足りない部分がございませぬ。だから新しく林業に入ってもらえる方、そういう方々の研修期間として、半年から10ヶ月くらい研修期間として、間伐作業等に関わってもらおう。その中で技術を覚えてもらい、そのまま森林組合などで継続して働いていただく。そういうことで人が山村に定住していくというようなことで、新しい事業を去年作ったところでございませぬ。

(森林保全T)

実際に先ほど西出菅合線の大宮町を管轄しています宮川森林組合等では、短期間の臨時

の職員ですけども、2名ほど採用をしている状況でございます。

(森林保全TM)

全体でも一昨年だいたい30人くらいが新しく林業に入ってきてもらっています。だいたい40歳以下の方ですけど。昨年は約50人林業に参入したというふうな数字が出ております。

(委員長)

それでは私、最後に意見と小さい質問なんですけど。先ほど担当の方から申されましたように、あくまでも林業が主だとおっしゃるんですが、やはり圧倒的に公益的機能のほう大きい。もし林業だけでB/Cはじくと、これとんでもない数字になると思うんです。ですからおっしゃる意味・立場も分かるんですけど、やはりこれからは公益的機能というんですか、それらも合わせたような形の発想をされるほうが、より林業を守っていけるんじゃないかというのが、私個人の印象なんです。あくまで生産、生産ということは、これはどうなんでしょうね。同じように50年、100年のスパンと言われたんですけども、日本の林業というのは昔江戸時代、明治時代、それこそ爺様が孫のために植えるというスタイルを踏襲してます。けれども今こんなに変化の激しい時代で50年、100年のスパンをみるということは、目先の道路を作ればいいのか、何かすればいいということではないと思うんです。もう少し大きなスパンで何か総合的に考えていただければと。これは意見です。

それともう1つ公益的機能は非常に大事ですので、非常に小さな質問なんですけど。先ほども委員がおっしゃったんですが、流域貯水機能、あれを利水ダムで代替したんですか。その意味はどうなんですか。例えば利水ダムといえば治水ダムが出てきますし、治水と利水ダムはどう違うんだということになるんですけども。我々素人なりに、よく緑のダムだと言われて洪水を防止するというと、これ治水ダムのほうじゃないかなっていう気もするんですが。なんでわざわざ三菱総研が利水ダムって取り出したのか。今申していることは小さな質問なんですけども、公益的機能の評価というのは大事なので、そのへんを咀嚼していただければ非常にありがたいという意味の質問なんです。

(森林保全T)

多分治水ダムというのは砂防等、私たちの考え方間違いか分かりませんが、砂防等のいわゆる洪水防止ダムに当たると思うんですね。利水ダムというのはいわゆる大きな水を貯めるようなダムということで、多分その利水ダムで代替しているというふうに思います。

(委員長)

我々サイドから利水ダムというと、要は森林は活性流量を豊富にするんだという発想につながっていくと思うんです。いわゆる一旦水を貯めるというんじゃないで、だからわざわざ利水ダムと断らないで、ダムってされたほうが、もし代替されるなら、何かすっきりするんじゃないかなと。以上です。ごめんなさい。他にご意見どうでしょう。

(委員)

先ほど委員長さんもおっしゃったように、資料を拝見しておりますと、事業の目的というのが例えば林業活動の便益を目前の目的としているというふうに、その3行くらいの表記では見えてしまいますので、公益的機能の便益が70%も占めているわけですので、そういう公益的機能も大きな目的であるんだよということを謳われたほうがいいのかなというふうに思います。

(委員)

新藤越線というのは、あれはゾーンではどっちのゾーンでしょうか。

(森林保全T)

保全ゾーンです。

(委員)

水土保全ゾーンですか。

(森林保全T)

はい。ここはほとんどが水源涵養保安林ですので、そういった関係で水土保全ゾーンです。

(委員)

そうすると、県のゾーニングではどうなるのでしょうか。

(森林保全T)

水土保全ゾーンは県のゾーニングでいいますと環境林と生産林に分けられます。それも計画事項として確定するのが16年3月以降になります。その期間は県が条件として呈示しておりますが、最終的には市町村のほうで意見を確定するということになっております。

(委員)

考え方ですと、林道計画路線が入っていて、林道が入ってくる。実際にもう開始しているわけです。そうすると例えば400m以内という計算の中に入ることから、県でいうと循環林みたいな捉え方になってくるわけですね。

(森林保全T)

この林道の所でも400m以内は天然林は環境林として位置付けられているのもありますけど、人工林は生産林になっています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

それでは林道3路線についてのわかりやすい説明、どうもありがとうございました。昼休みを挟みまして意見書を取りまとめて、またご報告申し上げます。

引き続きまして1番都市公園事業熊野灘臨海公園につきまして、事務局から交代してご説明お願いいたします。

#### 1 都市公園事業(熊野灘臨海公園)紀伊長島町、海山町

(都市基盤TM)

都市基盤チームでございます。よろしく申し上げます。前回平成10年度の再評価委員会におきまして、この熊野灘臨海公園につきましてはご意見をいただいております。その中で本公園の整備につきましては長時間を要するということから、基本コンセプトをしっかりとしなさい。それから段階的に期限を区切った適切な整備計画を立てなさい。それから常に社会経済情勢の変化を的確に捉えて、再評価を行いながら進めなさい。それから計画の立案にあたりましては、専門家を含む研究会あるいは地元関係者等々多くの人の意見を把握しなさい。それから広範囲の情報収集に努め、またNPOなどとの連携を視野に入れた検討を行いなさいというようなことで、ご指摘をいただいたところでございます。

その後私どもも真摯に受け止めて、住民検討会、あるいは有識者にお入りいただきました基本計画検討委員会、あるいは行政、経済団体等たくさんの方々のご意見を賜りながら検討をしまいったところでございます。その中でこの整備につきまして、やはりハード、ソフト両面からの整備というものが重要であろうということでございます。ソフトと申しますと、学校とタイアップ等したりして体験学習をすとか、NPO団体の方のご協力を得る。あるいは情報発信、情報提供機能を持たせる。それから精神的な面ではもてなしの心を醸成するような仕組みというものがあって、初めてそのハード整備が生きてくるということで。今回それを踏まえまして重点の3地区ということで計画を立てさせていただいております。

それとこの熊野灘臨海公園につきましては、位置の飛び性といいますが、そういう面から通常の都市公園の県民が憩う場という側面のほかに、やはり地域活性化の一助となる側面が1つ大きな要因であろうということで、できるだけ遠隔地からの来園者も見込めるような、そういう公園にしたいというふうに考えておるところでございます。

前回の委員会でもご指摘されましたように、この変化が非常に大きな時代でございますので、長期的にこの公園をどうするかということを見通すというのは非常に困難でございます。そういう面からもご指摘のとおり、今回は平成19年度までの5カ年の事業につきまして、ハード、ソフトの両面から検討を加えておるところでございます。いずれにしても整備ありきというようなことではございません。社会経済情勢を踏まえまして、時代のニーズに合った、それがかつソフトを踏まえたハード両面からの整備ということで、必要な整備を再評価を行いながら適宜進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

言うまでもないことですが、公園というのはある意味では生き物のようなものだと思います。放置をすればそこは荒れたり、あるいは死んでいったりする。ですから有

効に活用するためには、適切なハード、ソフト両面からの整備が必要であるというふうに考えておるところでございます。ちょっと基本的な私どもの考え方だけ申し上げまして、詳細につきましては担当者のほうからご説明申し上げます。

#### (都市基盤Ｔ)

よろしくお願いたします。熊野灘臨海公園の都市公園事業でございます。まず熊野灘臨海公園の概要でございます。お手元の１ページの図面と照らし合わせながらお願いたします。事業期間は昭和４５年度、１９７０年から平成１９年度までの３７年間でございます。事業規模は紀伊長島町から海山町にわたる６地区５３０ha、全体事業費は約１７０億円です。事業着手時の地域の状況としましては、余暇時間の増大、レクリエーション需要の増大、そして大規模なレクリエーションのニーズに対する公共民間協力方式による一体整備ということで着手いたしました。

計画の基本理念としては、伊勢志摩そして吉野熊野国立公園の景観を併せ持つ景勝の地ということで、このレクリエーション都市を形成していくというふうに整備いたします。この６地区でございます。現在ここの都市計画公園区域が５３０．８haでございます。

事業費の内訳です。全体事業費約１７０億円と申しましたが、１６９．６８億円ということです。うち用地補償費が４１億円、整備費が１２８億円です。このうち施工済なのが１４７億円、用地補償については４１億円とすべて終わっております。整備費が１０５億円です。これを表にいたしましたのが、下の表でございます。全体で８６．９％の進捗率でございます。

今回の再評価を受けるにあたりましての該当事項です。平成１０年度に再評価を受け、５ヵ年が経過した中でまだ継続中ということで、再評価を受けることになりました。平成１０年度の委員会の審議結果でございます。熊野灘臨海公園というのは、整備に長時間を要するということから、基本コンセプトを明確にください。それから段階的に期限を切った適切な整備計画を立ててください。そして社会経済情勢の変動を的確に捉えて、再評価を行いながら進めなさいと。またそれにあたりましては専門家を含む研究会を設立、それから地元関係者、公園に関心を持つ多くの人々の意見を把握し、広範囲な情報収集に努めながら計画の立案を行いなさい。そして今後の維持管理、運営も含めてNPOなどとの連携を視野に入れて検討を行うということ、前回の委員会のほうでご指摘されました。

それに基づきまして、今回の事業評価に向けて私どものほうで検討事項のフローを考えました。まず１点目。なぜこの公園が必要なのかという大きなテーマを挙げました。それから公園整備を進めていくうえでのポイントは何か。これは平成１０年度の指摘事項を受けて検討いたしました。それからどのように整備計画を進めたか。どのように整備計画を策定したか。どのような整備計画が策定されたか。そして事業効果について。この６つの流れについて検討をしていきます。

まず１点目、なぜ公園が必要なのかです。お手元の資料の２４ページをご覧ください。「公園緑地」という雑誌のほうに掲げた文章でございますが、現在熊野古道というのが世界遺産という形で、再度注目を浴びておる所でございます。熊野灘臨海公園はこの熊野古道に沿うようにして位置し、整備されておる所でございます。この熊野古道と熊野灘臨海公園を、東紀州の拠点ということで整備していきたいと考えます。すなわち２つが一体となって地域を新たにつくっていく。東紀州における新たな文化の創造ということ、大き

なメインテーマとして挙げました。県及び両町であります紀伊長島町、海山町の総合計画においての位置付けが、これでございます。

次に公園整備を進めていく上でのポイントです。平成 10 年度の再評価を受け、この 6 つのポイントを整理いたしました。まず 1 点目、地元関係者、公園に関心を持つ多くの人々の意見の把握。それから広範囲の情報収集に努める。専門家を含む研究会を設立する。基本コンセプトを明確にする。段階的に期限を切った適切な計画を立てる。そして適切に再評価を行いながら事業を進めていく。この 6 点を、ポイントの 1～6 というふうな形で決めました。

それでは、どのように整備計画を進めたかということについてお話しします。今回整備計画を策定するにあたりまして、平成 12 年度と平成 13 年度の 2 ヶ年にわたり基本計画を策定いたしました。まず平成 12 年度の調査項目でございます。まず現状の分析、現状にはどんな問題点があるのか。そしてこの地区にはどのような地域資源があるのか。それが公園整備計画にどのように結びついていくのか、という調査項目を挙げました。ポイント 1、2、広く意見を聞く、そして情報収集に努めるという、このポイント 1、2 に合わせましてこの調査項目を行いました。調査方法としましては、文献調査、それから町長へのヒアリング調査、さらには地域に住むたくさんの方々、本当に一般の方々、おじいちゃんやおばあちゃんであるとか、地域で活躍されるサークルの方であるとか、いろんな方からこの地域にはどのような資源があるんだ、どのような面白いポイントがあるんだということを情報収集いたしました。

平成 12 年度の結果です。ポイントの 4、基本コンセプトを明確にしましょうということ意識します。この 4 つの方向性を立てました。まず両町と連携し相互に発展していく。そして積極的な住民参加により地域に一体となる。地域の特徴的な資源を十分に活かす。集客交流をすすめる、地域活性化に資する。この 4 つの方向性を挙げました。この 4 つの方向性を基に、地域資源を活かしたソフト体験プログラムというのが作成できる。そしてそれを充実させるため、ソフトを充実させるための施設整備が可能である。そしてエリア全体として充実し、レクリエーション都市全体の魅力を高められるという観点から、重点的先行的整備地区を想定しました。その結果城ノ浜地区、片上池地区、大白地区、この 3 つを重点的先行的整備地区という形で想定を行いました。

次に平成 13 年度の作業です。平成 12 年度の結果を受けまして、ポイントの 1、多くの人々の意見を聞きなさいということから、住民検討会を設けました。これは紀伊長島町と海山町、両町にわたります住民におけるワークショップ形式で、年 3 回行いました。次に専門家を含む研究会の設立ということで、専門家の入った熊野灘臨海公園基本計画検討委員会を行いました。さらに広範囲の情報収集を行うということで、問題点あるいは情報が不足している時には、常に町長であるとか、あるいは両町の経済団体、産業団体の関係者からの意見聞き取りを行いました。それらを基に、熊野灘臨海公園の基本計画というものを策定いたしました。

資料 2、29 ページのほうをご覧くださいませ。整備計画における最もベースとなったのが、この 3 回にわたる住民検討会でございます。住民検討会 3 回の流れでございます。まず 1 回目としまして、この地域の資源を掘り下げるとということで、地域の資源マップというものを作成し、資源写真シートというものを作成しました。これが 29 ページからあ

る資料でございます。さらに2回目の住民検討会においては、それらの資源をいかに結びつけるかという、お楽しみルートマップというのを作成いたしました。さらに3回目におきましては、そのルートマップをもとに、いかにそれをソフトプログラム案として活かしていくか。さらにはそれをどこがどのような体制で行っていくのが望ましいのか。そしてそれを整備にいかに関わり付けていくのかというところまで進みました。

そして資料の46ページでございますが、どのような整備計画が策定されたか、その基本計画のスキームでございます。基本計画は計画の目標としまして、ソフトベースのハード整備、「もてなしの心」の発見。さらには熊野灘臨海公園を「つくる」というメインキーワードのもと、連携を「つくる」、切り取って魅力を「つくる」、こだわって「つくる」、そして広がりをつくる。このキーワードのもとで共通整備項目とそれからポイントの5、段階的に計画を区切りなさいということで、段階的整備項目を設けました。そしてポイントの4、お手元の資料ポイントの2となっておりますが、ミスプリントでございます。ポイントの4、基本コンセプトを明確にいなさいということで、重点3地区における基本コンセプトをこのように策定いたしました。

詳細につきまして、順次説明いたしたいと思っております。まず基本計画の概要です。計画はソフトベースのハード整備。地域と計画の関係性を見直し、動き始めた種々の住民参加の活動の充実、拡大を活用して地域社会効果を高める。そして地域産業との協調性により、地域の経済効果を高めます。それから「もてなしの心」を発見します。

基本計画作成の方針として、平成10年度の指摘事項にかなり重複した内容でございますが、両町と全域連携して進めていく。住民検討会によって計画づくりを行う。住民のニーズを聞き、住民利用の魅力を高める。そして地域の人材活用によって集客を進める、地域活性化に資する。そしてこの地域の特徴を活かした「オンリーワン」の体験地をめざす。地域の滞在の拡大、リピーター化をめざす。さらにはこれらを最も効率的に実践できる場所ということで、6地区のうち整備の進む3地区を重点整備地区ということで指定いたしました。

これがメインキーワード、熊野灘臨海公園を「つくる」というもと、4つのキーワードの中から考えてつくっていききました。

共通整備項目です。資料のほうは47ページをご覧ください。恒常的に地域全体で取り組んでいく3つの項目ということで、共通整備項目というものを設けました。まず1点目として、仕組みづくりの基礎の確立。ソフト整備を中心にとっているものの、そのソフト整備を誰がするのか、どのような形でしていくのかという形から、仕組みをつくっていくのがまず大切である。今回の熊野灘臨海公園の整備というのは、ものをつくるだけではなく、こういうソフトを運営していってくれる方々との体制をつくるということが重要なソフトの整備という形で考えました。次に地域素材の活用ということで、港市、朝市と、今回住民検討会で挙げましたソフトプログラムとつながりを持たせた、ストーリー性のある計画というものを立てていきたいと思っております。さらには地場産によるハードウェアの整備。そして点景づくりの提案ということで、地域の魅力を持って、地域へ人々を誘導することができる。これ点景という言葉を使いましたが、例えば「導木」と書きました。どこどこ施設へ行くにはこの木を目印にすればいいよという「導木」。そしてここは宿泊地ですよという「宿の木」、あるいは食べ物屋さんでありますよという「食の花」と。このような



形でのストーリー性を持った点景ということで考えました。

次に、段階的整備項目です。資料は5と6、それから7、8とちょっと多くなりますが、順次お願いいたします。まず段階的整備項目というのは、事業の年度目標とソフトプログラムの熟度によって推進する整備項目というふうに置きます。まず第1ステップです。第1ステップは5ヵ年をメドに早期整備を行う項目と置きました。まずレク都市のメインゲートの充実です。それから国道42号線から重点3地区へのアクセスの明示、熊野古道へのルートの整備、そして重点3地区での年間体験プログラム案ということです。この年間体験プログラム案を実施するにあたり、どのようにハード整備を行いこれを支援することができるのかということから、今回の施設整備というものを挙げております。これが評価を受けます提案事業計画ということに定義付けました。

続きまして、ポイントの6ですが、適宜社会情勢を見据えて再評価を受けながら事業を進めなさいということで、今回のこの5ヵ年の第1ステップの終盤において、このソフト体験プログラムの熟度を勘案し、まちづくりや人づくりが十分進んでいるかどうかを、その時点で判断したいと思います。まだまだこのままの状態がいいんだという場合であれば、今回はここで終わりですし、さらにもう一步前に進んでいこうというふうなことであれば、再度再評価を受けるという形を取り、第2ステップ、第3ステップという方向へ進んでいきたいというふうに考えております。濃い緑で塗りつぶした部分、ここが重点の3地区でございます。それからこの囲った部分、縁取りした部分がステップ2。さらに薄く塗っている部分がステップ3というふうに書いております。

重点3地区の整備計画です。まず片上池地区でございます。片上池というのは、平常時が3mから4mの水深を持つ2級河川でございます。干潮河川であり、干満の差は約60cmの非常にのんびりとした池でございます。片上池周辺地区整備のコンセプトとして「熊野古道逍遥」ということで熊野古道へのアピール。情報発信の強化、城の浜地区へのゲートイメージ、そしてウォーキングルートへの誘導性の機能を高めるというふうに考えました。

さらに片上池地区の整備として「フードリング」というコンセプトを設けました。池周辺にはさまざまなお店屋さんが存在しますので、池周辺を歩くことによって地域の食や喫茶での休憩をPRしたい。さらにこの池の広がりを活かす整備をしていきたいというふうに考えました。これは全体の図でございます。お手元のほうは63ページからの整備計画の資料、カラーコピーのほうで折込を付けてございます。片上池には、現在ここはオープンしました道の駅がございます。ここは国道42号線、左側へ行くと尾鷲方向、右側が荷坂峠でございます。喫茶店があり、焼肉屋があり、さんまずしのお店があり、定食屋があり、道の駅がある。これだけ食べ物屋さん、フードリングという形でございます。

それから、ここ現在トリムコースでウォーキングのゾーンになっておるんですが、資源シートのほうの写真見てもらいますと、非常に危険な状態。63ページの写真のほうがわかりやすいでしょうか。車道と歩道との区別がないので非常に危険な状態になっているということから、ここではウォーキングデッキを設けてボードウォークというものを作りたい。さらにこの部分の園地を整備し、園地から道の駅へ行ける橋の整備をしたいというふうに考えております。この整備項目のここに書いてございます1番、2番というのは、この第1ステップの5ヵ年計画における1年目、2年目というふうな意味でご理解いただきたい

かと思えます。

続きまして、城の浜地区です。城の浜地区につきましては、周辺地区整備コンセプトとしまして「もてなしの花道づくりイン紀伊長島」そして「黒潮街道」というふうに設けました。城の浜地区へは 42 号線から曲がりまして約 5 km 半の距離がございます。この間の歩道は一部整備されておるんですが、ここを歩かれる方というのはほとんどおりません。大半というかほぼ全員がバスなり自家用車なりの車でアクセスされますので、このアクセス路を誘導効果を高めるための歩道の修景整備というものを行いたいと思えます。さらには多田ヶ瀬浜という所が、非常に植物群生の優れた自然資源の豊富な所ということで、多田ヶ瀬浜までのアクセスとして黒潮街道の整備を行いたいというふうに考えます。

次にホテルとその周辺整備のコンセプトです。コンセプトとしては「贅沢な休息」ということで、住民とホテルの利用者が活用できるようリフレッシュエリアとしての整備を行いたい。周辺はホテルと一体化したイメージで広がりを感じられる修景を行いたいと考えました。この赤い線を付けた部分が、ホテル、現在「季の座」というふうに新たにオープンしましたが、このホテルへのアクセス路でございます。この部分を「もてなしの花道」ということで修景していきたい。これが 1 番目。

さらにはホテル前に今遊歩道が整備されておりますが、ホテル前の歩道というのはホテルと分離されており、さらには海へも下りれないというような独立した歩道になっておりますので、ここを整備することにより海とホテルへアクセスできるような形にしたいと思えます。次にホテルの中、現在 3 面張りのコンクリートの水路が非常に修景を分断しております。ここを覆ってしまつて園地としての整備ができないかと考えております。さらに紀伊長島町のほうでは温泉掘削の計画がございますので、これを利用したりリフレッシュ施設の整備を考えたいと思えます。

次に 4 番目としまして、現在一部整備されておりますが、海岸へアクセスする部分の歩道というのか、階段へ下りる部分というようなイメージになっておりますが、この部分と。それからこちら側プールがここの所でございますが、プールの前のコンクリート張の部分がございます。ここが歩道とはいうもののコンクリート張で非常に照り返しが強く、歩行者にとっては不快な思いをしますので、ここを木材による化粧を行って、歩きやすくアクセスしやすい道にしたいと思えます。さらに 5 年目として、黒潮街道ということで、多田ヶ瀬浜へのアクセスを考えたいと思えます。

次に大白地区でございます。大白地区につきましても国道 42 号線の海山町からアプローチする場合は非常にわかりにくいということで、国道 42 号線からの修景の整備「もてなしの花道づくり」。それから大白地区に関しましては「キッズファーム」と。子供たちが自然を育てて子供が育つ場所というコンセプトを設けました。現在整備されている部分の後背地が非常に自然豊かな部分でございますので、その部分を活かしていきたい。そして地区内の環境を保全・復元し、自然を満喫できるソフト体験プログラムを整備していきたい。子供たちが環境作りを手がけて、学習を重ねることができる「子供たちの秘密基地」というのを整備したいと考えております。こちら側が海岸線でございます。現在整備されておるのがこの部分のテニスコート。そして大白池がこの部分でございます。

これに対して今後の整備計画といたしまして、まず 1 点目が、芝生広場の整備。そして大白池の復元。3 番目として、現在この後背地の一番頂上が広く空いて、これは以前の工

事残土を置いた所でございます、前回の再評価ではここへアクセスするまでの林道の整備については了承をいただいたところなのですが、この上の整備についてのコンセプトが明確じゃなかったということから、まだ未整備の状態でございます。その部分を今回は砦の整備ということで、子供たちがさまざまな体験ができる砦の整備を行っていききたいと思います。そして4点目として、この砦から下の園路へ下りれる階段の整備。そして野草地の整備、さらには子供達が体験できるような収穫園の整備というものを考えております。

以上の整備計画に基づきまして、事業効果についての検討を行いました。資料については資料9、81ページからでございます。大規模公園につきましては、旅行費用法いわゆるトラベルコスト法というものに基づきまして、費用便益を出しております。まず考え方としましては、公園利用者の公園までの移動費用、それから滞在時間費を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価するというものでございます。さらに費用につきましてはこれまでに要した用地補償費、整備費、維持管理費の合計に今回提案します整備費と今後必要とされる維持管理費、これは50年という想定がございますので、この50年に要する維持管理費をコストというふうに換算しました。

まず便益の考え方として城の浜地区ですが、城の浜地区につきましては各施設利用者のうち、ホテル利用者とオートキャンプ場の利用者をこの公園への来訪者ということで移動費用を算定いたしました。さらに公園事業により整備した施設、プール、体育館、オートキャンプ場とございますが、この利用者についての滞在時間費用というのを算定いたしました。

次に片上池地区につきましては、道の駅ということで国道42号線のドライブインとしての活用がメインであるということから、移動費用は計上せずにドライブインへ滞在していただく時間ということで、これがトラベルコストマニュアルより30分ということで、30分の滞在時間を計上いたしました。

次に大白地区の滞在時間費用につきましては、テニスコート利用者と園地の利用者について算定いたしました。園地利用者につきましては、昨年度策定いたしました基本計画による想定利用者を採用いたしました。また、移動時間につきましては、このトラベルコストマニュアルより何%の方が何kmの所から来ているという誘致圏域距離というのがございまして、それを参考に、その距離から当公園までアクセスとしては自動車しかないということから、移動手段は自動車、マイカーを想定して算出いたしました。

これが先ほど一番最初に出した事業費の内訳ですが、コストにつきましてはこの全体事業費を今の評価年度の現在価値に置き換えてコストといたしました。まず片上池地区につきましては、移動費用は計上せず、滞在時間を計上いたしました。さらにコストにつきましては用地費、整備費、それからこれまでと今後に要する維持管理費ということを足しました。この結果費用便益比は1.57となりました。次に城の浜地区について同様に算定したところ、費用便益比は3.91となりました。同じく大白地区の費用便益比は1.02というふうになりました。

まとめです。熊野灘臨海公園は基本コンセプトを整理し、両町全域の中で公園のあり方が明確化されました。またソフトプログラムがベースとなった公園を整備されていきます。段階的にまとめられた整備計画というものが策定されました。さらに当公園というのは地域のまちづくりや人づくりに寄与し、両町全域と連携のとれたレクリエーション都市が発

展していくと思われま。また、当公園は熊野古道と連携の取れた東紀州の拠点となるだろうと思われま。また、公園の中核施設であるレクリエーションホテルは「ホテル季の座」として生まれ変わりました、活気のある営業が始まったところです。さらに費用便益比は1を越えるということから、当地域は無限のポテンシャルを秘めた夢のある空間であるというふうに思われま。したがって整備コンセプトに合わせた都市公園事業を継続させたいというふうに考えま。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。前回の意見書を尊重していただいて、またそれに対応していただきまして、大変ありがとうございます。委員の方々、今の事務局からのご説明に対して質問、意見ございましたら頂戴いたします。よろしく願いいたします。

(委員)

非常に細かい検討をしていただいて、よくわかりました。概念的な質問ですけども、トラベルコストとか、その前提として来園者を想定して便益を算定されていますが、簡単に言うと儲かるよということだと思わんです。しかし現実には、経営者が変わったということなんです、昔の孫太郎の入り口のドライブインですが、何度も経営が不調で変わるというのはどういうことなんでしょうか。例えば地域全体としてみると便益はあるけれども、個別の施設を取り出してみると、中には不調のものと良いものがあるというふうに見るのか、全体として利用が低調というふうに見るのでしょうか。計算上便益がコスト以上にあるというデータは分かったんですが、実感としてこの施設の経営がどんどん変わっていくことを鑑みると、ちょっと実感とずれた印象があるんですけど。そのへんはというふうに説明されるのでしょうか。

(都市基盤T)

この経営者なんです、以前から変わりました、今回昨年度道の駅という形で新たな経営が始まりました。この道の駅というのは、昨年の状態というのをご存知でしょうか。前面にテントを張ってマンボウ広場という形でご商売されていた方がおったんですが、その方々がそのままこの道の駅の中に入って経営されております。位置付けとしましては、公園施設の中で紀伊長島町の商工会の方へ営業の許可をさせていただきまして、その方々が地元にあった地場産品とかを販売していただいておりますということ。単純に利用者に関しては、これまでのいわゆるドライブインという施設より、わずか半年くらいのもんですが、非常に利用者が増えておるということで、やり方としては一番よかったかなと。これまでは県も関与した第三セクターでの経営という格好になっておったんですが、今回紀伊長島町の商工会の方が運営していただいておりますということで、より地域にに応じておるのか、確実に利用者が伸びておるということから、我々としてはよかったのかなと思っております。

(委員)

今の説明は、今までの経営のやり方というか業態に限界があったという解釈でいいです

か。要するに商売の仕方が第三セクターでは限界があった。わりとセンスのいい経営者になったら調子がよくなった。そういう理解でいいんですか。

(都市基盤T)

限界であったというと、ちょっときついんですけども。

(委員)

潰れたんだから、限界だったんでしょう。

(都市基盤T)

そうですね。というよりは、今回の経営のほうが非常にいいというふうに思っております。

(委員)

この来園者というのは実態なんですか、予測なんですか。

(都市基盤T)

13年度までのものに関しては実態でございます。今後に関しては実態をもとにした予測でございます。

(委員)

それは伸びるという予測なんですか。このレク公園に来る利用者が、着実に増えるという前提の計算なんですか。

(都市基盤T)

はい。このソフトプログラムが充実してそういう体制を整えば、伸びるというふうに想定しております。

(委員)

それがどのくらいなんですか。どこを見たらわかるのか、資料が膨大ですぐわからなかったんですけど。81ページとか82ページにマトリックスがあるんですが、これが平成13年度の実態のようなんですか。

(都市基盤T)

まず86ページがこれまでの実数でございます。そして87ページを見ていただきますと、これが片上池の利用者数なんですけれども。

(委員)

質問の意図はどのくらい伸びるというふうに予想されているのか。現状にプラス程度なのか、1.5倍とかそれくらいにどんどん増えていくというふうな前提で計算されている

のか。要するに過大な需要になっているのかどうかをチェックしたいんです。

(都市基盤T)

城の浜地区と片上池地区につきましては、道の駅に変わってある程度伸びました。その伸びた数値がそのままずっと続くという形で考えております。

(委員)

50年間でどのくらい増えるんですか。

(都市基盤T)

例えば片上池ですと、平成12年度から道の駅ができた平成13年度までのこの期間で、6万7,000人から8万4,000人と。この8万4,000人をずっとベースにしていっております。

(委員)

8万4,000人、8万5,000人、9万人とかいうふうになるわけじゃないんですか。

(都市基盤T)

ないです。今この道の駅に関しては8万4,000人をずっと。

(委員)

他の地区も平成13年くらいを基準の数値にして予測されているんですか。

(都市基盤T)

はい。

(委員)

先ほどの86ページの実態を見ると減ってますよね。

(都市基盤T)

減っています。

(委員)

ホテル利用者とか諸々、実態としては減るんだけど、見込みとしては現状維持で計算したということですか。

(都市基盤T)

ホテル利用者も一応このままで。ただ新しいホテルのデータがまだ入ってませんので、これがどの程度増えるのかというのは想定です。

(委員)

よくわかる説明をいただいたんですが、全体的に前も話が出たと思うんですけど。環境的な配慮みたいな話っていうのは、どういうふうに捉えていらっしゃるんですか。

今までに関しては、かなりいろんなところで県による環境破壊行為みたいなものが、ずっと続いてきたわけですね。このへんの公園に関しては、例えば大白なんかでも、「浜なつめ」があっても県は工事をして埋めてしまったというのは、実際目の前で見てるんですけど。そういうことを含めて、周辺の海岸環境みたいなものに対する考え方、あるいはよく流行ってるミチゲーションみたいな捉え方みたいなところが、少し出てくるのかなというふうに思っていました。

それでもう1つは、もともとあの地域がどんな状態だったかというふうな、つかみ方が少ないのかなというふうに思っているんですよ。かなり時間が経ってしまっているんで継続的な変化は押さえてても、もともとあの地域ってどんな状態だったんだというふうな押さえ方が、今のご説明の中では少ないんだな。そういう意味では、非常に長くこの事業が続いてますから、最初のスタート段階で極めて開発思想的な取組みから、現時点ではかなり環境保全したような形にシフトしてきた段階では、もともとあった姿というものを少ししっかり見つめることが大事だと思うんですね。

その中で元に戻す部分と、変わってきた形の現状からまた1つ、その環境的な捉え方をして。変わった状況をそのまま環境的に変えていく部分と、もともとあった状態を作り出すというふうな、その2点の環境配慮というのが当然あると思うんですね。ソフト面はかなり充実したんだなというふうに思うんですけど、そのこの部分のハードな計画が少し見えなかったなと思うんですが。ご説明お願いします。

(都市基盤T)

今回のハードの計画を挙げるのにあたりまして、やはり基本となったのが住民検討会であるとか、その検討会の中から出てきました資源シートを元に策定しました。ということから、新たに今度施設の整備に入るにあたりまして、この資源シートを元にまず考えていく。

それから資源をいただいた。例えばこれグループインタビューの結果いただいておりますので、再度地域検討会のほうに投げかけていこうかなと。そういう体制というんですか、常に計画が挙げたけれどもこういう形でいこうかどうしようかっていう相談できるといったような体制とかそういうのも、重要なソフト体制の整備ということで考えていきたいと思っています。

(委員)

そうしますと例えば生態的なある程度の専門家は、先ほどソフトの部分で基本委員会がございましたね。

(都市基盤T)

はい。

(委員)

そこには入っていただいているわけですか。

(都市基盤T)

例えば海山町ですとササユリの生態の研究とか。

(委員)

それは地元の方でして、それは前回の一番最初にご説明いただいた、専門家の人の意見を聞きなさいよというのは、現場でもそういう議論があったと思うんですけど。例えば本当の意味での生態学的な専門家があの地域をどのように見るのかとか、そういうふうな部分が欲しいだろうというふうな話ですよ。確かに地元にササユリの会だとか、めだかの会だとか、僕、個人的に皆さん存知あげてますし、長島と尾鷲にはかなり生物の専門の教育受けた方いらっしゃるんですけども。ただそういうササユリだとか、メダカの会というのは非常に熱心でよくやってらっしゃる、実行力のある方々なんですけど。

基本的にササユリはいい、メダカはいいと。しかし基本的に地域生態を、広い目で押さえる視野という部分に関しては、開発過程で、何かしらのきっちりした専門家っていうのがチームとして欲しいはずですよ。だからそういう方がいらっしゃれば当然、当初のこの姿っていうのは一体どの姿だったんだみたいな見方が当然出てくる。何かそのへんが、あんまり言えなかったのかなと。話の中にそういう広い視野での生態みたいな話が全然出てこない。そのへんが、前回かなり批判された部分だろうというふうに僕は思ってたんですけど。そのへんもう1回ご説明を。

(都市基盤T)

はい、分かりました。確かに今ご指摘されますとおり、今回の計画を立てるにあたって、この計画がそういう生態に対して、全体の中でどういう影響があるのかっていう、そこまで突っ込んだことまでは出来ておりません。

考えておるのは、新たにハードを手がけていくことになった段階で、詳細設計をかけますので、その詳細設計をかける時に、そういった形の委員がおっしゃられるような調査というものをしていく必要があるかというふうに考えております。

(委員)

やはり詳細の部分の1つ手前ぐらいですね、全体の絵を描いていく中で、そのハードな設備を作っていく中で、果たしてそこが全体的にハードな設備を作るべきなのか。あるいはその周辺地域として、やはり県が持っている公園ですから、ある意味では県が守ろうとか、県が維持しようと思えばできる所なんです。だから他の海岸、熊野灘の臨海部においての生態を守ろうと思ったら一番守りやすいし、一番ミチゲーションとして再生するのもしやすい所なわけですね。そういう価値っていうのもやはりあるはずなんです。

そのへんをもう一度考え、それだけが中心になってしまっただけでは、公園としてはどうしようもないんですけども。少し専門家を入れて同時並行的に、検討していく方が少し将来を見通せば、評価が高くなるんじゃないかっていうか、そういう要求度はあるんじゃないか



なと思うんですよ。お話を伺っていくと、どうもそこがないなというのが、私ども素人が聞いても「あっ、ないな」というのが見えてくる計画ですから。他はいいにしてもそこが非常に欠落しているという、まあ見えてしまうなというところがありますので、僕は補強したほうがいいんじゃないかと思います。

(都市基盤T)

ありがとうございます。

(委員)

過去5年で非常に努力なさって組織づくりにやられたってことはよくわかりました。私が危惧したところは、先ほども委員がおっしゃったように、いかに入れ込み人数というのを、この予測された人数に裏付けがあるのかということ、お聞きしたいなと思っていたんですが。それは先ほど委員が質問されて、ちょっとわかりにくい所があったので、そのへんをもう少し強力な裏付けというのを、呈示していただければありがたかったかなと思いました。

そして更に、こういろいろ組織づくりをされたのを、いかにお客さんの所にそういう声を届けるのかというのが、これからのこの事業の次の段階だと思うんです。そういうキャンペーンをどういうふうにやっていくのか。いかにお客さん呼び込む運動を展開するのかという。そういうようなものは、どういうふうな考えになってらっしゃいますか。

(都市基盤T)

はい、ちょっとこの計画とは外れるんですけども。現在我々の公園事業全体としての取組みとして、やはりそのへんのPRというのは非常に我々も不足していた部分だというふうに思っております。

この中ですと、子供たちの体験というふうな一例挙げておりますが。例えば総合学習というのが平成14年度から始まっておりますので。例えば学校に向けて直接我々が宣伝に行くとかですね。あるいは地域の機関誌であるとか、ケーブルTVであるとか、そういう所に直接我々が行って、そういう宣伝をしようとか。今、そういうことをチームの中で、検討しておるところでございます。

やはりここのPRが何なんやと。ここはこういうものでPRするのですっていうことを明確にした上で、それも1つのソフトの整備と思うんですが、いかにPRをしていくかってことをちょっと考えるっていうか、我々実践しているところでございます。

(委員)

是非、そのへんうまくやっていただきたいと思います。

(委員)

先程の委員の質問に戻っちゃうんですが、私も土木建築分野の人間なので矛盾なくこれを受け止めたんですが。要するに利用を図って、それをメリットとして評価しようということ素直に受け取ったんですが。今の委員の意見を聞いていて、そのような評価がまず

いのではないかというふうに、多分言われたんじゃないかと思うんです。50ページの絵を見ているんですが、利用にふさわしい所、例えば城の浜地区のように基本的に利用を前提としてかなりの整備が進んだ所と、それ以外の所は随分違いますよね。

海野・諏訪地区とか、大白地区のような所は地域制緑地を貼り付けて、地域の環境を維持するというのがふさわしい所かもしれないというふうに見ることができます。多分土地感にふさわしいから、そういうことを前提に質問されているんだらうなと思います。そうすると、個々に手を付けるということが、自然にとってはダメージを与える。そうするとこれはむしろマイナスの便益として評価されないといけない。利用はプラスの便益になるが、自然にダメージを与えるというのはマイナスの便益としてカウントし、それをプラスマイナスして評価しないといけないというふうに提案されたと思うんですね。

だから評価方法が不十分であるというふうに言われたんじゃないかと、私は思うんです。それについて、私も土地感があまりないのですが、地図を見る限り地域制緑地っていうか、むしろ地域の環境を守ったほうがいいという意味の緑地指定をしたほうがふさわしいというような所があるという印象を受けるんです。そういう意味で、委員の意見は、非常に共感を覚えるんですが、それについて見解をお聞かせください。

(都市基盤T)

非常に難しい質問なんですけども。この絵のことをおっしゃられたかと思うんですが、この中で城の浜地区とか片上池地区は、提案させてもらった計画に基づく整備を行っていく所なんですけども。この海野・諏訪地区というのは、逆に今後完全に守っていこうというふうな形の計画というか。そういった形で整備をしていく部分、そして保全していく部分ということを作って、考えておるところでございます。

その費用対効果の考え方で、実際そのへんの開発した部分がマイナスとしてカウントするのかどうかということまで、突っ込んでおりません。というか、その突っ込む、検討をする手法がちょっとございませんので、今回それはできてないわけなんです。

(委員)

例えば、今アメリカのカリフォルニアのほうでは盛んにミチゲーションをやっています。例えばああいう涵養の仕方が、多分あるんじゃないかなと思うのです。そういう視点に立つと大白地区というのは、テーマが混乱していると思うんですね。一部では大白地区で、野鳥が飛来する環境を守ろう。ちょっと北のほうにある山の上の池では、淡水域の環境を守ろうという、今の自然環境を維持しようという配慮がありながら、むしろレク的で活潑な活動をさせるものが、それらの間に入っているんですね。

そういう意味では、手法が混乱している。それは今後詳細設計のところでは詰めていただいたらいいと思うんですが、先ほどの委員の言い方だと、この大白地区のテーマ設定に問題がある。そういうレベルでちゃんとした検討をしていないと、詳細レベルで解決できる問題と、そうじゃない問題があるんじゃないかなということだと思うんですね。例えば大白地区はこんなレク的な要素入れないで、むしろ環境保全的なもう少し生態観察的な公園というテーマを設定すべきだとか。そういう知恵が出てくるような、専門家あるいは住民を入れて検討しないと、そもそもの所でミスマッチになっているんじゃないかな。

2つ重要な指摘されたと思うんですね。評価方法がちょっと不十分じゃないかなというふうなこと。テーマ設定をした後の論理はこの評価書でいいと思うんですけど、要するに利用を前提とした便益の話としては非常に素直なんですけども、利用前提にする前の所のフィルターをかける段階に、少し問題があるんじゃないかなという指摘をされたと思うんですね。

私は都市計画をやっているもので、なるべくよりよく使ったほうがいいというふうに、素直に思う人間なのですが、先ほどの質問で、重大な指摘をされたと、私も共感をしているところなんです。

(都市基盤TM)

少しこの中でいろいろ環境にどう配慮するかというのは、具体的にはご指摘のとおり出ておりません。これから整備する、事前にそのへんの環境をどういうふうを守っていくかということは、三重県としても非常に環境に対しては厳しいというか、最優先課題でございますので、常にそのへんは認識をしながら進めていきたいと思っております。

それから大白につきましては、ちょっと説明が舌足らずだったのかも分かりませんが、基本的には、大白だけではございませんけども、この地区の公園整備は、やはり地元の方に失礼な言い方も分かりませんが、あそこが一番の魅力というのはやはり自然だと思っております。あそこに例えばディズニーランドとかそんなの持って来たって何の魅力もなくてですね、やはりあそこで一番の魅力は自然だと思います。その自然をいかに活かすか。過去にはその自然を破壊したという面も、これはあるかと思っておりますけども、今後の公園の整備に当たりましては、できるだけまったく壊さないというわけにはいかないとは思いますが、やはりその一番の魅力である自然というものをどう活かすか、その活かすための整備。それから、ソフト面でもハード面でもそうですけれども、そういうことをまず基本に考えて、この公園事業を進めていきたい。

ですから例えば、先ほどの大白なんかでも混乱されているっていうのが、そのご指摘が正しいのかも分かりませんが、我々としてはここで自然をできるだけ残す。あるいは昔の自然を蘇らせて、それを子供たちに学習してもらおうというのが、基本的な考え方で立てたつもりなんですけども、そのへんのちょっと考え方がうまく伝わらなかったのかも分かりませんが、いずれにしても環境というのは非常に大事ですし、この地域は特に、自然というものに留意しないと将来は多分ないだろうと思っているぐらいの気持ちでおりますので、そのへんだけご理解をいただきたいと思っております。

(委員)

環境第一にということは、多分地元の方、私も含めてみんなそうだと思うんですけど、多分、三重県は環境を大事にされていること、重々承知なんですけど。本来その三重県の環境の中で、例えば生物生態的な環境っていうものに関しては、まったく三重県っていうのは鈍感な県だと僕は理解しているんですね。環境部というのは作ってあっても生物生態的な環境、つまりエコロジーだとか、そういう部分に関しては、残念ながら決して後進県ではないけども進歩的な県ではない。社会的環境においては、人間生活の動いていく時に発生する負の環境に関しては、かなりしっかり対応しようとしていると僕は理解している

んですけど、生物生態的な環境に関しては、僕は進んでないというふうに感じます。

そういう意味で、今回いろいろ伺いながらも、生物生態的な環境に関しては、まだ三重県の公共事業に関しては極めてその配慮がない。ここは1つの計画としてはすごく上手くできているとは思いますが。ただ、子供たちがどこで何を学ぶのか、というふうなところを考えていくと、本来ここにあった生態というものを使うのが一番いいんですね。

もう1つは、生態だとか環境を考えた時に、今までやってきた行為がその生態や環境にどのぐらい負荷を与えたのかというふうな反省が、必ずないと環境的な配慮というのは進まないと理解してるんですよ。そういう点では大白というのは大変いい例で、今誰も住んでない。誰も泊まらない所です。そういう点では、遮二無二ハードの投資をして来たわけですから。そこのハードの投資が果たして、その環境にどういふ負荷を与えたのか。本来そのハードは例えば同じ予算の中で、ハードを取り去っていく部分だってあったっていい訳です。それは前やった事業の環境的負荷というものを考えれば、取り去ったって構わないと思うんですね。三重県は環境を大事にしているんですから。開発を大事にするんだったら、すでに投資したものは絶対に維持していかなくてはいけないけど、環境を大事にしているんだったら既に投資したものは、時代の社会的要請が変わったんですから、それを取り去るという公共事業があって然るべきなんです。

そういう点では多分片上池はあまり手が入ってないでしょうけど、この大白池に関してはその部分の検討というのは、事前にしなきゃいけないはずなんです。今ある状況を善として進めればこういう開発が進むだろうけど、だからその最初の部分からもう一度生態的に見直したらどうかというのが私の考えだった。それをやれば、鳥が来るとかっていう話もきれいにつながるだろうし、子供たちが来て生態を見るというのもきれいにつながるだろう。ある部分その危険性の部分だけは取り去るという努力はいるんでしょうけど。ここは、もともとあった幾水域ですからね。そういう所の生態をもう一度呼び戻すというふうな考え方というのは、実験的に僕は挑戦しても面白いんじゃないかなというふうに思います。

まだここは、城の浜のような形の1つのパターンができてなくて、かなりフレキシブルに考えられる所なんです。そういう意味ではもう少し何か考えられないかなと。全体的な考え方はこれでいいんだろうと僕は思うんですよ。子供たちが来て、今後の環境というものを意識する場所として使ってもらえればいい。しかしそのフィールドは一体どこなんだというふう考えた時には、非常に都会的な水辺環境になっちゃってたりするわけですね。そのへんがもう少し考えられるんじゃないかなというふうに思っています。あんまり僕も専門家じゃないんで上手く言えないんですけど、もう少し何かそこらに、専門家の使い道があるのではないかな。案外1回現地を見てミーティングすれば、別に生態調査やるまでもなく、なんとなく出てくるような事もあるかもしれない。ご意見、何か反応がいただければありがたいです。

(都市基盤T)

ありがとうございます。実際我々何十年ここの整備をしていて、この整備計画を立てる時に本当に初めなんですけど、文献による生態系の調査が入ったということで。結局本当にその生態の研究については、今始まったヨチヨチ歩きの状態です。したがって今ご指摘

されたように、是非とも本当にハード整備の詳細設計で絵を描いちゃう前に、そういうことをしていく必要があるのかな。文献から一步進んだ実態調査っていうのをやはりしていく必要があるのかなというふうには考えております。

(委員)

ランドスケープデザインってありますよね。ランドスケープデザインというのは景観的デザインということなんですが、本来あれは、生態的景観なんですね、最近重要になっているのは。どうしても開発思考型からすると、ランドスケープデザインというのは広い視野での景観的デザインと捉えがちなんですけど、本来既にそのランドスケープデザインといった場合には、そこに生態的な安定感、地域生態を安定的に維持するというふうな部分が必ず配慮されていくわけです。そういう点では、ここはかなりランドスケープデザインとして考えなくてはいけない所ですから。ぜひとも計画段階に生態というものを配慮していくかっていうふうな、土木と生態という生物生態みたいなものを、どうミックスさせながら、安定させていくかというところを、テストケースとして思い切りやってみたらいいと思うんですね。

それは今まで作った部分を壊すことも含めて、広い度胸でひとつ挑戦してみるというふうな所として、僕は扱ってみたら面白いんじゃないかなというふうに、期待をしております。これは意見です。

(委員)

私もですね、心地よい自然というのは、例えば「なばなの里」に行った時に、ここはお花畑チューリップが植わっていて、ここらは菜の花が植わっているというような、人工のお花畑が並んでいるというんじゃないくて、本当に手つかずで自然に生えている、自然の中にいる心地よさとは別個だと思うんでよね。こういうふうに区分していった不自然な自然っていうんじゃないくて、本当にアトランダムに植わっていて、こういう自然の中で気持ちが安らぐというような、そういう自然を考えていただければいいなというふうにお話を聞いてて思いました。

(委員)

質問です。城の浜地区に建てる温泉施設。ハードとしてはこれぐらいしか残ってないみたいなんですけれども、今後の事業の中で、もう1回どういうことでこれを今から建てようとなさっているのか、説明をお願いします。

(都市基盤T)

城の浜地区につきましては、紀伊長島町のほうが、その温泉を掘削するという計画をお持ちです。それができれば、いわゆる公園施設としてどこまで対応できるのかというのがまず大前提にあるんですが、公園の中で憩いであるとか、安らぎであるとか、そういう潤いであるとか、そういうのを感じていただくような休息施設ということで温泉を利用したその施設を整備したい。

例えばこれはホテル利用者とそれから地域の利用者というようなことを、申させていた

だいたんですが。例えば熊野古道をずっと歩かれた方が、そこで温浴して休んでいただくとか、そういったイメージの温泉施設ということで計画を挙げさせていただきました。

(委員)

社会状況がこういう時代のせいかもしれませけれども、温泉って安上がりなレジャーなんで人気がすごく高いんですよ。ただ取り扱い方がわりと難しいなと。私も結構好きなんであっちこっち行きますけども。難しいなと思うことは、本当に昔のなんでしょうね、長逗留するような温泉宿みたいな風情の温泉の延長の場所もあれば、一大レジャーランド風になっている、横にはパチンコ屋さんとスロットマシンとビリヤード場と全部あって温泉もありますっていうような施設も中にはあって、何か寝巻きみたいなもの着てそのままゲームセンターに移動できたりとかね。

だから温泉っていうそのもの自体は、本当に日本人ののんびりする昔からの要素の1つだと思うんですけど。それをどういうふうにするか。成功すれば本当にとってもいい場所ができる。まあどちらを成功と見るかにもよってくるんですけども。先ほど来話が出ておりますように、この場所にある温泉としてどういうものがふさわしいのか、どういう性格のものがふさわしいのかっていうことを、もしお建てになるのであれば、やっぱりかなり深く検討してからハード整備のほうにいていただきたいなというのはつくづく思います。できてしまってから、「あーだ、こーだ」というのは、やっぱりなかなか難しい面がありますので。今からお建てになる、今から計画されるのであれば、温泉っていうのは本当に清濁合わせの部分の要素が多いものですので、そのへんご注意くださいというのを思う。

全体の計画としては私も委員とよく似た見方をしています、楽しそうだなという一言に尽きたんですけども。ただ計画の中で、非常にたくさんのお木を使ってみえて、ウッドデッキありの歩道ありの、木材で化粧した歩道ありの、大変雨がかりの海水がかりの所にたくさんのお木を使う計画を立ててみえるようなんですけども。これおそらく詳細設計になって放っておかれると、ほとんど外材が使われると思います。

そのへんは委員あたりにご意見をお伺いするといいいんでしょうけども。雨がかりの所に木材を使う計画は本当に慎重にしていけないと、難しいです。メンテナンスも含めてかなり慎重に。とていいんですよ、雰囲気はすごくいいんで使いたい気持ちは本当によく分かるんですけども、メンテナンスも含めてかなり慎重に計画しないと、ただ絵に描いてきれいだったというだけのウッドデッキになってしまいますし、当初の段階からかなり気を付けないと、ほとんどこんなに山のある場所で計画される公園なのに、おそらくほとんど外材を使用されてしまうと思いますので。そのへんも、ちょっと頭の隅にでも入れていただきたいと思います。

(委員)

今、紀州というとやはり熊野古道ということだろうと思うんですけどね。これを拝見してますと、片上池地区に関しては熊野古道逍遥というような表現でツツラト峠ですか、非常に近くにあるんですけども。後の重点2箇所も、もっと熊野古道との接点をつかむような形で、それぞれ点と違って面で、この3地区を捉えるような、そういった努力が必要か

なって、こういうふうに感じました。

確か国道 42 号線というのは通行量がほとんど減っているような感じがするんですけども、熊野古道によって息吹き返すということが非常に大切だろうと思います。せっかくこれだけ開発をされるのであれば、やはり熊野古道とのドッキングといいますかね。熊野古道っぽいような所も作って、お互いを接続させ、面として捉えるというようなことが考えられないのかどうか。今のところちょっと点のような感じがするわけなんですけどね。そういった将来計画っていうのは、どうあるんでしょうか。

(都市基盤 T)

はい。お手元の資料ですと 24 ページの公園緑地の所で熊野古道の図と、それから 26 ページと 28 ページをちょっと見比べていただきますと、地理的にはちょうど熊野古道が山側に対して臨海公園は海岸線側でございます。一番接点っていうか、一番近いのが今先ほど言われた片上であり、それから現在整備、前回の整備でいろいろご承認いただいたこの玉津地区が始神峠という所の上り口になっております。そういうハード的な直接行くって部分の設備もしかりなんですけれども、今回いろいろな住民と、それから直接このホテル計画の中でもこういう計画いろいろ話させてもらったんですけど。

例えば、片上池では熊野古道の生の情報、今日はこういうところ行ったらいいですよとかいう情報与えて、城の浜のほうまで、ちょっと入ってきたら、今度は熊野古道そのものがどういうものなのか説明する。いろいろそういう物語性を持った形で、直接に熊野古道に行ける所へは今日の情報。ちょっと奥まった所でゆっくりしてもらう所は熊野古道の生い立ちというか、今までの経緯というのはこんなですよとか。そういう形で考えました。

(委員)

ストーリーのようなものを、こう 3 拠点合わせてちょっと作りあげていけば、もっと魅力あるもんができるかなって感じはしたんですけどね。

(委員長)

最後に感想 2 つと質問 1 つお願いします。都市公園というのはターゲットはやはり原則都市住民じゃないかと思うんです。地元のいろんな意見はあったんですけども、都市住民の意見ってものが薄かったなあって気がするんです。都市公園事業っていうのは一応ターゲットとしては都市住民だってことを。よろしいんですね。

(都市基盤 T)

公園のいろいろな規模とか種類によって、そのへんも変わってくると思います。

(委員長)

でも、サンベルトで交流云々ですので、やはり都市住民がターゲット。

(都市基盤 T)

そうですね、この規模になってくると地域の方と両方。

(委員長)

それともう1つ、今まで言われた大白のことで関係すると思うんですけども。金をかけて子供の秘密基地を作るっていうのは、これ何か教育の本質に反するんじゃないかと。なんでそんな金をかけて秘密基地を作るんだという。質問なんですけれども、城の浜地区の整備は民間の方がやられるのか、県がやられるのかってことです。あそこは何か海岸も美しく県が作られている、県営プールもある。ずっと説明していただいたあの整備は、県がされるのか民間がされるのか。

(都市基盤T)

今回呈示させていただきます計画は、私ども公園事業ということで挙げておる計画です。全体的な考えとして公園区域外の計画とかも、今回この整備策定の中では挙げました。今日ここで呈示していただいたのは、公園事業として対処したい計画でございます。

(委員長)

よろしゅうございますか、熊野臨海公園。どうもご説明ありがとうございました。ただ今のご説明に対するご質問は休憩を挟みまして、またご報告させていただきます。

ここで休憩を取りますけれども、どうでしょう事務局60分。それでは14時再開でお願いします。午前の部はこれで終了いたします。ありがとうございました。

(休憩)

(委員長)

県事業の意見書がまとまりましたので、読み上げさせていただきます。

意見書(平成14年度第3回)

## 三重県再評価審査委員会

### 1 経 過

平成14年8月27日に開催した平成14年度第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より林道開設事業3箇所、都市公園事業1箇所、の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

### 2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 林道開設事業



- 2 2 番 西出菅合線
- 2 3 番 新藤越線
- 2 4 番 杉線

2 2 番から 2 4 番については、平成 9 年度に事業着手 5 年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、林業生産活動の活性化、森林の適正管理の促進を図り、公益的機能の向上を発揮させるために地域の路網形成を行う、また 2 4 番は加えて山村の定住環境の改善を図る、といった事業の必要性を認め、事業継続を了承する。

なお、公益的機能の向上を図るためには、森林管理の担い手の確保を施策としておこなっていくべきである。

## ( 2 ) 都市公園事業

### 1 番 熊野灘臨海公園

1 番については、昭和 4 5 年度に事業着手し、平成 1 0 年度に再評価審査にて「継続」とした事業であるが、その後も一定期間が経過して継続中の事業である。

再評価の結果、余暇時間の増大、レクリエーション需要に対応するため、レクリエーション空間の整備を行うといった事業の必要性、また、前回委員会が指摘した事項について真摯に検討がなされ、実現性が認められることから事業継続を了承する。

なお、城ノ浜地区においては公園事業による歩道整備と海岸事業による遊歩道整備が二重投資とならないよう十分な連携を図ること。

また、片上池地区、大白地区の整備計画については、自然環境の専門家の意見をよく聞き、詳細設計に入る前段階で、検討を行うべきであり、自然環境に対して大きな負荷を与えてきた既存の施設の改修・撤去等を含め生態系に配慮すべきである。

以上であります。用紙そのものは午後の審議も踏まえまして、また事務局からも配付されると思います。よろしくお願ひいたします。どうでしょう、今の意見書でよろしいですか、委員の方々。ありがとうございます。

では、午前中に引き続きまして再評価対象事業の審議に入ります。説明者の方にお願ひいたします。毎度申し上げることですけれども、限られた時間の中で密度の濃い審査をしたいと存じます。できるだけ簡潔に要旨を的確に 1 案件 1 0 分程度にてご説明ください。

では 1 0 1 番、街路事業につきまして鈴鹿市からご説明お願ひします。どうぞ。

### 1 0 1 街路事業（ 豎町十日市線外 1 線 ） 鈴鹿市 （ 鈴鹿市都市整備課長 ）

鈴鹿市役所都市整備の課長でございます、よろしくお願ひします。

それでは今回、事業着手後 1 0 年を経過し、継続中の事業ということで、再評価の対象

箇所であります。竪町十日市線外 1 線街路事業についてご説明申し上げます。資料として提出させていただきました再評価説明資料、それとパワーポイントを使ってご説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明資料の 1 ページから 3 ページにありますように、竪町十日市線外 1 線街路事業は鈴鹿市の市街地として 3 核を形成しております、神戸、牧田、白子地区の 1 核、神戸地区にて行っています。スクリーンを見ていただきますと、この部分が近鉄白子駅のある白子地区。この部分が近鉄平田町駅のある牧田地区。そして神戸地区がこの部分であります。現在の神戸周辺は今映っておりますスクリーンのここが鈴鹿市役所で、近鉄鈴鹿市駅がここでございます。またこの東西の道路が「竪町十日市線」で近鉄鈴鹿市駅へ向かう南北のこの道路が「鈴鹿市駅本多町線」でございます。

神戸地区は古くから城下町、宿場町として栄え、昭和 17 年の町村合併による市制施行以来鈴鹿市の政治経済文化等の中心でありました。再評価説明資料の 1 ページにありますが、東京国立博物館に保管されております「五海道其他延絵図」といって、江戸時代に城下町、宿場町として栄えていた頃の神戸周辺の様子であります。スクリーンを見ていただきますと、「五海道其他延絵図」を映し出しておりますが、今回再評価の対象となる竪町十日市線がこの道路であります。そして鈴鹿市駅本多町線がこの道路でございます。

このように鈴鹿市の中心として栄えた神戸地区でありましたが、基盤整備の立ち遅れによって近年は中心市街地としての機能、魅力が失われてまいりました。このような状況の中、神戸地区の再生を目的として神戸地区市街地総合再生計画を国から、また鈴鹿市特定商業集積整備基本構想を県よりそれぞれ承認を受けて、本市の中心市街地にふさわしい公共と民間協働型のまちづくりを進めております。神戸地区のまちづくりは歴史性の高い中心市街地として再生を図るために“歴史とふれあいのまち「鈴鹿かんべの宿」の再生”を目標にいたしまして、当街路事業をはじめ市街地再開発事業、小売商業等商店街近代化事業、電線類地中化事業を連携して実施しております。このような状況の中で今回再評価の対象となっております道路、「竪町十日市線」と「鈴鹿市駅本多町線」は街路事業として沿道の土地利用を高め、その交通需要に対応するのはもちろんですが、単に人が歩き車が走るという交通手段だけではなく、市民が集い語り合うコミュニケーションの場をつくるとともに、お祭りや散歩などレクリエーションの場として市民生活の面で広く親しめる施設の整備を目指しております。

また、現道路幅員ですが、スクリーンに映し出していますように、側溝を含め 5 m 程度ありまして、両側に電柱が乱立しており、通行可能な道幅が狭いために車の対向や買い物客の安全性に支障をきたしております。これらを解消するための道路整備でもあり生活環境整備でもあります。今スクリーンに映しておりますのが、左側が毎年 3 月の中旬に行われます「龍光寺での寝釈迦祭り」、そして右側が神戸の夏の風物詩になっております「石取祭り」の賑わっている様子でございます。

次に竪町十日市線外 1 線街路事業の概要について説明させていただきます。当事業は平成 5 年度に都市計画道路事業として認可を受け、着手いたしました。スクリーンを見ていただきますと、路線といたしましては「竪町十日市線」延長 400m と「鈴鹿市駅本多町線」156m の 2 路線で、全体施工延長 556m、道路幅員は歩道部分も含め 16m でございます。

次の画面をご覧ください。標準横断面図ですが、道路の全体幅員が 16m でありまして歩

道 4.5m、路肩 50 cm、車道 6m でございます。全体事業費は 44 億 2,000 万円。対象となる用地補償件数は 84 件。用地買収面積は全体で約 5,700 m<sup>2</sup>でございます。現在の進捗状況でございますが、スクリーンを見ていただきますと、「豎町十日市線」の約 120m がこの区間ですが、平成 11 年度より供用を開始しております。今年度の工事では「豎町十日市線」の残り 280m のうち 190m の施工を予定しております。この部分でございます。用地買収・建物補償におきましては、全体対象件数 84 件の内 62 件が取得済でありまして、取得率 74%となっております。

当街路事業が長期化した理由でございますが、主な理由としましては用地買収の難航でございます。お手元の再評価資料の 5 ページにありますように、「豎町十日市線」につきましては、工事着手にあたって地元住民、関係地権者等へ事業説明を行いまして、事業についての了解は得られたものの用地買収や補償にあたっては、店舗を営む対象者が多くございまして、用地買収後の残地での営業店舗の改修や建替えができない方もみえ、営業再建に向けて、希望する隣接地や沿道の代替地の斡旋や調整に難航し、長期化いたしました。

また、当街路事業におきましては電線類の地中化事業、上下水道管事業を併せ行っておりますが、これらを施工する為のまとまった工事区間単位の用地買収ができず、電線類や水道管の切替えがスムーズに行えない為、その結果街路工事の進捗に支障をきたしております。「豎町十日市線」の補償対象件数は残り 3 件となっております。これらの対象の方は高齢者や病弱の地権者でありまして、住み慣れた家への愛着があり交渉が難航しておりました。

「鈴鹿市駅本多町線」におきましては当街路事業沿線で計画されております市街地再開発事業、この事業箇所はスクリーンで示しますとこの部分でございます。C 地区と呼んでおります。市街地再開発事業はその他に 2 地区ありまして、計 3 地区でございます。ここが A S 地区で敷地が 0.2ha ありまして、平成 10 年度に完了しております。こちらが B N 地区で敷地は約 0.4ha ありまして、工事は平成 13 年度に完了し本年度に組合が解散する予定であります。そしてこの C 地区におきましては現在準備組合が設立され、事業推進に向けて協議中でございます。当路線沿いの地権者と C 地区の市街地再開発事業の地権者と重複する方が多くみえまして、契約時期と工事時期を両事業に合わせたいというのが地権者の意向であります。

しかしながら経済情勢の変化で再開発事業参画者の意向も変化しているため、立上げが遅れてきておりまして、街路事業の進捗に影響しております。今後の見通しでございますが、「豎町十日市線」では 95%、65 件中 62 件の用地買収が完了しており、残る 5%、3 件につきましては、交渉を重ねた結果理解を示していただくようになり、今年度中の契約を目指して交渉を進めております。

「鈴鹿市駅本多町線」の用地交渉におきましては、再開発計画が区域と事業参加者の最終調整に入っておりまして、現在地元の準備組合との調整を行いながら、街路事業用地の買収を進めていく予定であります。当街路事業は「神戸のまちづくり」、そして「鈴鹿市の中心市街地」の再生として重要な事業であり、地元の期待も大きいことから、今後も事業を継続し平成 19 年度に事業を完了して、全線供用開始できるように鋭意努力し、事業を進めていきたいと考えております。

次に資料 6 ページの商業の活性化に関する街路事業の関わりでございますが、商業の活

性化策として1つ目としては定住人口の確保であります。現在神戸地区の人口はスクリーンに映し出していますように、白子地区、牧田地区は昭和17年から徐々に増加しておりますが、神戸地区は昭和40年をピークに徐々に減少しております。平成13年度は約5,000人程度まで減ってきております。こうしたことから、人口の減少に歯止めをかけるためにA・S・B・N両再開発ビルに都市型住宅を配置し、また立ち上げが予定されているC地区におきましても導入を検討いただいております。

2つ目としましては集客施設の導入であり、本年8月にB・N地区の再開発ビルの3階に市民の活動拠点となる鈴鹿市男女共同参画センターがオープンしております。ちなみに収容人数は最大200名でございます。センターでは年間1万人の来館者を想定しております。次にA・S・B・N地区のポケットパークにベンチ、水飲み場を設置し、来街者の憩いの場として活用されています。

3つ目としましては、商店街近代化事業として来街者や顧客が気楽に立ち寄れるように店舗改造したり、同時に車社会に対応するため、各店舗が駐車場の確保に努めていただいております。また、共同施設の設置としまして来街者の案内、誘導として放送施設の設置をし、来街者にとって分かりやすい商店街の演出とし、モニュメントを設置しております。

また、ソフト事業として街路事業の完成に併せ朝市（生鮮、植木等）の定期開催や歴史性の高いこの地域の景観保全のため、屋根の形状や軒高、看板を規制した「まちづくり協定」を実施し、個性的なまちづくりに努めております。これらの対策により集客を図るとともに街路事業の関わりは、道路整備をすることにより、来街者の車をスムーズに誘導することが可能となり、また歩道整備をすることにより歩行者の安全が確保されることとなり、また4.5mの歩道と地元「街づくり協定」によるセットバックで確保された空間は、今後予定される各種市の開催や祭りの夜店等にも活用され、これらの点が商業の活性化に対する街路事業の関わりでございます。

次に整備前後の写真が撮っておりますので、見ていただきたいと思っております。場所はA・S地区前の写真でありまして、左側が整備前の様子です。車がすれ違うのがやっとの道路で電柱も車道部に立ち、通行に支障をきたしています。右側は整備後の写真ですが車道、歩道が区別され、歩行者は安全に歩くことができ、車もスムーズに対向できるようになり、また電柱も地中化され見通しのよい道となっております。

次に再評価資料の13ページをお願いします。費用対効果について説明させていただきます。事業に対して費用に見合う効果があるかどうかを判断する指標の1つが費用便益比B/Cで、計算は建設投資額と維持管理費に対してその路線を整備することにより発生する走行時間の短縮などの利用便益や交通事故の減少便益の比において算出いたします。費用便益分析の実施方法といたしましては旧建設省の「費用分析マニュアル(案)」及び「費用便益分析の簡便算定法の計算例」を参考に行っております。事業に投資する費用としましては工事費、用地費、補償費そして将来の維持管理費。便益としましては、走行時間短縮便益、走行費用減少便益、交通事故減少便益の3項目を計上しております。現在価値換算の基準年次は平成15年、社会的割引率を4%で現在価値に換算し、評価対象期間は平成20年の供用開始予定から40年間です。現在価値総便益額を現在価値総費用で除した値を費用対効果B/Cとして算出しております。具体的な額につきましては走行時間短縮便益が94億5,880万円、走行費用減少便益が2億360万円、交通事故減少便益がマイ

ナス 5,970 万円、現在総便益額 B が 40 年間で 96 億 270 万円となります。

交通事故減少便益がマイナスになっておりますのは、交通事故損失額の算定式では交差点の箇所数と交通量で求めるため、交差点の箇所数が整備前後で変わらない場合、交通量が増えれば事故の頻度が増すということでマイナス計上となります。これは今回当路線整備により影響を受ける対象道路を一路線としているため、このようなマイナスが計上されました。ただ小学校の通学路にもなっております当道路は、見通しのきかない交差点が点在し、自転車の通行人がいると車の対向もなかなかできないという現在の状況で、例えば平成 13 年度には年間 7 件の事故が発生しておりますが、当事業により交差点が広く改良されることにより見通しもよくなり、また歩車道を完全に分離することにより、歩行者等の安全は確保され事故は減少するとも考えられ、プラス要素もあると思います。

少し話がされましたので、費用対効果に説明を戻します。事業に投資する費用といたしましては事業費が 49 億 6,100 万円、維持管理費 470 万円、40 年後に用地の残存価値が 1 億 2,900 万円あるということで、現在価値換算の費用合計は、事業費プラス維持管理費の投資費用から用地残存価値の 1 億 2,900 万円を差し引いており、40 年間の現在価値換算の費用合計 C は 48 億 3,670 万円となり費用便益比 B / C は、総便益 B 96 億 270 万円 ÷ 総費用 C 48 億 3,670 万円 で 1.99 となります。今回算出したしました B / C 1.99 につきましてはあくまで道路として通過交通を対象とした便益でございます。当街路事業は今までご説明させていただいておりますように、神戸地区の再生、まちづくりの一環として取り組んでおる事業であり道路拡幅により、今までは歩きか自転車での買い物しかできず、また買い物客としてはごく限られた近隣の方であったのが、当街路事業で各店舗の駐車場整備が進む中、店への進入もスムーズにでき、歩道やポケットパークでのイベント開催時においても安心して通行できるようになり、費用対効果には表せないプラス があると考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。鈴鹿市の街路事業ですけれども、ただ今のご説明に關しまして委員の方々ご意見、ご質問頂戴いたします。よろしく願いいたします。

(委員)

ちょっと教えてください。A S 地区から駅前まで入った地図を出してもらえますか。その茶色の部分、供用している所が除却されて空き地になっている所がありますけれども、質問です。既に新築、建て替えられたところがどのくらいあるのか。質問は、この L 字型道路はまちづくりに寄与していることは、理念としては非常によく分かったんですが、良いまちづくりとするためには、建物が再建されて初めて機能を発揮するとみるべきじゃないかな。そういう意味で言うと、この道路に引っかけた家が壊されたり、除却されますよね。いつの時点でほぼ建て替わるだろうと考えられますか。

この道路は交通機能と同時にまちづくりの機能を果たすというコンセプトであり、そのように説明された。それは非常によく分かりました。従いまして、まちが建て替わった時にまちづくりの機能が発揮されたというふうにみなしたい。そうしたら建て替えの費用も

コストに参入してみたら、どのようなB / Cになるのか。手元で作業されていないかもしれませんが、お考えを教えてください。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

先ほどの件数でございますけども、今ちょっと調べております。今立ち退きが終わって、引いている所の中で建て替えされる時期ですね。これにつきましては所々建て替え完了してみえる方がおりまして。まだ5、6件は残っているかと思うんですけども、もうその方も徐々に建て替えられるという予定でおります。だから1、2年後で建て替えは終了するのではないかとということで理解しております。

それと、建て替えられる費用を、このB / Cの中のCの方へ、費用の方に入れるということに関して、これは補償費の中に解体移築という中の補償が見てあります。それが建て替える費用として、全額費用として賄なってるのかということ、微妙なところがあるんですけども。建て替える建物の内容によって、違って来る訳なんですけども、今現在の建物についての補償でやってますので。新しく建てられてよくなった建物については、それだけ投資されてますので、そのへんの費用をとというのは非常に難しいです。

( 委員 )

まちづくり機能は、説明だとかなり力をおいて説明された。この道路の役割りも相当まちづくりに寄与するということを期待されていることは、説明でよく分かりました。まちづくり機能がどのくらいのウエイトで見られるのかというのが知りたかった。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

件数は14件程度ということでお願いします。茶色の部分だけです。

( 委員 )

この事業は街路事業ということで始まったということで、道を通る走行時間が短縮され、あるいは安全に通行することが一番本来の目的だったということですよ。それが結果として街づくりにもなるということで、そういう街を活性化しようというような目的もあってこの事業が進んだわけですよ。すると、先ほどからいろいろ聞いておまして、歴史性の高いこの神戸の街ということで、この道路の周りにはかなり古い建物もあった訳ですよ。結構、荒物屋さんがあったりとか、そういう古い赴きがあるというか、そういうような建物も残っていたはずなんですけど、そういう「まちづくり」をしていくという観点と、安全な道路を作りたいというような両方のコンセプトというのが相殺し合うというのか、そういうことは実際の事業としてはなかったんでしょうか。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

その道路沿いに、昔から赴きのある建物もあったんじゃないかということも踏まえてのお話ですね。やはりこれは道路を広げる目的のためには、どうしても取り壊しをしなければいけないということで、確かに曳家等で背後にそれだけの土地があればそういう残したい建物については、曳家工法をとりまして曳くってという工法があるんですけども。非常に

土地的に背後に曳くということが難しい場所で、やはり解体をせざるを得ないというのは現状としまして起きております。やはり残せるものは残したいという気持ちはあるんですけども、そのへんがどうしても相反する形になってきております。

(委員)

ソフト事業のところに、「街づくり協定」を実施して個性的なまちづくりに努めますというふうにあります。この協定はどのような協定ですか。

(鈴鹿市都市整備課長)

お答えさせていただきます。あの区域内に建築する建物につきまして、屋根の形状、それと建物の壁面、屋根の面の色彩を指定しております。それと壁面後退時というか、それに関する事項、壁面後退につきましては、官民境界よりも1m後ろへ壁面を下げる。高さは3mという制限を付けておりますけれども、そういうできるだけ空間を広く取り、そして景観上、この神戸のまちとしてできるだけふさわしい色に合わすということの制限を、地元の商店街の方で、こういう協定を作っていたいております。これには何ら法的な根拠はしておりません。

(委員)

ということは、この写真でいいますと白壁と自然木材ということだったんですか。

(鈴鹿市都市整備課長)

いや、これはたまたまですね、そういう白壁と瓦というふうになっておりますけれども、屋根につきましては、勾配屋根を付けてください。そういう制限はあるんですけども、そういうところまでの色制限はなく、白でないといけないということはないです。

(委員)

ないですね。

(鈴鹿市都市整備課長)

3種類あります。アイボリー、ベージュ、セピア、茶系統か無彩色系ですね。黒から白っていう、そういう色合いを使ってくださいということ。目立った色はやめてくださいということで、この色彩の決めをしていると思います。

(委員)

専門的でないのでよく分かりませんが、実際にその場所に行きますと、統一感があるとあまり感じないので、もう少しなんか、趣きがあるまちづくりをしたいというような意見の交換が当初があれば、もっとより良いまちづくりができたのかなというふうに思っております。今後まだ残っている事業については、同じような感じの協定を、今までのまちづくり協定を遵守していただくようにというふうに進んでいくんでしょうか。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

今後の進めていく箇所につきましても、同じような形で地権者の方にこういう協定に対して守ってくださいという形をお願いと同時に、この推進委員会っていうのが地元で作られておりまして、そちらへ諮って、そういう主旨等も個人に伝わるような中で進めておるのが現状です。個々それぞれ理解していただけた方と理解していただけない方がまだみえるところでもあります。現場へ行っていただいた時に、ちょっとそぐわない建物も中にはあるかと思いますが、できるだけ努力はしていくつもりであります。

( 委員 )

実際にこの事業の中で、商店街をお辞めになった方というのは、他の所に移られた方というのは何軒ほどみえるのでしょうか。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

この通りにつきましては現在取り壊した部分ですけれども、5件出て行かれまして、1件中に入ってきていただいております。

( 委員 )

新たに増えたというのは、どういう業種のものがありますか。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

貸衣裳屋さんだそうです。

( 委員 )

拝見していますと貸衣裳さんはありますが、例えばあれは塾経営とか、それからコンビニのような新しい商店街は増えたけど、旧来の商店とは少し赴きの違ったお店が増えて、全体のまちづくりとか、まちの雰囲気というのは、あまり守りきれなかったという感じがするんですが、そうはなかったですか。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

私個人の考え方ですけれども、従前に店をやってみえた方で、左の建物がございまして、引き継いだ中で商売をやられていますので商売の中身としては、従前と変わっていない中で継続されているというふうに理解しております。

( 委員 )

これからのまちづくりというのは、そういうハードというかお店の構えも大切ですけども、商業やっていこうという意欲というか、従来のような感じのお年寄りで細々とやっていくというお店を中心とした「まちづくり」をしていこうというのは、なかなか大変なことがあるんですが。この場合は何か新たにこういうことをしたいとか、こういう経営で、もうちょっと盛り上がりを見せたいというような動きはあるのでしょうか。



(鈴鹿市都市整備課長)

今、この通りは神戸本通り商店街振興組合というのが、できておるんですけども。こちらのほうでいろんなイベントを年に何回とか、そういうことをまずやろうと、地元としては話をされています。今まだ全体が供用を開始されていない中ですので、今としては、先程言いました「寝釈迦祭り」とか、今の夏の祭りなんですけれども「石取祭り」ですね。そういう時にはそういう出店を出して商店の方も客寄せというか、来客のためにということで今のところやってもらっていますが。まだまだ全体が出来上がっていませんので、まだそこまでは。いろいろ考えは持ってみえます。

(委員)

最後にもう1点だけ。この事業はもともとは街路事業だったわけですので、交通面が非常にスムーズに行くということが一番の目的であったというふうに伺っておりますが、そのかえってスムーズに行くことが、まちの商店街で物を買うとか、賑わうとかいうことに、逆に作用をするというような危惧はありませんか。

(鈴鹿市都市整備課長)

通過車両が、多く増えただけで立ち寄られる方が少ないと、そういう当然心配もあるわけなんですけども。個別駐車場をそれぞれ考えていただきまして、来客を誘導するような、従前はまったく道路沿いには駐車場がなかったわけなんですけども、これを機会に個別に作っていただきまして、そういうことでの誘導を図るということは努力していただいております。その通過車両で来客どうですかということ、当然入っていただける方も増えるんじゃないかなと思っておりますけれども。

(委員)

この10ページの整備前の地図と、11ページの整備後の箇所を見せていただくと、以前の通りっていうのは商店街がよく見渡せますね。角からもう商店街がずっと繋がっている。整備後はなんかこう閑散としているという感じをちょっと受けました。それと、6ページにその商業の活性化策というのがあるんですが、一番に書いてあるように、やっぱり定住人口を確保するというのがその地域の活性化をもたらす基礎だろうと思うんですけども。道路がよくなって、そして建て替えることによって商店街がたんだん少なくなっていく。商店がなくなれば定住人口もなかなか増えないんじゃないかなという気がするわけですね。イベントとか祭とかこういうお話もございましたけども、あくまでもそういうのは一過性のものであって、通常の賑わいというのはやはり定住人口を増やすことに尽きるんだろうと思うんです。

それで都市型住宅を配置するというので。これは上がマンションで下がショッピングという、そういうことをイメージするわけなんですけども。もう既に完成しておるAS地区ですか、そういったものが既にあるのかなのか。また一番大きなC地区においては、そういったものが現実に予定されているのかどうか。ちょっと教えていただきたいなと思います。もう既に68%も事業が進捗しておりますので、後はその地域の道路が完成することによって、いかにも賑わいが取り戻せると言えばあれですけども、賑わいが創出でき

るか、そういうところにかかってくると思います。ただもう道路づくりだけと違って、そういう面でのまちづくりも併せて、行政の方でご支援いただきたい。これが一番大切なことだろうと思います。

(鈴鹿市都市整備課長)

それでは先ほどご質問いただきました都市型住宅、あくまで定住人口確保ということでA S地区の再開発ビルには6戸、数は少ないんですけども6戸の住宅を作っております。それとB N地区再開発ビルは12戸の住宅がもう出来上がっております。C地区は予定をしておるということで、まだ現在何軒の住宅を作るところまでは至っておりません。

(委員)

街路事業(堅町十日市線)は、駐禁とかそういうような形になっているんですか。そうでもないんですか。

(鈴鹿市都市整備課長)

今ちょっと確認しましたら駐禁にはなってないそうです。

(委員)

先程の地図出してもらえますか。先程のまちづくり効果の質問が曖昧だったので、もう少し具体的に言うと、ここのお寺の門やいい町屋がありますよね。それはこの事業の中で壊されるのか、それとも保全されてこの地域の個性とか街並みを維持するような対応が図られるのか。もう1つの観点は、ここのお寺の門が道路に引っかかっていますが、それがこの事業の中で壊されないでちゃんと保全されて、この街の環境が保たれるのか。

それから更にもう1つ質問は、都市計画道路が現在どうなっていて、これ以外にあると思うんです。当面10年とか20年位のスパンで見た時に更にこれがこういうふうに延伸して、街並みが変わるのか。そのへんの見通しを教えてください。

(鈴鹿市都市整備課長)

今のご質問の前に、先ほどの駐禁の件ですけれども、駐禁となっております。

それで先程の寺の門、これ常善寺っていうお寺ですけれども、この参門につきましては、曳屋で残しております。これを動かしてもらったところの写真でございます。それと場所はもう少し東側になりますけれども、先程言われました町屋部分、昔風の建物の中で非常に古風な建物なんですけれども、これにつきましては、今現在地権者の方とお話させてもらってる中で、できるだけ残したいという意向でお話はさせていただいております。東側ですね。

(委員)

市役所の姿勢として保存したいと、曳屋したいという方向で調整されているということですね。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

はい、話としてそういうふうにならせてもらっています。それとこの街路事業の 10 年 20 年先の整備の流れですけれども、今現在としては、とりあえずこの事業をやるという中で考えておまして、延びるという意向であれば、豎町十日市線はもう少し市役所向いてはいるんですが、道はございます。そちらのほうへ動く可能性としては秘めております。今私の段階として申し上げるのは、その程度しかお話できません。

( 委員長 )

関連してなんですけれども、南北の道路、「鈴鹿市駅本多町線」ですか。これは明らかに南の方に延びていく形。今回この形として事業として切り取られた理由は何があるんでしょうか。つまり下は積み残して、ここだけ色目のところ、切り取られた事業というのは。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

この「豎町十日市線」から、まずこの駅前、上の部分ですけども、ずっと上にあがっていきますと、この部分現在広がっております道路が、どうしても「豎町十日市線」をこのような形で広げると、ちょうど鈴鹿市駅本多町線をまず広げて駅への誘導を、まず図るところからスタートしております。

今言われました鈴鹿市駅本多町線につきましては、これは下向いて、南向いてなんですけれども、鈴鹿の通称中央道路までの道路計画は入れてございます。またそれを進めるについては、まだこの場ではちょっと申し上げられません。

( 委員長 )

熟度がないので、これだけ切り取ったってことですね。

( 鈴鹿市都市整備課長 )

はい、そういうことでご理解よろしく申し上げます。

( 委員 )

街並みというのは、自然発生的に形成されるものなのです。何十年、何百年、100 年単位でかかって形成されていくものだというふうに思うんですけれども。何も無い所にまちをつくらうと思えば、都市計画の方に道路の計画からしていただいて新しくまちを作っていく。それにはコンセプトがあってという形が 1 つある。その逆の方向にやはり昔からあった街道沿いに自然発生的にできてきた街並みというものも存在すると思うんですね。今のお話ずっとお伺いしていると、その絵図にも出てきたような道であるというお話ですし、周りのこの区割りの仕方なんかをみてみますと、おそらくかなり昔、江戸時代ぐらいから街道沿いみたいな格好で、自然発生的に商いをしてきた街だったろうと思うんですね。

そういうふうにして出来てきた街並みというのは、向こう 3 軒両隣という言い方がありますがけれども、あれは道を挟んでこっち側 3 軒と向こう側 3 軒を、1 つのまとまりみたい

な捉え方をしておりますよね。西洋の街区だと、ワンブロックといって道で挟んだ1つの区画と考えますけれども。向こう3軒両隣的な考え方というのは、道を挟んで、あっち側とこっち側、お向かいさんとこっち側ということの考え方がひとまとまりで私は捉えてたんだらうと思ってるんですね。

おそらくこの道も5mの幅員にふさわしいご近所付き合いであつたらうし、5mの幅員だったからできてきた街並みだったらうというふうに思うと、今更やめると申せませんけれども、この道路計画というのは、随分大胆不敵というか。思いきったというか。私の目には映るんです。5mの幅員の道路を挟んだまちづくりと、16mの幅員の道路を挟んだまちづくりでは雲泥の差があると思います。ですから5mの幅員の時に住んでみえた方の内、センターから8m、8mにいる方をカットして、残りでもとのまち以上のものをつくりましょうというふうに行政が音頭をとられても、おそらくかなりの部分が全然違う方向に出てくるんじゃないかなと思います。

先程、委員もおっしゃった、整備前と整備後の街路の写真見せていただくと、そこらへんは一目瞭然だというふうに思うんですね。これ供用区域が3分の1ぐらいしかまだないので、私から言わせればまだこれだけで済んでるだけけれども、これが市駅の方まで全部通った暁には一体このまちはどうなるんだらうと、逆に非常に心配です。

例えば石取祭りにしろ寝釈迦祭りにしろ5mの幅員の所に町屋、うなぎの寝床がいっぱいくっついた街だったからこそ、きっと盛り上がった祭だらうと思うんですよ。ですからこの橋渡しが行政の側にとっても、地元の方にとっても、今までの街だった街から同じとこなんですけどね。でも、今までの幅員5mの道路を挟んだ街だった所から16mの道路を挟んだ街にしてしまう計画を立ててしまった街なわけですから。この橋渡しが1歩誤ったら、ゴーストタウンに近くなると思います。とっても怖い、実は怖い計画を立ててみえるように思えてなりません。

1つ質問したいんですけども。先ほどから車の利便性が上がったということと並行して駐車場のスペースは各戸で確保していただいておりますという言い方が何回か出てみえます。道路の断面図出していただけますか。各戸で確保していただいているんだとすると、歩道の上で各戸の駐車場は確保できませんので、更に歩道の一番右なり一番左の排水溝ありますね、排水溝よりも更に右側のお宅については更に右側の敷地内で、自分の所のお店に来る人の駐車場を確保しろという指導をなさっているわけですよ。そうすると町屋の街割りですから、おそらくうなぎの寝床です。小さいお宅だったらおそらく間口10mあるか、なしじゃないかと思えますけれども。その10mあるかなしかの間口の敷地で3台止めようと思ったら、5m、6mは向こう側に壁面後退しますよね、そこに建てようと思ったら。歩道も入れてですけども幅員16mの区間、上に何も無い空間が今のこのセンターをバーンと突き抜けていくわけですよ。

更に1mセットバックした建物っていうお話ありましたけれども、建物ぎりぎりに建ったとしても1mのセットバックを要求してみえて、更にそこにお客さん用の駐車場を各戸が作ろうと思ったら、更にそれから6m以上のセットバックをしないと店構えはできませんよね。そうするとこの16mの右と左に左右それぞれ6mセットバックしていたら28mになりますよね。一番お店の前面ガラスと前面ガラスの間が28m空いちやうんですよ。これはやはり賑わいのある、人が歩いて買い物を楽しむ空間に、私はちょっとスケールアウ

トしているんじゃないかなと思います。

ここから先はちょっと意見として聞いていただきたいんですけども。こういう計画を立てる前に、鈴鹿市というのは車で行く買い物には多すぎて、行く場所に困るくらいあり余っているショッピングセンターをお持ちな市だというふうに、私は思っているんですけども。その中であって、せっかくというとな変な言い方ですけど、せっかく幅員 5m で車が入りにくい、それも 500m ぐらいのちょうどいい長さの商店街があった。その時にそのままづくりを考えた場合に、例えばその 500m の入口の端の所と出口の端の所に少しまとまった駐車場ができて、その間をタウンモビリティなり車椅子の人が十分歩けるような歩道を整備するなり、何かそういうことで幅員 5 m というのは、ヒューマンスケールな幅員だと私は思ってるんですよ。

車には不便ですよ。向こうから来るとやはり嫌だなって思う幅員です。人が歩いたり、車椅子を押したり、それからお年寄りが荷物持って手押しのカートを持って「今日の八百屋さんは何があるかな」って言って歩くにはとてもヒューマンスケールない道幅だと思っんですよ。そういう利用仕方の発想、そういう都市計画の立て方という発想がなかったことを、とてもこの段階でお聞きして、この段階でご意見申し上げても無理なんですけども、とても残念に思います。

特にこれから高齢化社会になって、新しくできる商店街にすら例えばバリアフリーに対応していただきたいとか、ノーマライゼーションということを考えてくださって、皆さん一生懸命いろんな街興しをやってらっしゃる。ヒューマンスケール、狭い道がせっかくあったのに、それをこういう形で上手く利用していくことができずに、幅員が最大で 18m もあるような大空間を真ん中に作ってしまったという、その都市計画自体がなんだかすごくもったいないなっていうふうに思います。これは意見です。

今後の道路の計画というのは街を作っていく上で、すごく大きな影響力を持っています。もうその道路 1 本通っただけで街が死んでしまうこともあれば、生き返ることもあるっていうぐらい、私は強い力を持っていると思いますので、本当に企画を立てる上でそれから実行される上で、それから先程来協力していただくというお言葉がありました、要するに立ち退きですね、そういう実際にいろんなことをされる上で、是非本当に今まで先人が作ってきて何百年かかって自然発生的にできたものを、なんとか活かしていく方法で活用できないか、街づくりができないかという発想を入れていただくことを切に望みたいと思います。以上です。

(鈴鹿市都市整備課長)

各戸の駐車場というところで、お話をさせていただきます。現在確かに理論的には、言われた通りだと思います。壁面から壁面での延長幅が最大なのは、そのような形で出てくると思いますけれども。現在の現場は、所々立ち退きで空いている所等もありますので、その所をまた利用していただくことも考えていただいたり。それと B N と A S につきましては、建物の中で駐車場は当然確保しております。それが今の現状でございます、今後の行政として勉強させていただく 1 つのお話とさせていただきます。

(委員)

C地区で、BN地区のような3階ぐらいまでパブリックで、上のほうにアパートがのっているという構成をイメージしているんですが、C地区はそのような高さとか容積なんでしょうか。この道路が拡幅整備されないとその構想が実現できないのか。道路拡幅をしないとC地区の事業を進める上で支障があるのかなのか確認したい。

この道路事業は、街づくりに対して波及効果を持っている。その効果を活力に3つの再開発事業をここで興すわけですね。そうしてみた時にASとBNとまで来たんですが、C地区の事業を進める上でこの道路整備をやらないと支障があるのか、道路を拡幅しなくてもC地区の再開発の熟度が高まれば実現可能なのか。

(鈴鹿市都市整備課長)

今のお話ですけれども、あくまで道路拡幅しないと、やはりこのC地区の開発は進まないということで理解しております。進入路の関係等も踏まえていきますと、あくまで道路の拡幅あってC地区の開発があるのではないかとということで、私は理解しております。逆にC地区があくまで道路を広げた中、C地区があるかないかということも出てくる訳なんですけれども、事業的に成り立つか成り立たないかということも当然組合の問題なんですけれども、事業採算ではなしに事業の流れとして、質問に対してはあくまでこのC地区につきましては道路拡幅ありきの中での再開発であります。

(委員)

道路がありますね。それに対してこの事業地区は青いゾーンだとすると、あの道路を前面道路とすれば容積率や斜線制限をカバーして、それなりのボリュームのものが建つとすれば、この縦の道路は直接の制約条件にはならないとみていいのか。

(鈴鹿市都市整備課長)

それは可能になってくるかと思います。

(委員)

実は私もずっと前になりますけれども、この事業のことでシンポジウムに参加したことがあります。子供時代に持っていた街のイメージというのがとても記憶に残っていて、それが私の原風景になっていて、それを守ることから街づくりを始めたらどうでしょうというような提案をしたんです。そうするとその会場でここに住んでいらっやって、街づくりを考えていらっしゃるおじさんの人が「いや、もう昔がかりだけでは街は活性できないのではないのでしょうか」という意見が出まして、「ああそうかもしれないな」と、その時思っていたんです。それから10年ぐらい経って、やはり私は今もこの街とか古い街が持っている財産というのは、そういうことを蓄積して重ねてきた時間とか歴史とか文化というのがやはり大切な財産で、他にはない。そういう唯一ここにしかない財産だということが、やはり声を大にして言えると思うんです。だからそれを広い道路が必要だからって壊してしまうというような発想ではだめなんじゃないかな。

逆にむしろそれを保存しながら、アピールしていくというか、それを前面に押し出していくというか。そういうような街づくりの発想を、今後例えば本多町線を下に伸ばしてい

くと、先程おっしゃたそういうふうなことはやめられて。あるんだったら、考える時に、あの路線にはまだ伊勢街道沿いのおかげ参りでいろいろ人が行き交ったところの賑わいの歴史というか、思い出が残っている所もたくさんあるんですよね。そういう時にもう1回考えていただければ有難いなというふうに思います。

(委員長)

よろしゅうございますか。それでは頂戴いたしましたご意見、ご回答を勘案いたしまして、休憩時間を挟みまして、意見書にまとめてご報告したいと思います。どうもご説明ありがとうございました。

それでは続きまして102番の下水道事業につきまして長島町からのご説明お願いいたします。

#### 102 下水道事業(長島町公共下水道事業)長島町

(長島町上下水道課長)

長島町上下水道の課長です。よろしくをお願いいたします。本日は各委員におかれましては、公私ともご多忙の中ご審議を賜りますこと厚く御礼を申し上げる次第でございます。長島町の公共下水道事業につきましては、平成5年に採択を受けまして本年で10年目を迎えております。本日の審査の結果を真摯に受け止めまして、今後の行政運営の糧とさせていただきますと存じます。よろしくをお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

長島町は三重県の最北端で木曾三川の河口に位置し、東に愛知県、北は岐阜県に接しており、国営木曾三川公園・水郷県立自然公園の指定地域で、天然温泉が湧出する自然に恵まれた水郷の町です。行政面積は31.73、人口は15,794人です。長島町の公共下水道事業は周辺が河川に囲まれていることから、単独公共下水道として全町域を取り入れた全体計画面積598haの下水道整備計画を策定し、平成5年12月に当初の事業認可(第1期整備区域)99haを受け、翌年度から污水管築造工事、浄化センター建設工事などを進めてまいりました。

平成11年には現在認可計画があります301haに認可拡大を行い、平成12年3月27日に第1期整備区域99haを供用開始いたしました。現在は第2期整備区域について面整備及び浄化センター水処理施設の第2系列の増設工事に着手しております。なお、計画区域以外の地域として特に観光施設「長島温泉」、「なばなの里」については汚水処理量も多いことから独自の合併処理浄化槽で対応するよう計画しております。

それでは、評価手法選定表をご覧ください。全体の事業費でございますが、231億3,000万円で、現行の認可計画は145億7,500万円となっております。平成13年度末までの整備状況でございますが、処理区域面積の内171haが整備済となっております。また処理人口は5,521人です。

次に評価手法の判定項目に従い評価を行っています。関連計画及び関連事業の状況についてでございますが、本町は全域が単独公共下水道であります、「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」等の整合を図るため、観光施設を除く公共下水道基本計画の見直しを策定し計画フレームや処理区域の見直しを行い整合を図っております。

次に事業の進捗状況であります。平成 12 年 3 月末に浄化センターを供用開始しており、第 2 期工事も平成 17 年 3 月の完成を目指して、メイン整備浄化センター及び中継ポンプ場の建設等の準備整備を行っています。

続きまして地元情勢についてでございますが、事業認可時に下水道事業の概要、受益者負担金、宅内排水施設工事、使用量について地元説明会を開催するほか、下水道工事の着手にあたりましては住民の協力を得なければ事業は進まないことを訴えて、受益者負担金から宅内排水施設工事等まで、きめ細かく説明していることから住民の理解と協力は得られています。

以上のようなことから評価手法といたしましては、再評価チェックリストによる評価を行いました。事業費計画諸現についてはご覧いただいたとおりでございますが、認可計画については 3 期に分割して申請をいたしております。事業費の推移でございますが整備にあたっての必要事業費を確保し、道路事情等を考慮して計画的に事業を推進しております。処理場用地の取得状況については、当初認可時に問題もなく、計画面積を取得しております。本年度から計画しております汚水中継ポンプ場についても町有地（現コミュニティプラント用地）を確保しております。

施設の供用状況でございますが、浄化センターについては平成 12 年 3 月から供用を開始し、平成 13 年度末で水洗化人口が 3,100 人、接続率 56%となっております。本町は 3 年以内に接続すると 5 万円の水洗化促進事業補助金を交付しており、本年度が 3 年目であることから水洗化率も 70%から 85%に上がると思われま。面整備につきましては現認可面積 301ha の内 171ha であります。平成 13 年度繰越金及び本年度事業においてコミュニティプラントで処理している既設用地の接続が見込まれており、平成 14 年度末には 236ha、8,500 人の供用整備人口が予想され着々と整備が進んでいます。このことから平成 15 年度には第 3 期の下水道事業認可を行う予定であります。

地元情勢の変化の有無についてでございますが、下水道の普及とともに昨年度は町内の主要河川である長島川を自主的に清掃等のボランティア組織「長島川をきれいにする会」が発足した他、本年度、本町で「全国水の郷サミット」が開催されるなど、地元の方も環境意識が向上しており、事業推進の支障となるような地元情勢の変化はございません。社会経済情勢、特に環境整備については長島町としても積極的に取り組んでおり、公共下水道事業と併せて地域用水環境整備事業にも取り組み、せせらぎ水路の整備を行っており、事業に支障の出る状況ではありません。自然環境条件についてでございますが、伊勢湾の水質保全のため下水道事業の重要性は高まっています。費用対効果分析の結果につきましては、担当の方からご説明いたします。

（長島町）

よろしく申し上げます。国の下水道事業の再評価要領が平成 14 年の 7 月 1 日に改正になり、費用効果分析の結果が新たに加われました。原則として再評価する事業についてすべて適応することになっております。このことから費用効果分析を行っております

6 ページをご覧ください。現在価値比較法により試算しております。対象期間といたしましては、平成 5 年度に事業着手いたしまして完成が平成 28 年度とし、50 年後の平成 78 年度末を計測の最終年度としております。概算事業費でございますが 231 億 1,300 万円、



維持管理費を 2 億 3,540 万円とし、平成 78 年度の総費用を 301 億 8,100 万円と試算しております。下水道事業による便益でございますが、生活環境の改善効果、便所の水洗化効果を代替法により算出。特に公共用水域につきましては、水質保全効果について平成 10 年度に CVM 法による伊勢湾の特定水域高度処理基本計画の報告があり、単位負荷削減量当たりの便益を計算し、処理人口相当の削減負荷量に乗じて計算は可能でございますが、便益として各市町村が取り入れる場合の確率がなされていないということで、今回はその試算から除いております。

生活環境の改善といたしまして、代替法による悪臭防止のための水路覆蓋及び水路の定期的清掃が必要であり、それぞれの建設費、年間維持管理費を挙げております。便所の水洗化につきましては合併浄化槽を代替法として建設費、維持管理費また浄化槽から発生する汚泥につきまして汚泥処理施設の建設、維持管理費等試算しております。

7 ページをご覧ください。平成 78 年度末の総費用累計でございますが、いわゆる B (便益) といたしまして 465 億 5,300 万円ということになり、費用便益比 B / C につきましては 1.54、純便益として 163 億 7,200 万円という試算になっております。その他良好な景観形成また病原性微生物等の発生による健康被害の軽減。また水郷の町としてのイメージアップ等も考えられまして、下水道の効果は大きなものがあるというふうに費用対効果分析として出させてもらっております。以上でございます。

(長島町上下水道課長)

以上の評価から総合評価といたしましては、地元や社会情勢に支障となる大きな変化もないことから、また水質保全に下水道は必要不可欠であることから、事業を継続し完成をめざしたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。事業の継続性、必要性についてご説明伺いましたけれども。委員の方々、ご意見、ご質問頂戴いたします。

(委員)

線引との関係を教えてください。それから、「長島温泉」と「なばなの里」が単独浄化槽と言われたと思うんですが。この絵を見ると輪中の里も外れているような気がするんですが、全部処理区域に直結されるとみていいのか。

もう 1 つ 5 ページです。施設の供用状況の説明の時に、ここの文章には水洗化率が 56% と書いてありますが、平成 14 年度には相当上がるというふうにおっしゃったと思うんです。先ほどいろいろ住民に対して説明会を重ねているので理解が高まったとおっしゃったと思うんですが、それにもかかわらず供用区域についてまだ直結してるのが半分っていうのはどういうことか。残りの人は単独浄化槽というか、合併処理浄化槽なのか、それとも近々全部つなげてもらえるのか、そのへんを教えてください。

(長島町)

まず最初の質問でございますが、線引の関係ですけれども。市街化区域は、この青の所

と赤の所、約9割以上が市街化区域ということで、まず中心市街地を整備をしております、3期部分の黄色の所におきましては、ほとんどが調整区域というようなことで、中心市街地から整備をしておるということでございます。この図面でいきますと北部地区という所に入っておりますが、「輪中の郷」におきましては認可区域内ということですが、「長島温泉」と「なばなの里」におきましては認可区域外というふうになっております。

そして3番目の質問でございますが、平成13年度末におきましては、171ha、5,521人のうち3,100人の水洗化というようなことですが、平成14年におきましては、長島町にコミュニティプラントが現在ございます。町の経営のほうでコミュニティプラントがありますが、この人口が約2,300人ほどありますけれども、平成15年3月にその地区におきましては公共下水道に流入するということがございます、平成14年度末には約8,500人の水洗化人口が見込まれるというふうになっております。でするのでその時の約7割ないし8割、現在の認可区域の処理人口が1万1,200人ということですので、その内の8,500人ということですので、70数%にはなるのかなというふうに思われます。

ちなみに本年度で供用開始して2年が経ったわけでございますので、平成12年度供用開始をした所につきましては、水洗化率が63%、平成13年度供用した所につきましては40.5%ということで、平均の56%という数字は出させてもらっておりますが、平成14年度3月に供用開始をした地区もございまして、そのへんが水洗化率が低い、平均56%ということでありまして。

そして先ほど課長から説明しましたように、3年以内に接続していただきますと水洗化補助金を出すというようなことございまして、そのへんは理解があるというふうに考えております。

(委員)

計画処理人口が1万8,650人で、全体事業費が231億3,000万円、これで間違いありません。計画処理人口というのは、要するに全体事業が全部済んだ段階で、計画通りに全員が下水道につながりこんだ場合に処理する人数というふうに考えてよろしいですか。それでは、全体事業費を計画処理人口100%接続したとして、計画人口で割っていただいたことはありますでしょうか。つまり一人当たりの事業費というのが、下水道工事の場合いくらかかっているか。今おっしゃった計画が達成されたとして私が計算したのが、一人当たり124万円の事業費がかかっております。先ほど現在価値、何か比較法がありますね、あちらの数字で全体事業費をカウントしますと、計画処理人口が同じだと想定しますと、160万円。均して一人あたり150万円の税金を投入して、下水道の整備をしているということだと思います。

一世帯あたり、一般的に4人家族だとして600万円。600万円の下水道にそれぞれつながりこむ時に、これはケースバイケースですけども、自宅の改装費と受益者負担金、配管工事ですね。大方のお家が100万円仕事になっていると思います。それを足すと700万円です。一世帯あたり700万円の税金を使って下水道を町内全部にわたってつくり、処理することが適切なかどうかということ、いつも私は思います。

先ほど説明をお聞きしてましたら、便益のところの代替の計算の仕方、この間の時には代替で単独浄化槽への設置というお話で、何だか変ですねというお話をさせていただ

いたんですけども。今お話をお聞きしていたら、合併浄化槽で計算してますというようなお話だったので、現在の状況に合わせて計算をしていただいているんだと思いますけれども。それにしても 18,000 人くらいの人口のために、一世帯あたり 700 万円からの、その内 100 万円は個人負担だとしても、お金をかけて下水道を整備する必要があるのかなと思います。

これを全戸に極めて適切に補助金を渡されて、一番いい合併処理槽を各戸で責任を持って付けなさいと言っても、たかだか一戸あたり 100 万もあれば付きます。それに比べて下水道を整備することの金額の大きさを忘れないんじゃないかなというのを、いつも下水道のお話を聞くたびに思います。

今、三重県はとにかく県内あげて下水道を普及させましょうの号令のもとに動いていますので、今さら私が言っても止まるわけではないというのが分かっているとお話させていただいているんですけども。特にこの長島町のように高低差がほとんどない地域で、全戸を 1 つのパイプラインで処理場へ持っていくというのは、1 つの敷地内だけでも浄化槽へ持っていくのにいつも四苦八苦している私としましては、並大抵のご苦労じゃないだろうというふうに推察いたします。そういう苦労をあえてしてまで、こういう場所に公共下水道なのかなと思いますけれども。やはり金額の大きさですね。ですから計算上はいくみたいですけども、それによって得る利便性とそれに投入する税金の大きさ。もう少し何か工夫の仕方があるんじゃないかなと思います。

それから先ほどお話が出ていました水洗化率の低さですけども。この水洗化という中に入れているのは、下水道へつなぎこんだという意味ですか。そうすると残りの 50% の中にも個別の浄化槽を設置して、水洗トイレにしてみえる方はたくさんみえるわけですね。やはり多分そうだろうと思うんですね。これだけ下水道の遅れた県というのは、当然各戸別の浄化槽というのが普及して当然ですので。今ある浄化槽を使って水洗便所を使っているのに、なぜ下水道にあえて 100 万円かけてつなげなければいけないのか、つなぐ必要があるのかというのは、ごく素朴に皆さん思われる、納得できない部分だと思うんですよ。それでなかなか進まないのかなという気もします。やはりそこらへんが多少無理があるのかなという気が、ひとつはします。

それからそこであえて下水道課としては「下水道につなぎこんで下さい」というお話をなさるんでしたら、今ある浄化槽、既存の浄化槽を再利用されるという。私が前にもここでお話しましたがけれども。そういう案も含めての提案をしていただいて、少しでもよりよい形で水環境が整備されるよう進めていただけたらなというふうに思います。以上です。

(委員長)

私も関連して。当然町では当初、委員のお考えは検討されたわけですね。

(長島町)

平成 5 年の認可前でございますけれども、全域を公共下水道でいくか、また一部農業集落排水事業でいくか、この点について検討をしておりました。特に処理場の問題、維持管理費、また汚泥処理の問題等の関係で、全町を公共下水でいくというふうに決まりました。全域を公共下水道事業でいくということにつきましても、これも認可当時に全域で説明会

を行いまして。その当ても当然試算をしておりまして、委員さんから意見のございました、1件あたり500万ほどかかりますという中で、当然これは町の税金なり国の補助金等を投入してやるんですけれども。その当時合併浄化槽もあったと思われましてけれども、その時は公共下水道でいくというような結論になったということで、現在進んでいるというようなことでございます。

非常に町費の持ち出しも多い。かなりの借金もしなければならぬという面からも、大変というようなことを感じておりますけれども。その一方で合併浄化槽におきまして、我々考えるには、いわゆる水質基準の面からも一般の合併浄化槽においては技術上の基準はあるものの、水質基準また適正な管理の面から、公共下水道よりも少し落ちるので、公共下水道でいこうというような結論になったというふうに聞いております。

(委員)

よくそういう話を市町村の方がされる時に、要するにメンテナンスが不十分になりがちだというお話が出てくるんですけれども。やはり合併浄化槽の場合、きちっとメンテナンスさえすれば、かなりいい精度で廃棄処理ができますので、メンテナンスをしない方のほうへレベルを合わせて話をされても、なかなかそれを比較されてもなあというところがありますので。やはり逆に言えば、1つ怖いと思うのは、先ほどこの説明で、ここなんか特にそうですよね。川に囲まれているんで、おそらく川をきれいにしようとか、水に関する住民の方の意識って、結構高まってみえると思うんですよ。それこそが一番いい姿だと私は思うんですね。自分の体に入れるものと自分の出したものは、みんなが少なくとも責任を持とうよ。それは随分いろんなものがレベルアップするというふうに思うんです。

それが公共下水道になると、蓋をしちゃうわけですよ、出したものに関しては。見えなくしてしまう。どこへ流れていって、いくらお金がかかって、どういうふうになって海へ最後出ていっているのか、誰も知らないみたいな状態になっているんですね。それが逆に例えば合併処理槽で自分の宅内で処理しているなり、定期的に点検業者の人がみえて、一緒に覗いてみたりすると非常によく分かるわけですよ。目で見えますので。その目で見分分かる、手の届く所にあるというのは、結構これ些細なことのようで重要な点じゃないかなというふうに、私は思います。ですからそういう意味で、飲み水がどこから来ているのかと同じように、自分が排泄したものと台所やお風呂で使った水が、どういう形でどういうふうに行って、最後に海に行っているのかということ、本当は宅内合併処理槽で判断していただくが一番いいのかなと思ったりするものですから、できたら合併処理槽の普及のほうの有難かったなと思うんです。

(委員長)

実は私も同意見なのです。

(委員)

質問が2つあります。1つは雨水をどうやって処理するのか。この中へ突っ込むのかどうか。もし雨水も処理するんだったら、この計算には入ってないけど、浸水危険性を分担できるという便益になるかなという気がします。それからもう1つは、多くの市町村が下

水道真っ盛りです。将来、下水道事業が財政負担になって、投資的経費がほとんど食われるという話を聞くんですが、そのへんの検討をされていたら教えてください。

（長島町上下水道課長）

雨水の関係でございますけれども、分流式の処理施設でございますので、雨水は長島町の場合、先ほど図面を見ていただいても分かるんですが、周囲を堤防に囲まれまして海拔 0 m 地域でございます。それから町内に 13 基排水機がございまして、排水をしておるということでございます。

それから財政計画のほうでございますが、平成 28 年度までの財政計画を立てまして、投資経費が他の事業にしわ寄せにならないような形で財政計画を組んでおりますし、現在の基金のほうも十数億円の積立をして準備いたしております。

（委員）

先ほど雨水の話が出ましたが、この中には試算されてないということですが、全体の水のまわりから見ますと、川の流れる水がだんだん少なくなってきて、そして川に住んでいる魚にとってもよくないとか、そういう話をよく聞くんですが。そういう面では環境に対する効果というと、逆にマイナス面が、この事業はそうではありませんが、変わってくる可能性もありますよね、下水道のほうで。水回りが直接海のほうへ流れてしまって、川のほうに流れにくいというのがあります。そしてそうなるたとえば人間の話ではありませんけど、魚が住みにくくなるとか、そういう環境に対する逆の負荷がかかってきて、そういう面での便益のマイナスの算定というのは、新たに出来上がった B / C の算定の中には組み込まれてはいないのでしょうか。

（長島町上下水道課長）

長島町の場合、先ほど申し上げましたように海拔 0 m ということで、通常の川のように川上から川下に流れるという状態ではなくて、川っていうか水路なんですけど、そこへ水が溜まるわけですね。それで今の排水機で引っ張って排水をするというので。おっしゃってみえるのはおそらくそういう家庭から放流した雑排水も地下に浸透して、水となって環境に何がしかの影響を与えるんじゃないかというご意見ではないかと思うんですが。そういうような感じで、通常の川の流れのような形はまったくないわけですね。ですからそこにもう澱んでしまう。

（委員）

長島町の場合はそうなんですけど、例えばそういうような算定は下水道のほうでは、そういう雨水も入れ込んでいる事業については、新たな B / C の計算方法はないのでしょうか。

（長島町上下水道課長）

今回は汚水ということですので、雨水に関しては今回の試算には入れておりません。

(委員)

一般的な算定基準の中にはそういう観点はないのですか。

(長島町)

私の認識の中では、この3点です。先ほど言いましたように生活環境の改善効果と便所の水洗化効果、公共用水域の水質保全効果の3点ということでやらさせていただきました。確かに合流等であればその中で浸水被害とかそういうものも出るのかなというふうには思いますけれども。

(委員)

例えばいい効果と悪い効果と、下水道についてはあると思うんですよ。雨水が流れなくなって、川の水がだんだん干上がって行って、そして魚とか植物、植生についての環境が悪くなるということも考えられるわけです。そういうマイナス面とかあるいはプラス面のほうの算定というのは、全体の県のほうにお聞きしたいんですけども、B/Cの算定の中には入っていないのでしょうか。

(下水道T)

いわゆる下水道を整備することによって、生活廃水等が河川に流れ込んでいたのが流れ込まなくなって、河川のほうに悪影響を与えるのではないかとということで、マイナス便益が出るのではないかとということかと思えますけれども。今回も費用便益を計算して便益のほうで算定しておりますけれども、一般的に川の水が少なくなってマイナス便益が出るというよりは、河川海域も含めて公共用水域の水質が改善するということが卓越するというところで、プラス便益を算定しております。今回の長島町の場合は、その算定方法にまだ画一されていない部分があるので割愛しておりますが、一般的にはその部分を何らかの形で数値化をしまして、その部分のプラス便益があると。河川の流量が減るということは、特に川の水がたくさんある時はあまり問題ありませんけれども、いわゆる渇水の時なんかには多少影響があるのではないかとというふうに、それは考えられるんですが。それは下水道計画を算定する際に、河川管理者とよく協議をして問題ないかどうかという形で、そういうことを検討解決した上で、下水道の事業計画を進めている。それで便益の時には特にマイナス便益としては算定していないという考え方であります。

(委員)

今の委員のご質問は、都市下水等で雨水がそのまま下水に流れ込む事業がありますよね。生活雑排水ではなくて雨水がね。汚水ではなくて雨水の話。そうすると都市のように小河川が都市の中に入っているとかいう場合には、水循環がそこで途切れるのではないかとというふうな話で。水循環が途切れるというふうな意味で環境負荷としてマイナス便益が捉えられるのではないかとという質問だと思うんですよ。だから生活雑排水で雨水量を維持するっていうんじゃないで、雨水を下水に流し込む場合というふうな。向こうからずっと雨水の話で、雨水を下水につなげるかつなげないかという話で。つなげた場合のマイナス便益というのは水循環としてあるだろうと。水循環の途切れとして考えられるだろうという話

です。

(委員)

漁業長と鮎の話をしておりまして、下水道を作ることがそういう鮎とか淡水魚に対して非常に悪い効果を与えているというふうな話がありまして。そういうのはどうかなということでお聞きしたんですよ。

(下水道T M)

一般論ではなくて、三重県で実施しております現行の下水道整備は、雨水と汚水を分離しております分流式でやってございます。それで一部四日市市と津市に非常に古いタイプの合流式の処理区域というものを設定した単独公共下水道というものがございますが、現在整備中の下水道、汚水処理については分流式でございますので、三重県下におきましては、下水道整備によって、委員の方がおっしゃいましたような、雨水の水循環を下水のほうで取り込んでしまって、流況が変わるといふような怖れというところのご指摘に近いかと思えますけれども、自然に公共水域に流すような汚水排水がなされるというふうを考えております。

(長島町上下水道課長)

先週末に中部地区の下水道協会の管理職員会が開催されまして、日本で合流式の下水処理が始まったのはヨーロッパのイギリスとかドイツの方式を真似てやったそうなんです。ところが年間降る雨水の量がヨーロッパと日本とでは違う。それでヨーロッパの場合は1年を通してコンスタントに雨が降るようなんですが、日本の場合は非常にたくさん降る時と少ない時とある。だから合流式は日本では不都合ではないかというような講演でございまして。私もそれを聞いておりまして成る程なと思ったんですが。そういうことで大都市では合流式なんです、県の方からもおっしゃいましたように、地方の市町村が行っているのが分流式で雨水と汚水を分けた処理を、長島町もそうなんです。そういうことで委員のおっしゃられる意味は、あまり今回の事業ケースの場合に限って言えば、心配ないのではないかというふうに思っております。

(委員)

この事業についてはあまり心配しておりません。全体にどうなるかをお聞きしただけです。

(委員)

下水道の供用開始地区になった所に対する住民説明会を頻繁にやってみえると思うんです。既存の合併処理槽を使ってみえるご家庭、それから既存の単独浄化槽を使ってみえるご家庭、それから汲取式のご家庭、いろいろあると思うんです。それぞれのケースに対してどういう指導をなさっているのか教えていただけますか。

(長島町)

毎年3月末に供用開始する地区におきまして、それぞれ受益者負担金のお話と排水設備のお話というようなことで、各地区回っておるんですけれども、ほとんどの方がいわゆる単独浄化槽の設置をしてらっしゃいます。合併浄化槽につきましては僅かだと思います。また汲取りも僅かだというふうなことです。既設浄化槽の廃止につきまして、パンフレット等でも説明しておりますけれども、特に既設浄化槽の再利用という面も、雨水の貯水施設への改造ということとか、大雨等の浸水防止にもなりますよというようなことで、再利用方法についても説明はさせていただいておりますが、現状のところ、年に3件くらいは再利用をしたというようなことは聞いておりますけれども、ほとんどの方が埋めてしまう。上部をカットいたしまして、埋めてしまうというようなことがほとんどだというふうに考えております。

そして合併浄化槽に関して、供用開始をしたので速やかにお願いいたしますというようなことでPRはさせていただいております。しかしながら最近家を建てたので、合併浄化槽といえますと70万円、80万円いたします。これをすぐに公共のほうに切り替えてくださいと言ってはおりますけれども、やはりなかなかもったいないというようなこともあります。しかしながら管理費用につきましても、年間維持管理費が5万円ないし6万円くらいかかると言うんです。そうしますと、下水道使用量もひと月に5,000円ほど使えるといいますと、約40m<sup>3</sup>流せるわけなんです。そのへんからいきますと、あまり水を使わないお宅であれば下水道のほうに流したほうが、費用的には助かるよというような説明もさせていただいております。

汲取便所につきましても、3年以内に改造してくださいよというようなことでやっております。そういうようなことで、それぞれにつきまして、改造資金の融資斡旋制度とかそういうのも利用させていただいて、水洗化に努めておるといような現状でございます。

(委員)

個人的には合併処理槽を設置されているお宅については、下水道につなぎこんでくださいということ言うのは申し訳ないというか、逆にありがとうございますと言ってもいいくらいなものじゃないかなと思ってます。できたら、きちんと合併処理槽で処理していただければ、それに越したことはないわけですよ。それをもう少しはっきりお伝えいただきたい。というのは、例えば市町村の場合、道路の側溝整備とからめて、この1列のお宅が全部下水道につなぎこんでくれましたあかつきには、ここの排水溝の整備もしますとか、どうもセットでされるケースがいくつか耳にします。そうすると1軒つないでない家があると、ご近所の圧力が、「お宅が下水道につながないために、ここの排水溝はきれいにしてもらえない」といようなケースまで含めて、役場のほうが勇み足。そういう言い方をされているとは思いませんけれども、取るほうにしてみたら、そういう取り方もできるような言い方をされているんじゃないかなと思われるケースがあります。

合併処理槽の場合、単独処理槽はもちろんつないでいただいて、できたら再利用というような形で私はつなげていただきたいんです。やはり合併の場合は「とても先見の明があって、あなたの所は偉い」と言ってあげて。ただ将来合併処理槽がますぐなったらつないでくださいねぐらいのことにしていただいたほうが。一般の方というのは合併処理槽と単独処理槽の区別がほとんどついていない方が大部分なので、「お宅浄化槽つないでないん



じゃない」と一括して言われると、やはり住民同士のトラブルに発展しかねないなというふうに思いますので、気を付けていただくとありがたいです。

(委員)

これはもう長島町の話ではないと理解してください。いつもここで公共下水道の話になりますと、皆さん忸怩たる思いですので、ここまでやっていて、もう今さら止めるわけにはいかないという話はよく出てきている。これは再評価ですから、何年か経った後にこうやって出てくるんで、致し方ないんだろうと思うんですが。

県としては、そういう合併浄化槽と公共下水道の対比で合併浄化槽のメンテナンスが悪ければ出てくる水質はあまりよくないというふうな話は、公共下水道の処理場が、何かトラブルがあればいいものが出てこないという話と同じ議論ですから。お互いにきっちりしたメンテナンスが実行されていくというふうなことで見た場合に、公共下水道の確実な有利性というのはどこにあるんですか。

合併浄化槽が非常に進歩していった過程の中で、コストまで考えた上で、確実に公共下水道は有利ですよ。市町村の負担があったとしても公共下水道をやりなさい。というのはなぜかという、今後まだやってない市町村というのがあると思うんですよ。そういう所が非常に財政が厳しくなってきた段階で判断する時に、やはり県全体がそういうしっかりした意識を持っていて、公共下水道じゃなくても高性能な合併浄化槽を勤めて、その管理に関しての条例でも町で作ればそれなりの効果が出てきますよというのであれば、それはそれでいいんじゃないかな。いつもこの議論を聞いていますと思うんです。そのへんに対してご意見をいただきたいと思います。

(下水道TM)

一般的に下水道の有用性が突出しますのは、人家密集地の極端な例を言いますと、浄化槽が宅地内に設置できないくらいの区画とか、建物に余裕地がない場合が挙げられます。それらがまとまった一団の土地の中で汚水を処理しようとする、やはり下水のシステム、あるいは農業集落排水、要するに合併、一団となった地域全体をとという所が突出した場合の極端な例だと思います。それをもう少し極端に言いますと上に伸びた場合。ビル群が林立しているような所なんかは、非常に効率がいいだろうというふうに思います。ですから極端にまばらな地域へといった所の境目が、どこらへんになるのかというのが、1つの方向性を決める時の判断基準になるのかなというふうなことを考えております。

それともう1つは、少々疎らになった所も取り入れたとしても、集合した地域の影響範囲くらいまで取り入れた場合には集中処理をするメリットとスケールメリットというのが、非常に大きな要素として考えられると思います。それとあと将来に対するリスク管理ということで、環境ホルモンとかそういうものに対応するには、スケールメリットが出る大規模な所で一括して。そして管理の仕方も応用ができますから、下水処理という処理場を持ちますと。ポイントを点でばらばらにやるものと違いますので。そこらへんで非常に有用性を発揮するだろうというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

それではどうも、長島町の公共下水道のご説明ありがとうございました。また休憩を挟みまして、意見書を取りまとめ、ご報告申し上げます。

ここで誠に勝手なんですけど一旦休憩して、伊勢市には申し訳ないんですけども都市下水路の説明を 10 分後に再開いたしますのでよろしくをお願いいたします。それと委員長として誠に申し訳ないんですけど、どうしても避けられない所用がございますので、ここで退席させていただきます。代わりに副委員長に議事進行をお願いしたいと思います。

(休憩)

(副委員長)

よろしいでしょうか。委員長がやんごとなき所用で退席しましたので、代わりに副委員長の私が続けさせていただきます。

続きまして 103 番の下水道事業につきまして、伊勢市から説明をお願いいたします。

### 103 下水道事業(倉田山都市下水路事業)伊勢市

(伊勢市下水道建設課長)

伊勢市下水道建設の課長でございます。本日は委員の皆様方、ご多忙中にもかかわらずご審議たまわりますこと、誠にありがとうございます。事案でございます倉田山都市下水路事業につきましてご説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。座らせていただきまして、ご説明申し上げます。OHPのほうよろしく申し上げます。

伊勢市は三重県南部に位置し、東に五十鈴川、西に宮川、そして中央に勢田川が流れ、北は伊勢湾に面し、南は朝熊岳をはじめ多くの山が連なり、南高北低の地勢となっております。五十鈴川と宮川に挟まれた地域の地形は、南の山間部から一気に平地の市街地に移り、距離を置かずに住宅地や農地の低地帯となっております。このような地形から伊勢市の住宅地は低地帯に多く、降雨のために浸水被害に見舞われていることから、これまでに多くのポンプ場を建設し、浸水対策を講じているところであります。このようなことから本件の倉田山都市下水路事業もその一環として、浸水被害の防止を果たすべく整備を進めております。

倉田山都市下水路事業の概要よりご説明申し上げます。まず倉田山都市下水路の位置をご説明申し上げます。OHP申し上げます。ここが宮川でございます。ここが五十鈴川でございます。ここが勢田川でございます。道路ではここに国道 23 号線が走っております。鉄道ではここが近鉄で、伊勢市駅、五十鈴川駅がこちらにあたります。またJR参宮線がここを通過しております。皆様ご存知の伊勢神宮の外宮がここにあります。すぐそばに伊勢市役所がございます。その中で倉田山都市下水路の位置は、この区域にあたります。今の部分を図面を変えて拡大したものでございます。倉田山都市下水路事業の事業箇所及びその周辺には、伊勢警察署、伊勢市消防署、伊勢市生涯学習センター、市立倉田山中学校、県立伊勢工業高校、県立伊勢女子高校。頭上には表せませんでした。少し離れた所

でございますが、県立宇治山田商業高校の公共施設が集中している地域でございます。

これよりは資料に沿ってご説明を申しますので、資料をご覧ください。まず資料1ページの事業の目的でございますが、既設水路の断面が不足していること、勢田川の背後地が低地帯であることから、勢田川の水位が上がると自然排水ができない、このような状況の中で、ちなみに勢田川は感潮河川でございまして、満潮の時には水位が上昇いたしまして、自然排水ができません。などの理由からたびたび浸水被害に見舞われております。このため勢田川改修と整合した雨水排除の整備として、ポンプ場の建設と水路改修を行い、浸水被害の防止を図ろうとするものでございます。

資料3をご覧ください。倉田山都市下水路事業の位置関係と浸水箇所を图示してございます。流域面積は126haで黒線で囲った区域でございます。前の位置図でいきますと、黒と黄緑色で囲った部分でございます。浸水箇所は水色で着色してございます。次の資料6に、その浸水状況の一部と水路の現状が添付いたしておりますのでご覧ください。

申し訳ございません。1ページにお戻りください。事業の期間は平成5年度から平成20年度とし、3期の整備計画で進めたいと考えております。事業の計画及び内容は、計画流量として毎秒17.7m<sup>3</sup>、降雨強度が10年確率で時間雨量70.4mmといたしております。施設の内容でございますが、水路改修として2,801m、ポンプ整備として口径900mmのポンプを1台、口径1500mmのポンプ3台を計画しております。事業の経過といたしましては、平成5年に都市計画決定事業認可を得まして、同年事業着手をいたしました。浸水被害の常習地でございますので、地域の方の理解と協力を得まして翌年にはポンプ場用地を取得し、以後計画的に事業を進め、平成12年3月にポンプ2台を供用開始し、平成13年3月にもポンプ1台を供用開始しました。その間平成11年2月に事業認可の変更を行い第2期整備に入っております。平成13年度以降は1号及び2号の幹線水路の築造を進めているところで、本年度に10年目を迎えたところでございます。

事業の実績につきましては、計画的に整備を進め、平成13年度末でポンプ施設の供用が3台、水路の供用が1638.2mとなっております。また平成13年度末の事業費累計は約33億7,000万円でございます。全体事業費ベースで整備率80%となっております。今後の予定といたしましては、平成14年度及び平成15年度で現行認可の水路改修を完成させ、さらに上流部の浸水被害の解消を図ることから、ポンプ施設の設置、水路の改修を進めたいと考えております。

事業の効果であります。資料3、4、5に示しましたとおり、整備が進むにつれて浸水解消をいたしております。この間の地元の状況を申しますと、下流部の浸水被害が甚大であった所の浸水解消が果たせたことによりまして、住環境が改善され、地域住民には大変感謝され、福祉の向上、地域の活性化にもつながっております。また2施工箇所の浸水地域の住民の方からは、住環境のみならず墓地の浸水等も現在ございまして、早期着手を求められておるところでございます。また工事に伴う道路の長期通行止め等もございましたが、ご理解とご協力を得て工事を進めさせていただいたところでもございます。一方この地域には先にご説明申しましたとおり、広域行政にも重要な役割を担っております伊勢警察署、伊勢消防本部、集会施設及び各種学校等の公共施設が集まっておりますことから、この通路にあたる道路が浸水被害を受けておりまして、事業当初から早期の水路改修を要望されております。今日のOHPに示した、この施設の真ん中の部分に道路が、かなり広

い幅の道路でございますができておりまして、その道路の一部が浸水をいたしております。

事業の再評価でございますが、現在価値比較法で分析をいたします。費用便益は浸水防除効果を対象といたしまして、家屋被害と家財被害でございます。施設建設・維持管理費用といたしましては、ポンプ場及び水路の建設と施設の維持管理費、改築費でございます。対象期間を事業完了より50年間としまして、この場合でございますと平成70年度となっております。分析結果の費用便益比は1.16、純便益11億2,200万円でございます。浸水被害の軽減効果79億4,300万円、建設・改築・維持管理費68億2,000万円の内訳についてご説明申し上げますので、追加資料をご覧ください。

まず、費用便益の浸水防除効果でございますが、家屋被害として78億8,800万円、家財被害として5,500万円でございます。この詳細につきましては、下段に一覧表を付けさせていただきますとおりで、一般家屋と事業所の床上、床下、家財の被害額を積み上げております。一方施設建設・維持管理費用の施設建設費と施設改築費は、ポンプ場の土木建築費として19億4,800万円、ポンプ場機械・電気費として29億600万円、水路改修費として16億6,600万円でございます。また施設維持管理費は3億100万円でございます。

資料2の再評価チェックリストをご覧ください。事業費は全体計画分が47億円、現行認可計画分が42億円でございます。事業計画につきましては、全体計画として水路延長2,801m、ポンプ施設毎分1,066m<sup>3</sup>でございます。現行認可計画は水路改修延長が1,389m、ポンプ施設につきましては全体計画と同様でございます。恐れ入りますが、整備状況欄の括弧書きの平成9年度末がミスプリントでございます。申し訳ございません。正しくは平成13年度末でございます。大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

その整備状況は、全体計画ベースでいいますと、平成13年度末で水路が58%、ポンプ設備が70%の進捗でございます。平成14年度は、水路改修を160m実施することにしております。従いまして、平成14年度以降の残事業といたしましては、水路が1002.8m、ポンプ設備が1台となります。事業の推移につきましては、計画的に整備を進めてまいりまして、平成13年度末の累計が先ほど申し上げました約33億7,000万円でございます。施設の供用として、ポンプが平成10年3月に2台、13年3月に1台を稼働し、水路は毎年供用開始をいたしてございまして、平成13年度末で1638.2mの供用開始となっております。地元情勢の変化につきましては、大きな変化は見られません。事業が進むにつれて浸水箇所が減少し、住環境が改善されていることから、地域住民のこの事業に対する関心は高く、早期完成の要望が出ておるところでございます。社会経済情勢の変化、自然環境条件、全体計画の変更はございません。費用対効果につきましては、先ほどご説明申し上げますとおりでございます。

伊勢市の総合計画では、誰もが住みよい社会の創造、活力ある社会の創造を基本柱と謳っております。これまでの気象状況とは異なり、異常な豪雨がみられるようになった今日、浸水被害も多大であります。災害に強い街づくり、住民が安心して暮らせる街づくりは急務であると考えております。このような社会基盤の整備は行政責任でもあり、住民要望の強いこの事業を継続したいと考えておりますので、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。以上でございます。

(副委員長)

ありがとうございました。伊勢市から説明ございましたけれども質問どうぞ。

(委員)

いくつか確認のための質問があります。1つは8ページ以降の浸水区域が実績なのか、それとも計画で降雨確率とかいろいろ想定されていますけれども、それに基づく浸水想定区域なのか教えてください。

2つ目ですが、この事業計画区域というものがどういう意味を持つのか。具体的に8ページを見ると、区域外の浸水地域の水を吸い上げて、次の絵を見るとそこが浸水解消しているというふうになっています。計画区域又は事業区域と外の間をどういうふうに理解するのかというのが2点目。

それから3点目です。これは極めて単純なんですけど、ポンプと勢田川の間が随分離れているんですけど、勢田川はポンプをどうやって使い排水するのか教えてください。

(伊勢市下水道建設課長)

この浸水の区域でございますが、実績を拾い上げて図示をさせていただきました。計画区域の関係と外の間でございますが、この黒線で囲ってございます所が、いわゆるこの倉田山都市下水路の流域でございます。これで流域として計画決定をいたしております。それで外の水色で塗った部分との関係でございますが、勢田川は先ほども申し上げましたとおり、水位が非常に高うございます。自然排水が非常に限られた時間しかできないということがまず1点ございます。

それとこの区域内の水路が非常に狭小であるということ併せまして事業計画をしておるわけでございますが、特にこの下流部分につきましては、本来ですとこの黒い部分に降りました雨は勢田川へそのまま出ていくわけでございますが、勢田川の水位が高いので自然排水ができない。その時にここに降った雨がこの図面でいきますと右側のほうに溢れ出まして、どんどんこちらへ広がってまいります。それで浸水被害を起こしているということで、受益地としてはこちらの部分がカウントになっております。

3点目のポンプと勢田川が離れておるという関係でございますけれども、ここには、立軸斜流ポンプというのを設置してございます。ポンプのプロペラが磨耗しないようにということで、ポンプの機械に入る手前に沈砂地というのを設置するわけですが、ポンプと沈砂地全部を合わせますとかなりの面積が必要になってまいります。それで特にこの勢田川沿いの部分につきましては、県道が走っていること。人家がかなり密集して張り付いているということで、このポンプ場規模の用地を取得するために、勢田川のそばで用地を取得することができませんでした。それで少し上流に、そういう意味では上がった所にポンプは設置しております。ただし現地の地形を申しますと、勢田川のすぐそばの人家の部分から、このポンプ場のすぐそばにJR参宮線がございますが、JR参宮線のほうへむしろ地形的には下がっております。そういうこともございまして、こちらからポンプで圧送をいたしております。自然排水ができる時にはその圧送管にそのまま水を流すという格好をとってございます。3点のご質問にお答えさせていただきました。

(委員)

そうすると、ポンプから勢田川まではパイプになっているということですか。

(伊勢市下水道建設課長)

自然排水も同時に行いますので、コンクリートの矩形断面の暗渠になっておりまして、我々ボックスカルバートという表現をしますけれども、完全なパイプではございません。

(委員)

私もよく分からないところがありまして。災害に対する防災事業になるわけですが、B/Cとしては、今までの感じからいたしますと、この事業箇所が1.16というので、どちらかという低いB/Cの数値だなというふうに思っているんですが。便益などはどうしてこういう具合の数値になったのかという裏付けを教えてくださいたいんです。

(伊勢市下水道建設課長)

例えば河川の場合でございますと、おそらく破堤をした場合の費用、便益を計算されるんだと思います。破堤しますと、その川の高さにもよりましようけれども、それこそ本当に上流域の水がそこへ随分入るといことで非常に広範囲にたくさんの被害が。被害区域がもっとはるかに広く大きくなると思うんです。それでこの下水道の都市下水路につきましては、面積がそこそこ大きいとは申しまして、所詮は局部的な区域を拾っておりますので、そういう関係で便益が少ないのかなと。ただ建設に関しましては、特にこういうポンプ場を要する部分につきましては、ポンプ費用が結構建設費としてかかりますので、自然勾配で水路のみ改修をすればその効果が発揮できるものと比べますと、この比率が少し低いのかなと、このように考えております。

(委員)

幹線水路の工法を教えてください。今の費用が関係するんじゃないかと思うんです。

(伊勢市下水道建設課長)

現在整備をいたしております所につきましては、ポンプ場からの部分、自然排水と圧送部分と同時だということは、暗渠というご説明をさせていただきました。それ以外の所につきましては開渠でございます。特に下水道の施設の場合は、比較的工事の隣接箇所に住宅が建っているという部分がございますので、そういう所の仮設には例えば矢板を打たなければならないとか、そういう部分はございます。ただ今回のこの倉田山都市下水路の中では、一部水路の断面が狭いんだという所も参考に付けさせていただきました。その部分につきましては、それこそオープンで、たいした仮設もいたしておりませんので、そういう意味では安くなっておるのかというふうに考えます。

(副委員長)

質問なんですけれども、これは水路においての用地取得もやっているんですか。それはないんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

用地につきましては水路部分につきましても、一部用地買収がございます。大半は既存の水路内で実施しています。例えば土端である所をコンクリートで立ち上げて、なるべく今の道路幅で処理しようというふうな格好を取っておりますので、一部分ではございますけれども用地買収もございます。

(副委員長)

先程のベネフィットが少ないという話なんですけれども、家屋の数というのはどのくらいになっているんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

家屋の数なんです、実際の被害家屋数なんです。

(副委員長)

ちょっとその前に。家屋の数というのは被害地域、受益地域と先程おっしゃっていた。こっち側が広がっている、オーバーフローしてしまう。受益地域を含めてなのか、この受益地域、つまり被害地域、この青く塗った所だと理解すればいいわけですね。

(伊勢市下水道建設課長)

はい、そうです。

(副委員長)

はい、ありがとうございます。

(伊勢市下水道建設課長)

受益地域を含めて 356 戸あります。

(副委員長)

ありがとうございます。

(委員)

資料 4 の地図で教えていただきたいんですが。これは平成 14 年度半ばで、黒瀬のいわゆる人口密集地というのは多少残っているという状況ですか。まだまったく残っているわけですか。

(伊勢市下水道建設課長)

今、ポンプが 3 台据えてございますので。

(委員)

平成 12 年度施工と。

(伊勢市下水道建設課長)  
この資料 4 の部分の。

(委員)  
一番下ですね。

(伊勢市下水道建設課長)  
J R より北の部分のこの部分は解消済みで、J R から上の部分が残っているという状態  
であります。

(委員)  
上の部分が残っているわけですね。

(伊勢市下水道建設課長)  
はい、そうでございます。

(委員)  
そうすると後 17 年までの間で、久志本町と倉田山が残るだろうと思うんです。この辺  
はやはり高台ですか。

(伊勢市下水道建設課長)  
標高的には少し高くはなっております。ただ、ここが一番大きな部分が、この資料 4 の  
図面で伊勢警察署です。

(委員)  
ええ、ありますね。それからちょっと北へ来た久志本町。

(伊勢市下水道建設課長)  
その道路を横断する所が、この 1 号幹線も 2 号幹線も共々非常に狭くてネック点にな  
っておりますので、その上流部分は、依然解消いたしておりません。

(委員)  
そうですか。最近このへんの民家はすごく増えてきておりますわね。

(伊勢市下水道建設課長)  
はい。ですので、まず水路につきましては、上で浸水いたしてありましても、下からの  
改修というのが前提でございますので。皆さんには要望は何度となくいただいております  
けれども、お待ちいただいている状態でございます。



(委員)

宇治山田商業高校にしても、伊勢女子高校にしても、むしろどちらかといえば高台ですわね。ああいう公共的な施設というのは、むしろ民家のほうが低めにこうあるのかなというような感じがするんです。

(伊勢市下水道建設課長)

ええ、そのとおりでございます。ただ先ほどここは地元では文教区というふうに言っておりますけど、非常に学校関係がたくさん建っております。その中で、本当はこの中にはまだまだ皇学館大学、皇学館高校とたくさんございますけど、ただここに挙げさせていただきました学校は、今現在も道路が湛水する箇所を通路として通っていかないかん所がございますもので、それであえてここに挙げさせていただきました。

(委員)

そうですね。女子高にしてもそうですね。校舎は上ですけども。

(伊勢市下水道建設課長)

実際にはここが浸かるわけではない所もございます。この中にもそれは塗ってございませぬけれども。

(委員)

そういうことが確かありますね。はい、分かりました。

(委員)

確認したいんですけれども、8ページの資料3と書いてある地図で、太い黒枠で囲ってある所が今回の事業の排水区域ということですね。すると排水区域での排水が悪いので、その区域外の北東側の水色がちょっと出っ張っている所、その浸水被害が出てしまったので、下水路の改修工事をされると。そういうふうにと考えたらよろしいわけですか

(伊勢市下水道建設課長)

合わせてでございますけれども、区域内の水色の部分と、その出っ張った部分のこの解消を図るために、事業を立ち上げました。

(委員)

ということですね。便益のほうに挙げていただいているいろんな浸水被害というのは、この水色で塗った、要するに区域内と区域外にわたってまずけれども、その両方を合わせて便益としてカウントしてみえるということですね。

(伊勢市下水道建設課長)

そうでございます。

(委員)

そういうことですね。ここは元々こういう地形の場所だったと思うんですけども。近年浸水被害が増えたということ、先ほどから資料を見ていますと、水路の断面不足と近年の豪雨がすごく多くなって書いてあったかな、雨量が多くなって書いてあったかな。とにかく雨が多くなっていると、何かそんなふうに書いてあるように思うんですが。このあたりがこんなに浸水被害が増えたというのは、もともとの原因は、大きく言ってどこにあるというふうに考えて、この計画を立ててみえますか。

(伊勢市下水道建設課長)

近年の気象変化という部分で、ご説明からさせていただきます。一般的によくそういう表現はされておりますけれども、私自身も過去の降雨の状態と、今現在と比べますと、近年のほうがどちらかというと集中的に雨が降る傾向があるというふうな感覚を持っておりますので、そのようなご説明をまずさせていただきました。それでこの地域が過去と最近と比べて浸水被害がどうなのかということでいきますと、伊勢市は低い所でございます、すぐに伊勢湾ということで、ポンプ場が過去からたくさん作ってございました。ただ貧乏な市でございますので、これまで特に市街地の部分で整備を進めていたということがあって、ここらへんは浸水被害が起きていたけれども、しばらくの間は全く手をつけなかったという現状がございます。

ある一時期には開発も当然ございました。ただ開発につきましては、開発指導要綱等で調整地を設けるなりそういう手立てはいたしておりました。元々そういう地形であったということで、ご理解たまわりたいと思います。

(副委員長)

黒い縁の所の中が排水地域で、地図でいうと右の上の北東のほう、浸水地域としてカウントされている。なぜこちらが事業計画の中に入っていないんですか。よく僕は分からない。何でこれが黒い枠で囲まれないんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

基本的にこの都市下水路事業の場合に、その計画区域と申しますのは、それぞれの流域で計画をしていくということでございます。それで特に今回は特異なケースなのかも分かりませんが、実は隣は隣でまた排水口があるわけです。ただ倉田山都市下水路でいいますと、今回の計画の中にもございますけれども、およそ 70 mmほどの雨が降りますと、毎秒で約 18 t くらいの水が出てまいります。そしてこの勢田川の水位が高いことによりまして、全く水が流れ出ないという状態なんです。ただ大昔の古い機械も思うように動かんポンプが、実は下流にございましたけれども、それが非常に規模が小さすぎる。そうすると結局行き場がございませんので、それが一気にこの所で溢れ出た。ですのでこの水をカットすれば、この出っ張った部分の水が解消する。現実にもそういうふうにこの地形の場合はなっておりますので、事業効果が発揮できていると思っております。

(副委員長)

そうすると、もう1つ分からないところがあるんです。この出っ張った所と黒い太い線が境界線にあるんですけど、この水の流れからすれば、そこが標高的に一番高い所だ。そこからオーバーフロー、地形的に言えばこぼれ出ていくというふうに理解すればいいんですか。それでは水は通常であれば、勢田川を別とすれば、地形的には2つに分かれて水は流れているよというふうに考えればいいわけですか、流域が違うということは。

(伊勢市下水道建設課長)

水はこの図面でいきますと、手前のほうからずっとJRの参宮線を過ぎまして、勢田川のほうに流れております。特にJRの参宮線と勢田川の間が特に低うございます。それでここでどんどん水位が上がっていきます。

(副委員長)

それは分かる。

(伊勢市下水道建設課長)

右のほうへ溢れ出ていくんです。それでこの右側は右側のほうで、実はこの1番右端、方位が示してありますすぐ傍の所にポンプ場がございまして、この水はそちらのほうへ流れ、排出されているんです。ただやはり能力との関係で、その能力に見合わない多くの水がどんどんこの区域に入ってきておりましたので、この水を流さないようにしないことにはとてもじゃないけど浸水解消ができなかった。こういう格好でございます。

(副委員長)

それであれば、次の資料4の平成12年度から平成17年度でございますよね。そうするとこのポンプ場で水をどんどん取ったら、平成11年度でここは解消されるわけですよ。もう既に斜線が引いてありますから、ポンプ場の周辺というのは解消しているわけですよ。資料3で浸水解消区域になるわけですね。資料3が資料4に変わって、既にもう浸水していない。するとこのポンプ場を強化すると、離れた所の水が減っていくわけですか。

(伊勢市下水道建設課長)

ポンプ2台だと完全にはまだカットが仕切れなかったという所があって。この平成12年度からの資料4の部分になりますと、この時期になりますとポンプ3台が整備されるという計画、そのようにしておるわけでございます。ですので、明確にこの線という、こういう所までは明確ではございません。やはり近い所のほうが高さの関係で早く解消したということ。この程度解消していたという表現でご理解たまわりたいと思います。

(副委員長)

それは分かるんです。そうしますと、こちらのポンプがどんどん水を捨ててしまえば、この水はどうやってこのポンプに来るんですか、水の流れ。例えば非常に水位が高い時の水の流れはどうなんですか。水面は一定になりますよね。ところがある一定量減ってき

て、自然に水が移動するようになった場合には、ここではどう移動するんですか。その上に鉛筆で書いてもらっても結構です。今回の改修する水路はよく分かるんですけども、計画地域ではない所に浸水している水というのは、浸水の時にはどういう動きがあって、解消されていく時、もし水が溜まっているとしてポンプでどんどん引き始めたら、水はどちらへ行くんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

この水路はこういうふうな流れと、一方この地域につきましては、水はこちらへ流れています。こちらからこちらへ流れ出る分は、押さえ込まれることによりまして、どんどんこちらの水の量が減ってまいりますので、通常の水の流れ方でこの解消はされているという格好です。今まではこちらからこれへ流したんですけども、基本的にはこちらからこちらへ出ていったのが抑えられたのです。

(副委員長)

そうすると平成12年から平成17年の部分で、こぼれなくなった。であれば同時に解消しちゃうんじゃないかという気がするんです。つまりこちら側が解消したら、向こう側には行かなくなるんだろう。つまりこぼれ出るコップの水がないんだから、落ちる水もないだろうと。であれば、この図面だけでいえば、向こうは別の要因だと考えられるんだから、ベネフィットの部分はこっちの部分は関係ない可能性だって出てくる。確実に出てきはないけれども、もともと水が浸かるのは、ここが原因ではないのでは。向こうも原因があるんじゃないの。だったらベネフィットは例えば6対4だとか、分けなきゃいけないんじゃないのという話になるかもしれない。

(伊勢市下水道建設課長)

こんな線引きで明確に表してしまったもので、こういう格好になったのかなと思います。基本的には溢れ出る分を押さえ込むことによって、こちらの分が少しずつ減っていくというのが基本でございます。

(副委員長)

いや。低いんだったら、原因は違うんです。こっちじゃないわけです。低いんだったら、原因は違う原因なんです。向こうが特別低くて向こうに水が溜まって、こっちの水が全部ポンプで解消されてもまだ向こうに水が溜まるよというんだったら、こっちのポンプの効果と向こうとは全然、最終的には関係ない。ある一定の量が増えてきた時に、向こうに溜まった水の上にもっと水が行くという可能性はあったとしても、もし本当にこういう状態でこっち側のポンプ場のほうが解決されたのに向こうに幾分か水が溜まるというんだったら、その幾分か溜まる被害に関しては、それは向こう側の計画区域でベネフィットとして、被害額として計算すべきであって、こちら側に被害額として入れるのはおかしい。もし、それをやるならば、床下浸水と床上浸水とかに分けて、床上浸水の場合はこっちに被害として入れていくという考え方が取られるんでしょうけど、そうではないわけですね。

(伊勢市下水道建設課長)

表現としてはこの資料3の所に、このまま塗りまして、それでここの部分についても全部ハッチをかけまして、この資料4の時に、やはり塗っという全部ハッチをかけると、この表現が本当は正しいのかなと思います。

(副委員長)

よく分かります。僕もそう思います。水がどうやっても空を、これだと水が空を飛んでこっちに来ない限り、あるいはこっから向こうへ飛んでいかない限り、ベネフィットとしては分けて考えざるを得ないと思うんですよね。こちらの原因が常に向こうの原因につながる限り。

(伊勢市下水道建設課長)

これくらい効果が出ましたよというような表現の仕方をしていましたので、おかしかった。

(副委員長)

分かります。平面でしか見れないですからね。これ立体で少々水位を濃淡でも書けば。

(伊勢市下水道建設課長)

申し訳ございません。表現の仕方が悪うございました。

(副委員長)

分かりました。そのへんを明確にしたかったものですから。ありがとうございます。

(委員)

右上の所にポンプ場があって、そこから排水するとおっしゃいましたね。そのポンプの集水域と排水能力を教えてください。要するに今回やっている事業評価と同じような理屈でやると、そのポンプもその集水域の排水をしているわけですね。そこは多分低い、今青く塗ってある所は低いから、そのウォーターシェッドもあそこに水が溜まっちゃうというふうな理屈になるんじゃないかなと思うんです。そうするとあのポンプのベネフィットとこちら側のポンプのベネフィットを両方二重カウントしているということにならないのでしょうか。

(伊勢市下水道建設課長)

そちらのポンプにつきましては、今の倉田山都市下水路の黒線から右の部分、さらにこの図上では出ておりませんが、もう少し右側の部分も流域になっておりまして、そのポンプの能力は全体で約毎秒 1.3t の整備をしようとするわけでございますので、ポンプとしてはそんなに大きいものではございません。

(委員)

溢れた水の 10 分の 1 くらいは出してくれるというふうに考えていいんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

ただ、倉田山の流域外で降った雨を、そのポンプは吐き出さないといけませんので、1粒たりとも許すまいというような格好かなというふうに思います。

(委員)

ここで計画されている降水量は、新しく作るポンプで原則みんな出さないとい計算が合わないという理解でいいわけですね。

(伊勢市下水道建設課長)

そうですね。ただ、今上流の水路の改修をいたしておりませんので、水の集まり方が少ない。基本的には下水道はポンプがまず先行して、水路を改修という順番でございますので。今の時点では、やっとJRから下手の部分は排水調整が取れておりますけれども、これから以降整備を進めるにつきましては、ポンプをそれなりに整備していかなければいけない。段階的にポンプを進めているという状態でございます。

(副委員長)

そうするとこちら側のポンプの改修計画というのは、将来あるわけですか。

(伊勢市下水道建設課長)

今の伊勢市の状況でございますと、遠い将来でございます。

(副委員長)

ということは、さし当たってこちらも。

(伊勢市下水道建設課長)

いわゆる下水道の計画として、当面考えてございません。

(副委員長)

この分は全部こちらへ行かなきゃいけないわけですね。さし当たって、この水を全部解消するにはこれしかないというお考えということですね。

(伊勢市下水道建設課長)

溢れる水をとにもかくにも溢れさせない。

(副委員長)

大雨になったら、ここで実施するしかないのですか。

(伊勢市下水道建設課長)

そちらに負担をかけないんだということです。

(副委員長)

はい、私は分かりました。

(委員)

地図を見ている限り、今ターゲットになっている場所ですね。区域外の排水を受け持った部分というのは、農地のように、田んぼか何かのように見えるんですが、便益の所で家屋の被害、事業所の被害というのは出ていますが、田んぼの冠水というのが出てないんですけれども、これは田んぼの被害ではないんですか。家屋と事業所だけですか。今現在の浸水被害ですか。

(伊勢市下水道建設課長)

便益としたら、本来であればある程度挙げるべきかなと思いますけれども、今回は挙げてごさいません。田んぼだけではごさいません。昨今のことでごさいますので、随分宅地は建ててごさいます。ただ田んぼのほうが多い状況でごさいます。

(委員)

面積的に田んぼのほうが多くて、先ほど皆さんがおっしゃっていたこちら側のポンプは農業用排水のポンプじゃないかなと思うんですが、そうではないんでしょうか。

(伊勢市下水道建設課長)

そうです。

(委員)

ですよ。そうだとしたら、田んぼの冠水被害ということこそ、その部分のエリアの便益をカウントするんであればここへ入れてもいいんじゃないかなと思うんですけれども。家屋・事業所の家屋被害と家財被害だけで、便益が少ないということは安全側にはなっているわけですが、これだけの面積があって、なおかつその面積の大部分が農地だかなと思うような地図で説明をいただくのであれば、やはり農地としての被害をこちら側からの浸水で被ってしまっているんだ。都市下水路の整備ができてないお陰で、農地の被害を被っているんだという説明のほうが、なんとなく理解しやすかったかなというふうに思います。

(伊勢市下水道建設課長)

今は費用便益分析がごさいますけれども、この事業認可の時点ではそのような指標で事業採択されたことがごさいませんでした。今はこういうシステムになっていますので、やっていかないかんとすることを思っておりますけれども。それとコンサルタントに委託しますとお金も要りますので、職員の手でやりましたもので、そこまで考慮出来なかったということです。非常に申し訳ごさいません。

(委員)

非常に正直なご回答いただきまして、よく分かりました。ただ、考慮出来なかったと謙遜なされたけれども、やはり都市下水路を考えてみえる方は、都市下水のことばかり考えてみえるんじゃないかな。農業基盤整備をやってみえる方は農業用水のことばかり考えてみえるんじゃないかなと、私たちからは見えてしまうんです。だからポンプで排水するのでも、こちら側は農業排水のポンプだったり、いつ改修の計画があるか、おそらくあまり把握されていないと思うんですけれども。どういう機能でどういう田んぼの排水を受け持っていて、どういう問題を持っているのかということに対して、おそらく都市下水路を担当していらっしゃる部署の方が、そこまでなかなか視野を広げられないとか、なかなか視野に入れられないという所を、図らずも露呈したというふうに見えてしまいました。

そうであるならば、やはり同じ市役所内の部署に、農村の方もみえるんでしょうから。同じエリアでどういう計画が、特に同じエリアの水に対して、排水に対して、どういう部署でどんな計画を持っていて、ここの全体としてはどういうことを考えていけば浸水被害というのが、田んぼにしる家屋にしる、浸水被害に変わりはないわけですから。浸水被害というものが減っていくのかというのを、もう少し市役所内でも総合的に考えられるようなシステム作りができれば、今みたいなお答えはないんじゃないかなと思います。

(伊勢市下水道建設課長)

貴重なご意見ありがとうございます。実はこういう事業を進めるにあたりましては、当然のことながら横との連携は取らせていただいております。特に都市下水路の補助率は決して高こうはございません。それで農林サイドでできることなら農林サイドでというのがまず前段でございます。農地の費用対効果を考慮するの必要はありますが、ただ現実にこういう地形の中では、我々都市サイドからすれば、住宅の浸水というのは大きな要素になります。

ただこういう所につきましては、このポンプの管理は地元の方をお願いをこれまでしておりますし、これからも当分はお願いをしようという考え方であります。そういう中で農地を持ってみえる方が主に管理をしていただきます。住宅に住んで浸水に困っている人は得てしてポンプのスイッチは入れには行ってくれません。ですので、農地の方には我々は耐えず目を向けておりませんとその協力は得られません。費用対効果という部分では確かに考慮していませんでしたけれども、目は農地の方にはしっかり向けておりますので。今日は新しい視野をいただきましたので、参考とさせていただきます。

(公共事業総合調整分野総括M)

農地ですので、農地の冠水面積をベネフィットに計算する手法。今回の都市下水については、やはり家屋とか社会資本を中心にやっていますので。昨年のこの再評価審査委員会の中でも、県独自に出し方も検討してみてくださいよということがありまして。今年から農林は二本立てで、県独自のやり方を入れたような出し方と国の出し方と2通り出しています。そのへんがまだ県レベルでやっと調整がついたばかりですので、本来調整していかないといけないと思っていますので、事業によってベネフィットの手法がかなり違うということ、今回の原因になっているということでご理解いただきたい。また今後調



整していきたいと思います。

(副委員長)

それでは前の部分と今回の部分の意見書を取りまとめたいと思います。それでは、6時半に再開ということですのでよろしくお願いします。しばらく休憩させていただきます。

(休憩)

(副委員長)

大変お待たせいたしました。意見書がまとまりましたので、読み上げさせていただきます。

意見書(平成14年度第3回)

## 1 経過

平成14年8月27日に開催した平成14年度第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より林道開設事業3箇所、都市公園事業1箇所、また、各市町から街路事業1箇所、下水道事業2箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県及び市町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

## 2 対応方針案に関する意見

林道事業と都市公園事業に関しましては、事前にご説明、意見書を読み上げておりますので、今回は後半の3箇所について意見書を読み上げます。

まず市町村等事業

### (1) 街路事業

#### 101番 豎町十日市線(鈴鹿市)

101番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、鈴鹿市神戸地区の再活性化、歩車道を分離し交通の円滑化を図る、といった事業の必要性、事業への投資効果が認められることから事業継続を了承する。

しかしながら、同時に進められている市街地再開発事業と、同事業の関連が深いことから十分な調整が図られるよう、また旧市街地に残る歴史的価値のある町家などの建築物の保全を街路事業にて取り組むよう求めるものである。

### (2) 下水道事業

#### 102番 長島町公共下水道事業(長島町)

102番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図る、といった事業の必要

性、及び概ね計画どおり事業進捗がなされているといった状況から判断し、事業継続を了承する。

なお、不要になった浄化槽を雨水の貯留用に再利用するよう、長島町として、より一層促進されたい。

#### 103番 倉田山都市下水路事業（伊勢市）

103番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、市街地の低地浸水被害の防止を図る、といった事業の必要性、事業への投資効果が認められることから事業継続を了承する。

なお、被害の状況に鑑み、より一層早期の事業効果発現を期待する。

また、効果の算定において、市独自で総合的な評価に取り組みたい。

以上3点、意見書を読み上げさせていただきました。委員の方、ご意見。これでよろしゅうございますか。では、こういう形で意見書をまとめさせていただきました。どうも皆さん、大変ご苦労様でございました。

#### （事業評価・システム開発TM）

どうも長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

次回の第4回につきましては、10月の9日水曜日でございますが、前回第2回の委員会から継続審議となっておりますところの海岸事業の2案件につきまして、現地調査のほうを行っていただきたいというふうなことで、計画をいたしております。また詳細につきましては、委員各位に対しまして、後日ご連絡を申し上げたいと思っております。また、第5回は10月の29日火曜日でございますが、これも今日と同様10時からグランパールあさあけ会館の第1ホールにて開催をする予定でございます。また後日ご案内を申し上げますと思います。

本日は長時間にわたってありがとうございました。また、委員の皆様方につきましては、あともう少し時間をいただきまして、日程の調整だけさせていただきたいということで、また控え室のほうにて伺わせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### （公共事業総合調整分野総括M）

どうもありがとうございました。

以上